

福岡県
教育要覧

—令和元年度の実績—

福岡県教育委員会

目 次

第1部 教育施策

第1節 福岡県の教育施策	1
1 教育施策の展開	
2 福岡県独自の指導方法『鍛ほめ福岡メソッド』	
第2節 教育委員会の事務の管理・執行状況の点検・評価	2

第2部 教育行財政

第1節 教育委員会	3
1 教育委員会委員	
2 教育委員会の会議	
3 教育委員会の活動	
第2節 事務局等組織機構	5
第3節 教育予算	7
1 県教育予算	
第4節 広報・広聴、調査統計	9
1 広報活動	
2 広聴活動	
3 調査統計	
第5節 教育文化表彰	10
第6節 福岡県教育文化奨学財団	11
1 教育文化事業	
2 科学教育事業	
3 奨学事業	
第7節 審議会等の議事概況	11

第3部 学校教育

第1章 教育の概要

第1節 現状と課題 13

- 1 小学校、中学校及び幼稚園
- 2 高等学校
- 3 中高一貫教育校
- 4 特別支援学校

第2節 小学校、中学校、義務教育学校及び幼稚園 15

- 1 小学校、中学校、義務教育学校
- 2 幼稚園

第3節 高等学校及び特別支援学校 17

- 1 高等学校
- 2 特別支援学校

第4節 中高一貫教育校 25

第5節 学校の設置及び廃止等 25

第6節 高等学校進学者の受入れ 26

第7節 県立高校教育改革の推進 26

第2章 教育活動

第1節 教育指導の実際 27

- 1 研究指定・委嘱
- 2 中学生進路相談事業
- 3 道徳教育
- 4 生徒指導
- 5 キャリア教育
- 6 へき地教育
- 7 産業教育
- 8 国際理解教育
- 9 統計教育
- 10 情報教育
- 11 男女共同参画教育
- 12 環境教育

13	科学教育推進事業	
14	特別支援教育	
第2節	付随的教育活動	46
1	福岡県教育文化奨学財団	
第3章	教職員	
第1節	教職員の人事管理	47
1	市町村立学校教職員定数と人事異動	
2	県立学校教職員定数と人事異動	
3	教職員の服務	
4	分限・懲戒処分	
5	争訟事件	
6	免許と資格	
第2節	教職員の健康管理	56
1	健康診断	
2	教職員の休職状況（新規休職者数一覧）	
第3節	教職員の給与	57
1	給与改定	
2	退職手当	
第4節	教職員の福利厚生	59
1	公務災害等補償	
2	教職員住宅	
3	公立学校共済組合	
4	教職員の財産形成貯蓄	
第4章	学校施設・設備	
第1節	小・中学校の施設整備状況	61
1	保有面積	
2	文教施設整備等補助金	
第2節	県立学校の施設・設備整備状況	63
1	校舎の維持、修繕	
2	校地の整備	
3	県立学校施設の整備	

第3節 産業教育施設整備及びその他の設備の整備状況 63

- 1 産業教育振興法によるもの
- 2 理科教育振興法によるもの
- 3 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法によるもの

第5章 教育研究

第1節 福岡県教育センターの事業 65

- 1 概要
- 2 調査研究事業
- 3 研修事業
- 4 支援事業
- 5 情報処理教育生徒実習
- 6 研究・研修についての広報普及

第4部 社会教育

第1節 現状と課題 70

- 1 現状と課題
- 2 令和元年度の重点的取組状況と成果

第2節 社会教育委員 72

- 1 県社会教育委員の会議
- 2 社会教育委員の研修

第3節 社会教育主事 73

- 1 社会教育主事

第4節 社会教育事業 74

- 1 青少年教育
- 2 成人教育
- 3 視聴覚教育
- 4 社会教育施設が実施する学習情報提供事業
- 5 調査研究事業

第5節 社会教育施設 77

- 1 公民館
- 2 図書館

- 3 博物館
- 4 県立社会教育総合センター
- 5 県立英彦山青年の家
- 6 県立少年自然の家「玄海の家」
- 7 福岡県青少年科学館
- 8 県立ふれあいの家
- 9 県立図書館

第5部 文化

第1節 現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 79

- 1 現状と課題
- 2 令和元年度の重点的取組状況と成果

第2節 子どもの文化普及事業・・・・・・・・・・・・・・・・ 81

- 1 文化庁の事業
- 2 県の事業
- 3 福岡県教育文化奨学財団の振興事業
- 4 その他の事業

第3節 県立美術館の事業・・・・・・・・・・・・・・・・ 84

第4節 文化財保護・・・・・・・・・・・・・・・・ 84

- 1 文化財保護審議会
- 2 文化財の指定
- 3 文化財の管理
- 4 大宰府関連史跡の環境整備事業等
- 5 文化財愛護思想の普及
- 6 埋蔵文化財の発掘調査
- 7 銃砲刀剣類の登録
- 8 文化財保護に対する助成
- 9 九州歴史資料館

第6部 体育・スポーツ及び健康教育

第1節 現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・ 92

1	現状と課題	
2	令和元年度の重点的取組状況と成果	
第2節	学校体育	94
1	学校体育指導者の研修	
第3節	スポーツの振興	94
1	競技スポーツ振興事業	
2	スポーツ施設	
第4節	健康教育	98
1	保健・安全・給食教育	
2	健康増進特別事業	
3	健康教育推進事業（性と心の健康相談）	
4	性に関する指導の推進	
第5節	児童生徒の健康管理及び環境衛生	108
1	県立学校児童生徒心電図検査実施状況	
2	感染症（インフルエンザ様疾患）	
3	学校環境衛生	
第6節	福岡県体育研究所の事業	109
1	調査研究事業	
2	研修事業	
第7節	付随的健康教育活動	111
1	福岡県学校保健会	

第7部 人権教育

第1節	現状と課題	113
第2節	学校教育における人権教育	114
1	教職員研修事業（学校教育関係）	
第3節	社会教育における人権教育	123
1	県費補助事業	
2	職員研修事業（社会教育関係）	
3	その他の事業	

第1部 教育施策

第1節 福岡県の教育施策

1 教育施策の展開

「令和元年度 福岡県教育施策実施計画」については、福岡県ホームページ（トップページ＞教育・文化・スポーツ＞教育行政＞教育施策）に掲載している。

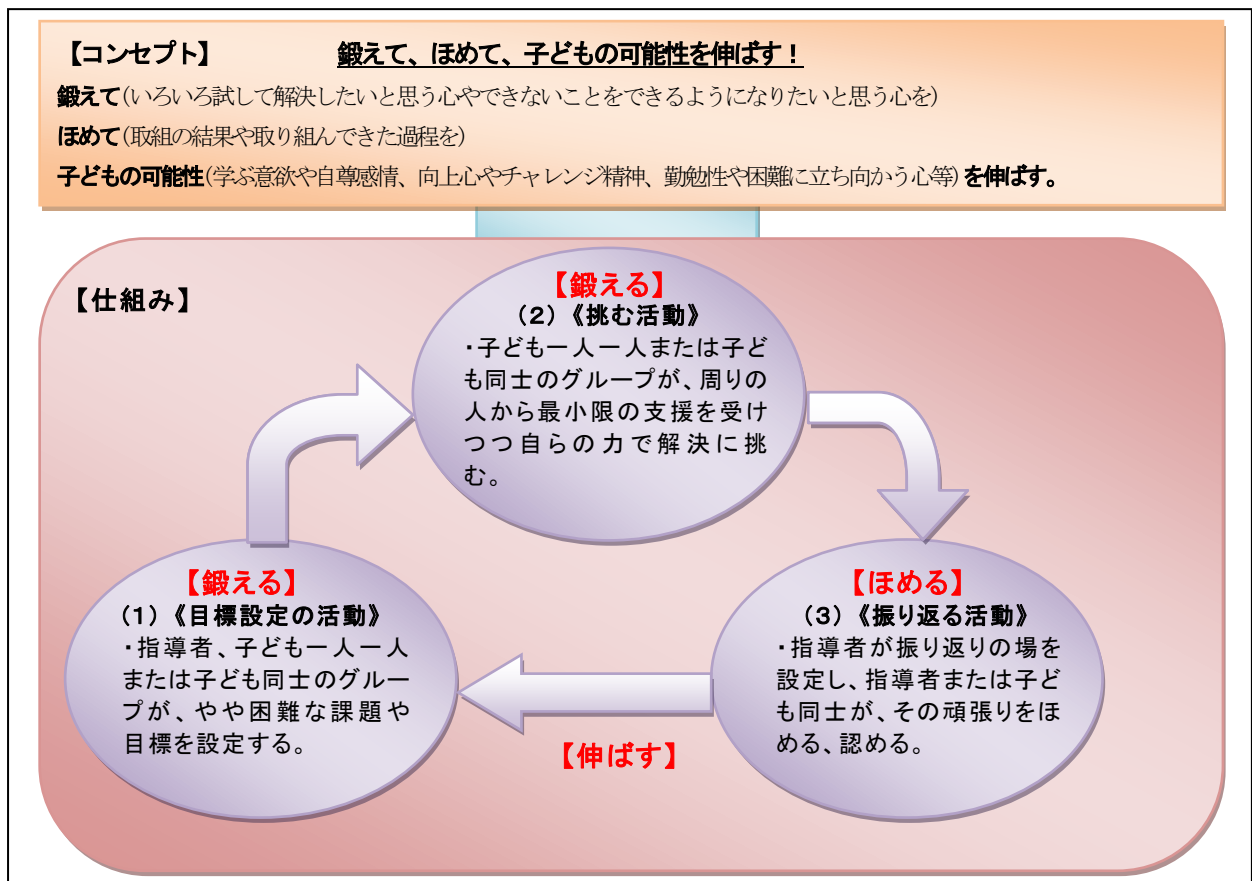
2 福岡県独自の指導方法『鍛ほめ福岡メソッド』

教育は、子どもに関わる大人たちが共通の認識に立ち、同じ方向を向いて働きかけるからこそ、その効果が高まるものであり、このような視点からの取組が必要である。

このため、県教育委員会は、学校、家庭、地域が様々な教育課題を共有し、同じ方向を向いて協力し合いながら、学ぶ意欲や自尊感情、チャレンジ精神、勤勉性や逆境に立ち向かう心など、子どもが自律的に成長するための原動力となる人格的資質を育成するため、「鍛えて、ほめて、子どもの可能性を伸ばす」をコンセプトとした福岡県独自の指導方法『鍛ほめ福岡メソッド』を、福岡県学校教育振興プラン（平成27年12月策定）に示しその理念を県の教育振興基本計画に反映するとともに、「福岡県教育施策実施計画」に位置付けた。

この『鍛ほめ福岡メソッド』を、本県の教育にかかわる全ての方が共有・実践し、実効性のある取組・事業を展開していく。

■ 「鍛ほめ福岡メソッド」



第 2 節 教育委員会の事務の管理・執行状況の点検・評価

「令和元年度 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況についての点検及び評価(平成 30 年度対象)」については、福岡県ホームページ(トップページ>教育・文化・スポーツ>教育行政>教育施策)に掲載している。

第2部 教育行財政

第1節 教育委員会

1 教育委員会委員

令和元年度末現在の委員は次のとおりである。

(令和2年3月31日現在)

区分	氏名	就任年月日	任期
教育長	城戸 秀明	平成26年4月1日	令和3年3月31日
委員	久保田 誠二	平成24年7月16日	令和2年7月15日
〃	宮本 美代子	平成25年7月8日	令和3年7月7日
〃	前田 恵理	平成28年10月17日	令和2年10月16日
〃	木下 比奈子	平成29年8月1日	令和3年7月31日
〃	堤 康博	令和元年10月17日	令和5年10月16日

2 教育委員会の会議

令和元年度において、毎月の定例会を含め23回の会議が開かれ、議案64件、報告22件、協議11件の案件について審議が行われた。

令和元年度中の月別委員会の開催状況は次のとおりである。

種別\月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
定例会	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
臨時会	0	1	1	1	0	0	1	2	1	1	1	2	11
計	1	2	2	2	1	1	2	3	2	2	2	3	23

3 教育委員会の活動

(1) 全国都道府県教育委員会連合会等

ア 全国都道府県教育委員会連合会・教育委員協議会（第1回）

・期 日 令和元年7月8日～9日

・会 場 高知県

・主要議題

① 平成30年度一般会計・特別会計歳入歳出決算の認定

② 平成30年度事業報告

イ 全国都道府県教育委員会連合会・教育委員協議会（第2回）

・期 日 令和2年1月27日

・会 場 東京都

・主要議題

- ① 令和2年度連合会事業計画
- ② 令和2年度一般会計・特別会計歳入歳出予算
- ③ 令和2年度文教予算に関する特別要望の実施
- ④ 要望活動等の追認・報告

(2) 九州地方教育委員協議会・教育委員総会

・期 日 令和元年6月6日

・会 場 佐賀県

・主要議題

- ① 義務教育に係る確実な財源保障について
- ② 高等学校等就学支援金制度の支給対象の上限撤廃及び公立高校授業料無償化制度の対応について
- ③ 小中学校教職員定数に係る国の改善計画について
- ④ 離島高校生修学支援の補助対象経費の拡充及び補助率の引き上げについて
- ⑤ 専門スタッフ（スクール・サポート・スタッフ、部活動指導員）の配置拡充について
- ⑥ 高等学校の空調整備に係る必要な財源の確保について
- ⑦ スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー活用に係る国の財源確保について
- ⑧ スクールロイヤー活用に関する調査研究事業の拡充及び財源確保について
- ⑨ 障がい者雇用の拡大について
- ⑩ 水産高校実習船代船に係る学校施設環境改善交付金の確保について
- ⑪ 特別支援教育支援員の配置に係る地方財政措置の拡充について
- ⑫ 日本学生支援機構の奨学金事務の負担軽減について

第2節 事務局等組織機構

令和元年度における本庁及び出先機関（県立学校を除く。）の組織機構は、次のとおりである。

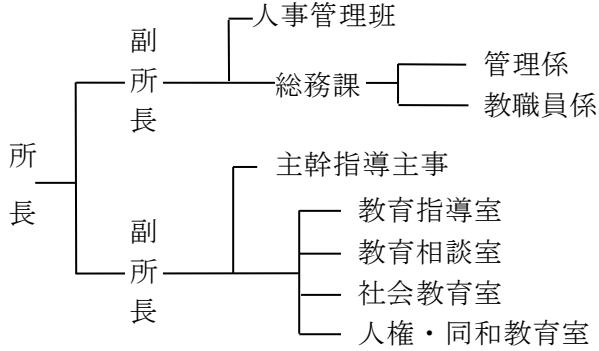
教育庁本庁組織機構



教育庁出先機関組織機構

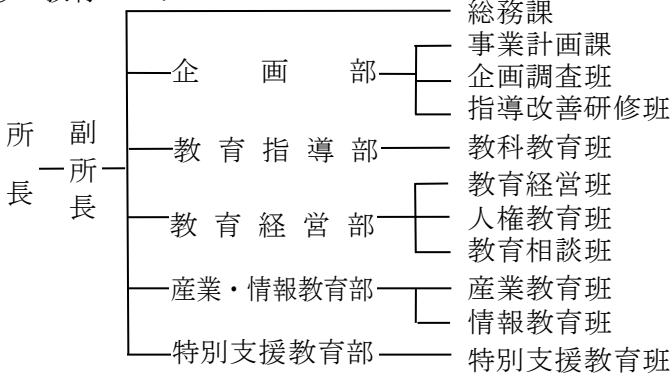
1 教育庁教育事務所

(福岡、北九州、北筑後、南筑後、筑豊、京築)



2 教育機関

① 教育センター



② 体育研究所

所 次
長 長

③ 美術館

館 副
長 館 長
長 長

- 総務課
- 学芸課
- 普及課

④ 図書館

館 副
長 館 長

- 総務課
- 資料課 (図書係・逐次刊行物係)
- 参考調査課 (調査相談係・利用サービス係)
- 企画協力課 (企画係・普及係)
- 郷土資料課

⑤ 社会教育総合センター

所 副
長 所 長

- 総務室
- 研修・情報室
- 学習サポート室

⑥ 英彦山青年の家

所 長

- 総務課
- 研修課

⑦ 少年自然の家「玄海の家」

所 次
長 長

⑧ 九州歴史資料館

館 副
長 館 長

- 総務室 (総務班)
- 学芸調査室 (学芸研究班、広報普及班、保存管理班)
- 文化財調査室 (文化財調査班、調査研究班)

(分館)

求菩提資料館
甘木歴史資料館
柳川古文書館

⑨ 社会教育総合センター少年自然の家

⑩ ふれあいの家・青少年訓練所
ふれあいの家南筑後
夜須高原野外活動センター

3 その他

① 青少年科学館

館 副
長 館 長

- 総務助成グループ (総務チーム・助成チーム)
- 科学教育グループ (科学教育チーム)

② スポーツ科学情報センター

所 副
長 所 長

- 総務課 — 総務係
- スポーツ推進課 — 健康科学係
- 企画情報係

③ 総合プール

④ 久留米総合スポーツセンター

⑤ 馬術競技場

⑥ 総合射撃場

⑦ 旧福岡県公会堂貴賓館

第3節 教育予算

1 県教育予算

令和元年度における教育予算については、「福岡県教育施策実施計画」に掲げる施策の着実な推進に向け、その確保に努めたところである。

2月補正後の教育委員会所管の最終予算は、2,545億6,752万円であり、前年度と比較して2,615万円、0.01%減となった。

なお、県の一般会計予算に占める教育委員会所管予算の割合は14.18%で、このうち、人件費の割合86.0%である。

このうち、教育委員会所管予算の主な内容は、福岡県ホームページ（トップページ>行政資料>教育福岡(令和元年度版)>令和元年度8・9月号（No.656））に掲載している。

令和元年度 教職員定数基準一覧

区 分	小 学 校	中 学 校	高 等 学 校	特 別 支 援 学 校																
学級編制基準	単式学級 40人 (第1学年は35人) 複式学級 2個学年 16人 第1学年の児童を 含む学級にあって は8人 特別支援 学級 8人	単式学級 40人 複式学級 2個学年 8人 特別支援 学級 8人	全日制 <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td>1年</td> <td>2年</td> <td>3年</td> <td></td> </tr> <tr> <td>40人</td> <td>40人</td> <td>40人</td> <td></td> </tr> </table> 定時制 <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td>1年</td> <td>2年</td> <td>3年</td> <td>4年</td> </tr> <tr> <td>40人</td> <td>40人</td> <td>40人</td> <td>40人</td> </tr> </table>	1年	2年	3年		40人	40人	40人		1年	2年	3年	4年	40人	40人	40人	40人	幼稚部 5人 小・中学部 一般学級 6人 重複学級 3人 高等部 一般学級 8人 重複学級 3人
1年	2年	3年																		
40人	40人	40人																		
1年	2年	3年	4年																	
40人	40人	40人	40人																	
教職員配当基準	従来どおり	従来どおり	標準法による	標準法による																
教職員数	平成30年度 条例定数	15,892	6,131	※(219) 2,141																
	令和元年度 条例定数	16,211	6,067	※(216) 2,150																
	差引増減	319	△64	※(△3) 9																
教職員定数 増減の理由	学級数の増等		生徒数の減等	児童生徒数の増減等																

(注)※欄の()は市町村立を内書で示す。

第4節 広報・広聴、調査統計

1 広報活動

教育に関する施策並びに方針、当面する教育問題などを広く県民に知らせ、教育行政への理解と協力を求め、教育行政の円滑な推進を図るため、広報誌「教育福岡」を発行するとともに、教育庁記者クラブ（新聞社、テレビ局、通信社など13社で構成）への情報提供などを通して広報活動を行った。

(1) 広報誌「教育福岡」の発行

学校教育、社会教育、芸術・文化・スポーツなどの多様な情報や教育現場の実践例を「定版」、「特集」の2本立てで紹介し、本県の教育について広く教育関係者の理解を求めることに努めた。

(2) 教育庁記者クラブへの情報提供

教育庁記者クラブと緊密な連携を取り、教育長記者会見、記者クラブへの発表、広報連絡会、資料提供などを通して広報活動を行った。令和元年度の記者クラブへの資料提供等は197件であった。

(3) テレビ・ラジオ番組の利用

県民情報広報課と連携を図り、県民情報広報課が購入している新聞紙面（商業紙5社）、テレビ番組（民放4社）・ラジオ番組（民放2社）を利用し、教育行政の動き、各種行事のお知らせなどを掲載（放映・放送）するようにした。

2 広聴活動

令和元年度の教育委員による広聴活動としては、管内視察を福岡県立小郡高等学校において実施したほか、人事委員会や公安委員会との意見交換会を開催するなどした。

3 調査統計

県教育委員会では、教育行政を進める上での基礎資料を総合的に得るため、各種の統計調査を実施した。令和元年度に実施した主要な統計調査については、福岡県ホームページ（トップページ＞教育・文化・スポーツ＞学校教育＞教育統計・学校一覧）に掲載している。

第 5 節 教育文化表彰

福岡県教育委員会表彰規則（昭和 44 年福岡県教育委員会規則第 10 号）に基づく令和元年度の教育文化表彰の表彰式は、令和 2 年 2 月 15 日に福岡リーセントホテルにおいて行われた。

なお、被表彰者は福岡県公報第 80 号に掲載している。

福岡県ホームページ（トップページ＞県政情報＞県の条例・公報＞福岡県公報＞福岡県公報 令和 2 年 2 月＞2 月 21 日（金曜日））

第6節 福岡県教育文化奨学財団

事業概要及び以下の事業実績については経営状況報告（社会教育課令和2年6月発行）に掲載している。

- 1 教育文化事業
- 2 科学教育事業
- 3 奨学事業

第7節 審議会等の議事概況

教育委員会等の附属機関（審議会等）における令和元年度中の議事概況は次のとおりである。

名 称	委員等の数	開催回数	議 事 概 況	
			年月日	議 事 内 容
福岡県教職員身体検査審査会	11	22	平成31年 4月1日 ） 令和2年 3月31日	○教職員の採用、休職、復職及び免職の場合の身体検査についての調査審議
福岡県教科用図書選定審議会	20	1	平成31年 4月17日	○採択基準 ○選定資料（小学校用図書及び学校教育法附則第9条に規定する教科用図書）
福岡県立図書館協議会	10	2	令和元年 10月4日 令和2年 1月29日	○福岡県立図書館の運営状況に関する評価結果について ○福岡県立図書館重点取組について ○今後の福岡県立図書館の基本方針について
福岡県立美術館協議会	10	1	令和2年 2月19日	○令和元年度実施の主要事業について ○令和元年度福岡県立美術館の自己評価について ○令和2年度実施予定の主要事業(案)について ○令和2年度福岡県立美術館の自己評価(計画段階)について
福岡県社会教育委員会	14	1	令和元年 5月28日	○審議のまとめ

名 称	委員等 の数	開催 回数	議 事 概 況	
			年月日	議 事 内 容
福岡県文化財 保護 審 議 会	10	2	令和元年 7月30日 令和2年 2月27日	○「福岡県におけるこれからの文化財保護行政の 在り方」に係る審議について ○指定案件について
九州歴史 資料館協議会	14	1	令和元年 7月24日	○平成30年度事業報告及び入館者数報告 ○令和元年度事業計画及び予算概要協議
大宰府史跡 調査研究会 指導委員会	15	1	令和元年 10月23日 、 令和元年 10月24日	○平成30・令和元年度大宰府史跡の調査に ついて（報告） ○水城跡整備事業に伴う調査等について 〔大野城市・太宰府市〕（報告） ○大宰府外郭線の調査について（報告） ○大宰府発掘50年、史跡指定100年記念事業 について（報告） ○大宰府跡（蔵司地区）現地視察 ○大宰府史跡の調査計画について（協議） ○今後の大宰府史跡について（協議）
福岡県県立学 校いじめ防止 対策推進委 員 会	5	1	令和元年 6月25日	○いじめ防止対策推進委員会の概要及び活動内 容について ○いじめ防止対策に関する情報及び意見交換 ○いじめによる重大事態に関する調査について
福岡県教育振 興 審 議 会	20	1	令和2年 1月30日	○学校教育部会及び社会教育部会の設置に ついて

第3部 学校教育

第1章 教育の概要

第1節 現状と課題

1 小学校、中学校及び幼稚園

子供の学びの環境が大きく変化する中、新しい時代を拓く豊かな創造性とチャレンジ精神をもつ子供を育成するために、確かな学力と豊かな人間性、健やかな体を育む学校教育の充実が求められている。

そのため、小・中学校においては学習指導要領、幼稚園においては教育要領の趣旨の周知・徹底を継続して行っている。特に、小・中学校においては、学力向上や、いじめ・不登校問題、規範意識の低下に伴う様々な問題行動等への対応に努めるとともに、これらの課題への対応の基盤となる教員の資質向上と学校評価等について、県の重要課題として継続的な取組を行っている。

今後、学力向上のための学力調査や学習指導要領の趣旨徹底、学校・地域が連携して行う体験を中心とした学ぶ意欲の育成や心の教育の推進、学校関係者評価等を取り入れた信頼される学校づくりを一層推進していく必要がある。

また、幼稚園、小・中学校において、特別支援教育が適切に実施されることが求められており、一貫した継続性のある特別支援教育を一層推進していく必要がある。

2 高等学校

本県では、高等学校を94校設置しており、全日制課程を92校、定時制課程を20校、通信制課程を1校に置いている。生徒数は、令和元年5月1日現在で69,688人である（この10年間で約8%減少）。

設置学科には大別して普通科、専門学科及び総合学科があり、普通科を65校（うち19校が体育コース、福祉教養コース、総合コースなどの特色あるコースを設置。）、農業、工業、商業などの職業系専門学科を29校、理数、外国語、文理などの普通科系専門学科を12校、総合学科を6校に置いている。

通学区域については、普通科では13の学区を設定しているが、その他の学科等では次のとおり県内を4つに分けた地区単位又は県内全域としている。

- 特色あるコース 県内全域
- 全日制単位制 県内全域
- 職業系専門学科及び普通科系専門学科のうち文理科並びに芸術科 県内全域
- 普通科系専門学科のうち理数科及び英語科 地区単位
- 総合学科 県内全域
- 定時制課程及び通信制課程 県内全域

令和元年度の県立高校の入学定員は、全日制22,360人、定時制1,520人、通信制500人である（平成30年度と比較して全日制で600人減）。

学習指導においては、生徒の実態や学習の到達度に応じて習熟度別授業を約 9 割の学校で実施しているが、各教科・科目の指導内容や方法が生徒の個性の伸長を図る取組となっているか検証を加え、今後さらに個に応じた指導方法、学習内容や評価の在り方について、一層の工夫改善を進めていく必要がある。

特に、生徒たちが将来の自己の進路について、主体的に考えることができるよう、ボランティア活動やインターンシップ等、体験的な活動及びガイダンス機能の充実を図り、人間としての在り方生き方に関する指導、いわゆるキャリア教育の推進・充実を図っている。

また、高等学校においては、平成 30 年度から通級による指導が制度化され、本県では、拠点校 4 校で通級による指導を実施するなど、特別支援教育の推進を図っている。

3 中高一貫教育校

県立高校の再編整備の中で導入を決定した中高一貫教育校として、併設型の育徳館中学校・育徳館高等学校及び門司学園中学校・門司学園高等学校、中等教育学校の輝翔館中等教育学校を設置することとし、平成 16 年度に育徳館中学校、門司学園中学校及び輝翔館中等教育学校を新設・開校、平成 19 年度に育徳館高等学校（豊津高等学校を名称変更）及び門司学園高等学校（新設）を開校した。中高一貫教育校 3 校は、いずれも平成 21 年度に全 6 学年が完成した。

また、「新たな中高一貫教育校の整備計画」に基づき、宗像高等学校（福岡地区）と嘉穂高等学校（筑豊地区）に宗像中学校、嘉穂高等学校附属中学校を併設し、平成 27 年度に中高一貫教育校として開校した。

4 特別支援学校

障がいのある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて関係者・機関の連携による適切な教育を効果的に行うため、個別の教育支援計画を作成するとともに、各教科等の指導に当たって、個別の指導計画を作成し、一貫した継続性のある指導・支援の充実を図っている。さらに、地域における特別支援教育のセンター的機能の役割を果たすための校内体制の整備、体験活動や地域社会の人々との交流活動の機会拡充に努めている。

一方、県立特別支援学校の在籍者数は全県的に増加を続けており、今後の教育ニーズに的確に応えるため、平成 28 年 11 月に「県立特別支援学校の今後の整備方針について」を策定し、平成 31 年 2 月に「県立特別支援学校設置計画」を決定した。

また、発達障がいを含む障がいのある幼児児童生徒に対する地域の身近な相談機関として「福岡県特別支援教育推進ネットワーク」を構築し、各障がい種別や重複障がいに対応できる相談支援体制の整備を行っている。

第2節 小学校、中学校、義務教育学校及び幼稚園

1 小学校、中学校、義務教育学校

(1) 小・中・義務教育学校の設置数と児童生徒数

各年度の5月1日における本県の小・中・義務教育学校の設置数及び児童生徒数は次のとおりである。

学校種別	設置者別	平成29年度			平成30年度			令和元年度		
		学校数	学級数	児童生徒数	学校数	学級数	児童生徒数	学校数	学級数	児童生徒数
小学校	計	742(6)	11,246	278,932	735(6)	11,402	281,424	733(5)	11,518	282,011
	国	3	43	1,292	3	42	1,286	3	43	1,280
	公私	730(6)	11,118	275,145	723(6)	11,272	277,644	721(5)	11,386	278,299
中学校	計	365(3)	4,684	136,806	364(3)	4,648	134,450	365(3)	4,719	134,958
	国	3	30	1,091	3	30	1,084	3	30	1,083
	公私	335(3)	4,424	128,543	334(3)	4,390	126,285	335(3)	4,461	126,705
義務教育学校	計	1	10	179	2	21	220	2	21	213
	国	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	公私	1	10	179	2	21	220	2	21	213
		0	0	0	0	0	0	0	0	0

※ () は外数で分校を示す。

(2) 特別支援学級の設置状況

(令和元年5月1日現在)

障がい種別	小学校		中学校		計	
	学校数	学級数	学校数	学級数	学校数	学級数
知的障がい	642	1,048	311	419	953	1,467
病弱・身体虚弱	23	24	10	10	33	34
弱視	11	11	5	5	16	16
難聴	33	33	13	13	46	46
言語障がい	0	0	0	0	0	0
自閉症・情緒障がい	453	737	218	297	671	1,034
肢体不自由	64	65	26	26	90	91
計	1,226	1,918	583	770	1,809	2,688

※ 学校数の合計は、二つの障がい種の特別支援学級を設置している場合2校とした。

※ 福岡教育大学附属福岡小学校及び中学校を含む。

(3) 通級指導教室の設置状況

(令和元年5月1日現在)

障がい種別	小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		計	
	学校数	教室数	学校数	教室数	学校数	教室数	学校数	教室数	学校数	教室数
弱視	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1
言語障がい	27	59	9	11	0	0	0	0	36	70
情緒障がい	19	32	7	9	0	0	0	0	26	41
難聴	5	5	2	2	0	0	1	2	8	9
LD・ADHD	96	141	34	38	5	-	0	0	135	179
自閉症	0	0	2	2	0	0	0	0	2	2
計	148	238	54	62	5	0	1	2	208	302

※ 学校数の合計は、二つの障がい種の通級指導教室を設置している場合2校とした。

2 幼稚園

幼稚園教育の振興充実をめざし、文部科学省では、平成18年10月、「幼児教育振興アクションプログラム」を策定し、入園を希望するすべての3、4、5歳児を就園させることを目標に幼稚園の計画的整備を進めてきた。その結果、幼稚園の全国平均就園率は、6割近くを保つようになっているものの、昨今の少子化や母親の就労形態の変化により、ここ数年は減少の傾向にある。

本県においては、すべての幼児が適切な環境のもとに、教育が受けられるように就園奨励費補助などに努めている。

(1) 幼稚園の設置及び就園状況

設置者別の園数は、私学が92.3%を占め、都市部に集中している。幼稚園未設置は8町村である。就園率は、約46%で推移している。

令和元年度 幼稚園の設置、就園状況

幼稚園数				教職員数				在園者数(国公私別)				在園者数(年齢別構成)			
計	国	公	私	計	国	公	私	計	国	公	私	計	3歳	4歳	5歳
園	園	園	園	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名
429	1	32	396	5,783	6	226	5,551	59,352	57	2,273	57,022	59,352	18,676	19,962	20,714
(1)			(1)												

※ () 内は外数で分校を示す

小学校第1学年児童数	幼稚園修了者数	令和元年度就園率
46,259名	21,321名	46.1%

※就園率 = $\frac{\text{幼稚園修了者数}}{\text{小学校第1学年児童数}} \times 100$

第3節 高等学校及び特別支援学校

1 高等学校

(1) 設置状況

本県における令和元年度の高等学校の設置状況は、表1に示すとおりである。

表1 令和元年度 高等学校の設置状況

(令和元年5月1日現在)

課程	県立	市町組合立	私立	計
全日制	92	9	59	160
定時制	19	1(1)	0	20(1)
通信制	1	0	4	5
専攻科	2	0	10	12

- (注) 1. ()内は昼間定時制分校で内数。
 2. 募集停止中及び休校中の学校を除く。
 3. 中等教育学校後期課程を除く。

このうち、全日制課程の高等学校の学科別設置状況は、表2に示すとおりである。

表2 令和元年度 全日制課程高等学校(公立)の学科別設置状況

(令和元年5月1日現在)

区分	普通	職業に関する学科									その他 学 科	総合 学 科	学校数
		農 業	工 業	商 業	水 産	家 庭	情 報	福 祉	そ の 他	計			
県立	65	9	12	9	1	8	1	1		41	12	6	92
市組合立	5		1	3		1				5	1	2	9
計	70	9	13	12	1	9	1	1		46	13	8	101

- (注) 1. 募集停止中の学校及び学科を除く。
 2. 中等教育学校後期課程を除く。

(2) 入学状況

令和元年度の県立高等学校入学定員及び志願状況は、表3、4に示すとおりである。

(3) 教育課程

平成30年3月に告示された高等学校学習指導要領では、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を共有し、「予測困難な時代に、一人一人が未来の創り手」となるよう、育成を目指す資質・能力を明確化した。この目標の実現のためには、教職員だけでなく全ての大人が「学習指導要領」の理念を理解し、教育に携わり、連携・協働する「社会に開かれた教

育課程」の実現を目指す必要がある。

さらに、今回の改訂は、高大接続改革という高等学校を含む初等中等教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革の中で実施されており、生徒・保護者や地域、大学関係者をはじめ多くの関係者と、今回の改訂の理念や内容をしっかりと共有していくことが、これまで以上に重要とされている。

新学習指導要領は、令和4年4月1日以降に高等学校の第1学年に入学した生徒から年次進行により段階的に適用することとされている。また、それに先立って、新学習指導要領に円滑に移行するための措置（移行措置）を実施している。

本県教育委員会では、今回の改訂に伴い、平成29年7月、福岡県立学校教育課程専門委員会及び同研究協議会を発足させた。専門委員会においては学習指導要領の実施について、教育課程編成上の諸問題を協議するとともに、研究協議会に対し、学習指導要領の趣旨を生かした教育課程の編成上の具体的提言を行っている。研究協議会においては学習指導要領に基づく望ましい教育課程の編成について、その基本的事項を研究協議するとともに、「学習指導要領実践の手引」の作成を行い、学習指導要領の趣旨を生かした教育課程の編成を推進している。

また、平成30年度から令和3年度の4年間で、県内の高校の全教員を対象に、高等学校新教育課程福岡県説明会を実施し、学習指導要領について、改訂の趣旨の徹底を図るために説明及び研究協議を行い、校内研修を通じてこれを教員に周知徹底し、本県高等学校教育の改善充実を図っている。

(4) 学校教育活動及びその指導

ア 「自立と協働を学ぶ体験活動」の実施

県立高等学校（全日制）、県立中学校及び県立中等教育学校の第1学年を対象に、体験活動を実施している。新しい環境への適応、仲間との相互理解等に向けた従来の集団訓練に加え、各学校の状況に応じてテーマ別協議等も行った。アクティブ・ラーニングや、今後ますます重要となる協働的な学びへと繋いでいく体験を行うとともに、心豊かに夢や志をもった学校生活を送ることができる生徒の育成を目的に実施した。

イ 生徒指導の充実強化

生徒指導の充実については、文書通知や指導資料等の配布による指導を行うとともに、県内6教育事務所にて地区担当指導主事を各1名ずつ（計6名）配置し、学校の研修会やいじめ問題の解消について指導を行うとともに、関係機関の連携強化や生徒・保護者からの教育相談などを行った。

ウ 学校視察

年度始めに、教職員課人事管理班（人事管理主事、参事、指導主事兼参事補佐）と高校教育課、特別支援教育課、人権・同和教育課指導主事による定期の学校視察を全ての県立学校を対象に実施し、各学校の教育指導計画及び実施状況、教職員の服務管理等の学校経営全般について、主に校長、副校長・教頭に対して指導助言を行った。

また、必要に応じて随時、指導主事による学校視察を実施した。生徒指導、学習指導、授業実施状況等について、それぞれの学校の実態を、更に詳しく把握するとともに、その点についての具体的な指導助言を行った。

(5) 教職員の研修

21世紀の社会は、知識・情報・技術をめぐる変化の早さが加速度的となり、情報化やグロー

バル化といった社会的変化が、人間の予測を超えて進展するようになってきている。将来を担う子供たちには、これらの変化を前向きに受け止め、人間ならではの感性を働かせて社会や人生を豊かなものにしたり、現在では思いもつかない新しい未来の姿を構想し実現したりしていく力を培っていく必要がある。そのために、教育も一層の進化を遂げなければならない。こうした中、教員は、その職責の重さを自覚し、不断の研究と修養に一層努力することが求められている。

教員の研修については、平成 14 年 3 月の福岡県県立学校教育振興計画審議会答申「高校教育改革の実現に向けた教員の資質能力の向上について」を指針として、改善・充実を図るとともに、平成 15 年度から教育公務員特例法が改正となり、10 年経験者対象の研修を実施してきた。

また、平成 29 年 4 月の「教育公務員特例法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、新しい福岡県の教職員研修体系及び本県の教職員育成指標の作成に着手し、平成 30 年 3 月に育成指標を策定した。その後、4 月の教育委員会会議において策定について報告を行うとともに、10 月に各県立学校に通知し、活用について周知を図った。さらに、育成指標の策定と並行し指標に基づく研修計画の検討を行い、9 月に教育委員会会議において、基本研修計画が議決され、平成 31 年 3 月 20 日に、各教員がキャリアステージに応じた研修計画の見通しを立てるための「福岡県教職員育成指標に係る県立学校等基本研修計画書等」を各県立学校に発出した。令和元年度は、それに基づき、各基本研修等が実施された。

(6) その他

定時制・通信制教育振興のため、定時制・通信制課程就学・就業支援懇談会を実施した。2 日間にわたり、県下 4 地区を 2 会場に分けて開催し、行政機関関係者、雇用者、中学校校長代表、高等学校校長及び関係職員等が、生徒の就労促進や中途退学の防止等、定時制・通信制教育の充実と振興について協議した。

表3 令和元年度 県立高等学校の学科別入学定員等

(定時制は学年制と単位制の計。市町立分校は除く。)

課程	摘要	普通	農業	工業	商業	水産	家庭	情報	福祉	その他 職業	理数	英語	文理	芸術	総合	計
全 日 制	1学級当たりの生徒定数	40	40	40	40	40	40	40	40		40	40	40	40	40	
	入学定員	15,680	880	2,080	1,120	160	400	40	40		280	160	40	40	1,440	22,360
	募集学級数	392	22	52	28	4	10	1	1		7	4	1	1	36	559
定 時 制	1学級当たりの生徒定数	40		40						40						
	入学定員	1,320		80						120						1,520
	募集学級数	33		2						3						38
計	入学定員	17,000	880	2,160	1,120	160	400	40	40	120	280	160	40	40	1,440	23,880
	募集学級数	425	22	54	28	4	10	1	1	3	7	4	1	1	36	597

※ 全日制普通科の入学定員及び募集学級数については、県立中学校及び中等教育学校前期課程からの進学者、進級者を含む。

表4 県立高等学校志願状況

年度	課程	中学校 卒業生 総数a	普通		農業		工業		商業		水産		家庭		情報	
			(入学定員) 志願者b	割合 b/a	(入学定員) 志願者c	割合 c/a	(入学定員) 志願者d	割合 d/a	(入学定員) 志願者e	割合 e/a	(入学定員) 志願者f	割合 f/a	(入学定員) 志願者g	割合 g/a	(入学定員) 志願者h	割合 h/a
30	全日制	46,524	(16,080) 19,887	42.7	(880) 1,040	2.2	(2,120) 2,560	5.5	(1,120) 1,244	2.7	(160) 177	0.4	(400) 453	1.0	(40) 31	0.1
	定時制		(1,360) 1,277	2.7			(80) 41	0.1					(80) 35	0.1		
元	全日制	45,565	(15,560) 19,087	41.9	(880) 975	2.1	(2,080) 2,508	5.5	(1,120) 1,251	2.7	(160) 188	0.4	(400) 438	1.0	(40) 27	0.1
	定時制		(1,320) 1,232	2.7			(80) 52	0.1					(40) 20	0.0		

社会福祉		その他		理数		英語		文理		芸術		総合		計	
(入学定員) 志願者i	割合 i/a	(入学定員) 志願者j	割合 j/a	(入学定員) 志願者k	割合 k/a	(入学定員) 志願者l	割合 l/a	(入学定員) 志願者m	割合 m/a	(入学定員) 志願者n	割合 n/a	(入学定員) 志願者o	割合 o/a	(入学定員) 志願者p	割合 p/a
(40) 44	0.1			(280) 527	1.1	(160) 197	0.4	(40) 23	0.0	(40) 34	0.1	(1,480) 1,786	3.8	(22,840) 28,003	60.2
		(120) 137	0.3											(1,640) 1,490	3.2
(40) 44	0.1			(280) 530	1.2	(160) 180	0.4	(40) 21	0.0	(40) 40	0.1	(1,440) 1,465	3.2	(22,240) 26,754	58.7
		(120) 206	0.5											(1,560) 1,510	3.3

表5 令和元年度 類型設置状況(全日制)

	類型を設けない 学 校 数	類型を設ける学校(延べ数)		類 型 開 始 学 年	
		類 型 数	学 校 数	学 年	学 校 数
普通科	0	2	44	1	4
		3	41	2	70
		4	15	3	40
		5	10		
		その他	4		
専門学科	0	2	16	1	9
		3	4	2	20
		4	2	3	3
		5	0		
		その他	10		
総合学科	5	2	1	1	0
		3	1	2	2
		4	0	3	1
		5	0		
		その他	1		

表6 令和元年度 習熟度別学級編成の実施校(全日制)

	1年	2年	3年	計(延べ数)
数 学	58	64	64	186
英 語	58	61	59	178
そ の 他	6	13	16	35
計(延べ数)	122	138	139	399

2 特別支援学校

(1) 特別支援学校の設置状況

ア 学校数

(令和元年5月1日現在)

障がい種別	県立	市立	合計
視覚障がい	3	-	3
聴覚障がい	4	-	4
知的障がい	6	12	18
肢体不自由	2	2	4
病弱	-	-	-
知的障がい+肢体不自由	2	-	2
知的障がい+病弱	1	2	3
肢体不自由+病弱	-	2	2
視覚障がい+肢体不自由	1	-	1
聴覚障がい+知的障がい	1	-	1
合計	20	18	38

イ 学部設置校数

(令和元年5月1日現在)

障がい種別	幼稚園部	小学部	中学部	高等部本科	高等部専攻科
視覚障がい	3	3	3	1	2
聴覚障がい	4	4	4	1	1
知的障がい	-	20	20	22	-
肢体不自由	-	10	10	10	-
病弱	-	6	6	2	-
合計	7	43	43	36	3

ウ 学級数

()は重複学級で内数 (令和元年5月1日現在)

障がい種別	幼稚園部	小学部	中学部	高等部		合計
				本科	専攻科	
視覚障がい	2	14(5)	11(5)	6(3)	12	45(13)
聴覚障がい	16	33(11)	19(7)	12(2)	4	84(20)
知的障がい	-	411(91)	231(54)	345(63)	-	987(208)
肢体不自由	-	168(124)	78(56)	97(54)	-	343(234)
病弱	-	18(2)	19(7)	8(4)	-	45(13)
合計	18	644(233)	358(129)	468(126)	16	1,504(488)

エ 訪問教育の実施状況

(令和元年5月1日現在)

種別	訪問教育実施校数	訪問教育対象児数		
		在宅	施設等	計
県立	11	43	80	123
市立	8	53	53	106
計	19	96	133	229

(2) 就学相談・支援と就学事務の充実

障がいのある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じてその能力を最大限に伸ばすためには適切な就学先決定が必要であることから、障がいの状態についての的確な判断と就学相談・支援の充実に努めなければならない。

令和元年度は、就学相談・支援、就学事務の充実を図るために次の事業等を実施した。

ア 就学相談・支援担当者研究協議会

障がいのある子供の就学相談・支援に従事している者に対し専門的、技術的事項に関する研究協議等の機会を提供することによって、その資質の向上を図り、併せて障がいのある子供の適切な就学相談・支援の推進を図った(7月)。

〈参加対象者〉

各市町村教育委員会の教育支援委員会委員及び就学相談・支援担当者、教育庁各教育事務所関係職員、特別支援学校の校長又は教頭(153名参加)

イ 心と体の発達教育相談(障がい児巡回教育相談)

障がい児に係る就学指導を適切かつ円滑に推進するために、保護者を対象として教育相談を行うもので、教育、医療、福祉の各専門家を相談員として、7月から8月にかけて県内で、のべ12ヶ所で実施した(相談件数66件)。

(3) 研修の充実

特別支援教育に対する社会の期待にこたえ、障がいの重度・重複化や多様化の傾向にある児童生徒等の実態に即応した知識や指導技術の向上を図るため、研修会等を実施した。

また、国立特別支援教育総合研究所や国立大学等へ特別支援教育関係教員を長期派遣するとともに、文部科学省主催の諸研修講座にも積極的に派遣し、特別支援教育に関する識見と指導力の養成を図った。

(4) 特別支援教育の理解推進

特別支援教育の振興充実を図るためには、教職員をはじめ、障がいのある子供をとりまく地域社会の人々及び保護者が、特別支援教育の意義やその成果等について正しい理解と認識を深めることが必要である。

このことから、理解推進事業として県内各地で、特別支援教育講演会を実施している。令和元年度は県立特別支援学校4校を会場として、講演等を行い、障がい児(者)とその教育に対する理解・啓発に努めた。

また、特別支援学校、小・中学校の特別支援学級と幼稚園・小学校・中学校及び高等学校や地域社会との多様な交流及び共同学習を展開している。

第4節 中高一貫教育校

本県における令和元年度の中高一貫教育校の設置状況は、表1に示すとおりである。

表1 令和元年度 中高一貫教育校の設置状況

名 称	位 置
育徳館中学校 育徳館高等学校	京都郡みやこ町
門司学園中学校 門司学園高等学校	北九州市門司区
宗像中学校 宗像高等学校	宗像市
嘉穂高等学校附属中学校 嘉穂高等学校	飯塚市
輝翔館中等教育学校	八女市

また、県立中学校及び中等教育学校前期課程の入学定員及び志願状況は、表2に示すとおりである。

表2 令和元年度 県立中学校及び中等教育学校の入学定員等

名 称	1学級当たり の生徒定数	入学定員	募集学級数	志願者数
育徳館中学校	40	120	3	217
門司学園中学校	40	120	3	182
宗像中学校	40	80	2	310
嘉穂高等学校附属中学校	40	80	2	228
輝翔館中等教育学校（前期課程）	40	120	3	117

第5節 学校の設置及び廃止等

本県における令和元年度の学校の設置及び廃止等は、福岡県ホームページ（トップページ > 教育・文化・スポーツ > 学校教育 > 教育統計・学校一覧 > 福岡県 幼稚園、小・中・高等学校等の設置廃止の状況）に掲載している。

第6節 高等学校進学者の受入れ

本県における高等学校（全日制）進学者の受入れについては、昭和50年以降10年ごとに有識者会議からの建議を受け、長期計画を策定してきた。

平成17年度からの10年間は、平成16年の「福岡県高等学校生徒受入れの長期計画策定協議会」の報告の趣旨を最大限尊重して受入れ計画を策定している。

その趣旨は、公立・私立の高校が長年にわたるお互いの役割・実績を踏まえ、協調して生徒の受入れを図ること、本県の高校進学希望者に適切な就学機会を提供するというものである。

具体的には、翌年度の中学校卒業見込者数と「報告」で示された想定進学率（長期的に97%に近づいていくと想定）から翌年度の高校進学見込者数を算定し、これを県全体で概ね公立6：私立4の割合で受け入れることとしている。

なお、平成27年度以降の生徒受入れの基本方針については、平成25年10月に設置された「福岡県高等学校生徒受入れの長期計画策定協議会」において協議されてきたところであるが、平成26年8月に同協議会から県教育委員会に対して報告が行われた。県教育委員会としては、同報告の内容を最大限尊重して、平成27年度以降の生徒受入れを進めていくこととしている。

第7節 県立高校教育改革の推進

本県においては、社会の急激な変化と生徒の実態の多様化に対応するため、平成11年7月の福岡県県立学校教育振興計画審議会答申を踏まえ、同年12月に県立高等学校再編整備基本計画、平成12年12月に県立高等学校再編整備に関する第一次実施計画、平成17年3月に第二次実施計画を策定し、計画的に県立高等学校の改革を推進してきた。

（概要）

- 県立高校数 111 → 95（うち中等教育学校1校）
- 普通科の学区数 15 → 13
- 特色あるコース
 - ・ 新設と見直し 総合、ヒューマンライフ、観光・情報及び自然環境の各コースを整備し、英語及び理数コースの一部並びに国際教養コースを廃止
 - ・ 改編等 体育コースをスポーツ健康、スポーツ科学、スポーツ文化及びスポーツコミュニケーションの各コースに改編、理数コースの一部及びスポーツ文化コースで募集人員を弾力化
- 普通科系専門学科 文理科を新設
- 新しいタイプの学校 中高一貫教育校5校、全日制単位制1校、総合学科5校、定時制単位制1校、総合型4校（総合型産業高校1校を含む。）、普通科総合選択制1校を整備
- 職業系専門学科 農業学科及び工業学科で改編

新しいタイプの学校の設置は平成20年度で終了したが、全ての県立高校において特色化・活性化を推進する観点から、第一次実施計画で示された諸施策の実施に引き続き取り組む。

また、筑後地区・筑豊地区への定時制単位制高等学校の整備に向け、令和元年10月に「単位制高等学校〔フレックスタイプ〕整備計画」を策定した。

第2章 教育活動

第1節 教育指導の実際

1 研究指定・委嘱

平成8年度から「重点課題研究指定・委嘱校」(毎年6校程度指定)に研究指定・委嘱を行う。平成16年度からは指定対象を「指定地域及び指定校」とし、地域指定では、その市町村内の全てまたは一部の学校を指定して研究を推進している。

令和元年度の研究指定・委嘱校(園)等は次のとおりである。

令和元年度 文部科学省及び福岡県教育委員会研究指定・委嘱校(園)等

指定区分 \ 種別	幼稚園 保育園	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
県 指 定 委 嘱 校	3	20	12	113	1
県 指 定 地 域	16			0	0
文 部 科 学 省 指 定 校	0	6	6	14	0
文 部 科 学 省 指 定 地 域 (学 校 数)	0				
	(0)	(0)	(1)	(1)	(0)
国 立 教 育 研 究 所 研 究 指 定 ・ 委 嘱 校	0	5	2	1	0

(1) 県指定・委嘱校(園)

重点課題研究指定・委嘱校(園)については、「教育福岡」に毎年掲載。

高等学校、中等教育学校、特別支援学校 111校

番号	学 校 名	研 究 主 題	重 点 課 題
1	県立古賀特別支援学校	小・中・高等部を通じた学びの連続性の構築	共生社会に生きる力を育成する学びの連続性のある授業実践
2	県立の工業系高等学校13校	県立工業高校産業人材育成事業	先端技術と実践的なものづくり技能をもった人材育成
3	県立糸島農業高等学校	金融教育研究校	金融教育の実践・研究
4	県立高等学校 49校	高等学校不適応・いじめ防止対策事業	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー及び訪問相談員の配置とその活用による不登校・中途退学及びいじめの防止と対応
5	県立高等学校 8校	英語イマージョン教育の推進によるグローバル人材の育成	論理的思考力、判断力、表現力、実践的な英語力の育成
6	県立高等学校 3校	高等学校ネイティブ英語教員の配置	生徒の高度な英語力の育成と英語教員の指導力向上
7	県立高等学校 10校 県立輝翔館中等教育学校	福岡県立学校「新たな学びプロジェクト」	「主体的・対話的で深い学び」の視点による授業改善の実施
8	県立高等学校 7校	高等学校等特別支援教育推進事業	発達障害のある生徒に対する個に応じた支援
9	県立高等学校 10校	高校生みらい支援事業	生活困窮世帯生徒等に対する進路決定に向けた継続した支援

10	県立高等学校 7 校	児童生徒を取り巻く生活環境改善事業	スクールソーシャルワーカー及びスクールソーシャルワーカースーパーバイザーの配置とその活用による生徒の生活環境の問題に起因する不登校等への対応
11	県立福岡農業高等学校	未来グローバル農業者育成事業	国際的なGAP認証に基づいた栽培管理を理解し、グローバル化に対応できる人材を育成

(2) 文部科学省研究指定・協力校(園) 31 校

番号	学校名	研究主題	重点課題
1	志免町立志免南小学校 志免町立志免中学校 鞍手町立新延小学校 鞍手町立鞍手中学校 東峰村立東峰小学校 東峰村立東峰中学校 広川町立上広川小学校 広川町立広川中学校 田川市立猪位金小学校 田川市立猪位金中学校 豊前市立八屋小学校 豊前市立八屋中学校	道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業	福岡県の道徳教育の課題に応じた市町村による実践的研究
2	県立小倉高等学校 県立城南高等学校 県立香住丘高等学校 県立明善高等学校 県立鞍手高等学校 県立東筑高等学校	スーパーサイエンスハイスクール（SSH）事業	科学技術立国を支える将来の国際的な科学技術関係人材を育成するため、先進的な理数系教育の実施、カリキュラムの研究・開発、課題研究の推進
3	県立香椎高等学校	スーパーキャリアハイスクール（SCH）事業	ファッション産業の各分野における創造的・実践的能力等の育成
4	県立京都高等学校 県立鞍手高等学校	スーパーグローバルハイスクール（SGH）事業	グローバルリーダーの育成に資する教育の研究開発

5	県立ひびき高等学校 県立博多青松高等学校 県立明善高等学校 県立嘉穂東高等学校	高等学校等通級指導推進事業	高等学校における通級による指導の実施
---	--	---------------	--------------------

(3) 文部科学省研究指定地域・指定校 (中学校1校、高等学校1校)

番号	学 校 名	事 業 名
1	粕屋町立粕屋東中学校、県立遠賀高等学校	発達障害に関する教職員等の理解啓発・専門性向上事業 (特別支援教育の視点を踏まえた学校経営構築研究開発事業)

(4) 国立教育政策研究所研究指定・委嘱校(園) (小学校5校、中学校2校、高等学校1校)

番号	学 校 名	事 業 名
1	筑紫野市立原田小学校 遠賀町立浅木小学校、遠賀町立島門小学校、遠賀町立広渡小学校、 遠賀町立遠賀中学校、遠賀町立遠賀南中学校 大牟田市立吉野小学校 県立水産高等学校	教育課程研究指定校事業

2 中学生進路相談事業

(1) 趣旨

各学区内の県立高等学校が一堂に会し、それぞれの高等学校の教育内容や現在進めている特色ある学校づくりなどについて、中学生や保護者等を対象に説明会を実施するとともに、個別の進路相談も行い、高等学校の情報をより正確に、積極的に提供し、もって中学生が主体的に進路を考え、適切な高校選択ができるように支援することを目的とする。

(2) 実施時期

各学区ごとに、学区内の全県立高等学校が一堂に会し、夏季休業中 7、8 月頃に半日程度の日程で実施する。

(3) 実施内容

ア 高等学校説明

学区内の各高等学校の概要を説明する。

イ 進路相談

各校ごとの相談ブースを設定する。

ウ 展示

写真・学校作成の各種冊子等を展示する。

3 道徳教育

学習指導要領に基づく道徳教育の目標達成を図るため、指導においては、学校における教育活動全体を通して行うとともに、体験活動や問題解決的な学習等を取り入れ、それらの活動等で学んだ内容の意義や人間としての生き方等について考え、議論するような指導の充実を図ることが重要である。

本県では、平成 17 年度から福岡県道徳教育地域指導者研修を実施しており、県内 6 地域から推薦された小・中学校の教諭を地域における道徳教育推進の核となる教員として養成するとともに、文部科学省の「道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業」（平成 26 年度～）により、県内 6 市町村を道徳教育推進市町村として指定し、研究成果を県内に発信している。

また、「特別の教科 道徳」（小学校は平成 30 年度、中学校は令和元年度から）の全面実施に当たっては、平成 26 年度から福岡県道徳教育研究協議会において、県内各学校の道徳教育推進教師等を対象に新学習指導要領（平成 29 年 3 月）の内容について周知を図ってきたところであり、さらなる充実に向けて、本県が作成した校内研修を支援するための手引書「道徳教育実践ハンドブック vol.2」等の活用を進めている。

また、県立高等学校では全校で、教育活動全般を通じて行う道徳教育について、全体計画と年間指導計画を作成している。なお、平成 30 年 3 月に告示された高等学校学習指導要領によると、道徳教育の目標を踏まえ、道徳教育の全体計画を作成し、校長の方針の下に、道徳教育の推進を主に担当する教師（「道徳教育推進教師」という。）を中心に、全教師が協力して道徳教育を展開することとされている。道徳教育の全体計画の作成に当たっては、生徒や学校の実態に応じ、指導の方針や重点を明らかにして、各教科・科目等との関係を明らかにし、公民科の「倫理」及び特別活動が、人間としての在り方生き方に関する中核的な指導の場面であることに配慮することが求められている。各学校の実情に応じ、より良いものとなるよう、適宜、見直し・改善を図ることにより、生徒の心に響く道徳教育を推進するよう努めている。

4 生徒指導

生徒指導とは、一人一人の児童生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めることを目指して行われる教育活動のことである。すなわち、生徒指導は、すべての児童生徒のそれぞれの人格のよりよい発達を目指すとともに、学校生活がすべての児童生徒にとって有意義で興味深く、充実したものになることを目指している。

しかし、現状では、依然として生徒指導上の多くの課題を抱えている。少年非行実態や児童生徒の問題行動の概況を見ると、次のとおりである。

令和元年中に検挙、補導された刑法犯少年は、1,363人で前年に比べ252人減少している。そのうち児童生徒（小、中、高校）は、885人で全体の64.9%を占めている。また、非行者率（少年人口1,000人当たり刑法犯少年が占める割合）は2.9人で、全国で7番目に高い割合になっている。（県警少年課調査）

いじめの問題については、平成27年3月に「福岡県いじめ問題総合対策」を改訂、さらに、平成30年2月に「福岡県いじめ防止基本方針」を改定し、国の「いじめ防止対策推進法」に則った取組を強化しながら、各学校、家庭、地域が一体となった取組が進められている。また、令和元年度の小・中・高等学校（国公立）における不登校児童生徒数は、前年度比1,079人増の11,264人となっている。

以上のように、いわゆる非行問題の他に不登校やいじめの問題など、生徒指導上の諸課題を抱える児童生徒が多く存在している。また、交通違反、事故、自殺などの生命の尊重という立場からの課題、更には基本的な生活習慣の欠如や道徳性、耐性の弱さなど生徒指導上の重要な課題として見逃せないものがある。

このような現状から、生徒指導の重要性を認識し、教科及び特別活動・特別の教科道徳をはじめ、学校教育活動全体を通じて生徒指導の充実を図るとともに、教職員の各種研修会の開催、指導資料の作成、地域における青少年健全育成団体や関係機関との連携を密にするなど、種々の対応策を講じてきた。

(1) 実施事業

ア 県立学校集団体験活動推進事業

○ 「自立と協働を学ぶ体験活動」

県立学校第1学年を対象として県立高等学校（全日制）92校、県立中学校4校、県立中等教育学校1校で実施した。

イ いじめ・不登校総合対策事業

いじめ・不登校等生徒指導上の諸課題は深刻化しており、この現状の対策としての予防的対応はもとより、早期発見・早期対応及び解消のための施策を充実するとともに、児童生徒の思いやりや命を大切にする心の育成を図り、課題の解決に努めた。

○ いじめ問題対策強化事業

- ・いじめ早期発見・早期対応リーフレット（家庭用）を全小中学校の保護者向けに配布し、ネットいじめの理解を含む家庭でのいじめ早期発見の支援に努めた。
- ・いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のためのプログラムを推進した。
- ・県下6教育事務所にスクールカウンセラースーパーバイザーを配置し、小学校のいじめの問題等について専門家として指導助言を行った。

- ・弁護士、警察官OB、大学教授、医師及び臨床心理士からなるいじめ問題等学校支援チームを設置し、いじめの問題等において当該学校だけでは解決困難な事案に対して派遣し、問題の解決に努めた。
- ・学校におけるいじめ・不登校に対応するため、各教育事務所において教員等を対象としたいじめ・不登校対策実践研修会を開催し、事例を通じた実践的な研修を実施した。

○ 教育相談事業

- ・児童生徒及び保護者の悩み相談に対応するため、県下6教育事務所等に22名の相談員を配置する「子どもホットライン24相談事業」を行っている。
- ・地区担当指導主事を県下6教育事務所に配置し、各高等学校の生徒指導及び生徒・保護者からの相談に応じている。

○ 児童生徒を取り巻く生活環境改善事業

社会福祉等の専門家等を、令和元年度は9市町に非常勤職員として配置し、福祉的な観点等から学校における教育相談機能の向上を図った。また、各市町村が実施するスクールソーシャルワーカー活用事業に対し、その経費の3分の1以内の額を補助した。

○ 教育相談システム構築事業

相談関係機関相互のネットワーク化を促進するため、県及び各教育事務所において相談機関のネットワーク会議を年1回程度実施した。

○ スクールカウンセラー等活用事業

臨床心理士等の教育相談の専門家等を、令和元年度は全公立小・中学校（中等教育学校等を含む）に非常勤職員として配置し、学校におけるカウンセリング等の機能の充実を図った。

○ 不登校児童生徒学校等復帰支援事業

県内の3市と福岡県立大学に、不登校児童生徒の学校復帰や社会的自立を支援する効果的な指導方法等の在り方についての調査研究を委託し、その成果を県内の市町村教育委員会及び小中学校に普及・啓発した。

ウ 教育支援センター（適応指導教室）の整備充実及び設置促進

不登校児童生徒の学校復帰を支援する教育支援センター（適応指導教室）の整備充実と設置促進を推進しており、令和元年度現在、県内には46か所の教育支援センター（適応指導教室）が設置されている。

また、各教育事務所で教育支援センター（適応指導教室）等連絡会議を開催している。

エ 部活動促進事業の実施

県立高等学校における部活動の推進に必要な経費の一部を負担することにより、部活動の促進・充実を図り、もって生徒の健全育成に努めた。

オ 保護者と学ぶ児童生徒の規範意識育成事業

児童生徒の規範意識の醸成を図るとともに、発達段階を踏まえた非行防止やインターネットの適正利用をテーマにした学習を県下全公立学校で実施することとし、少年非行やインターネットに係るトラブル等の予防・防止の一層の推進に努めた。

さらに、平成24年度から、児童生徒と保護者が同席して学ぶ形態の学習会を設定している。

カ 高等学校不適応・いじめ防止対策事業

県立高等学校に「スクールカウンセラー」を31校、「スクールソーシャルワーカー」を5

校に配置し、生徒が抱える悩みや不安を和らげるとともに、問題行動の未然防止を図り、不登校生徒を取り巻く生活環境等の改善を図った。

また、「訪問相談員」を13校に配置し、不登校生徒一人一人に応じた指導・支援の充実を図り、不登校の解消及び社会的な自立に努めた。

県教育委員会の附属機関である「福岡県県立学校いじめ防止対策推進委員会」に学識経験者、心理や福祉の専門家等5名の委員を委嘱し、専門的知見から審議を行い、いじめ防止等の有効な対策を検討した。

5 キャリア教育

児童生徒に望ましい勤労観・職業観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てることを目的として、進路指導からキャリア教育に概念を広げ指導を行う。

キャリア教育は、学校教育だけでなく家庭教育や社会教育等を含むものであり、その時期は、小・中・高等学校、大学等の学校段階に止まらず、卒業後の職業生活や社会生活を通して、生涯にわたって展開されるものである。

(1) 就職状況<職業安定課資料より（令和2年3月末）>

ア 中学校

求人数は65人で前年度に比べ20.7%の減少となっている。

求職者数は、15人(前年比34.8%減)で、このうち県内希望者は10人であり、求職者数の66.7%にあたる。

就職内定率は、73.3%であり、前年より8.1ポイント上回っている。

イ 高等学校

求人数は19,272人で前年度に比べ1.0%の減少となっている。

求職者数は、6,716人(前年比2.7%減)で、このうち県内希望者は5,428人であり、求職者数の80.8%にあたる。

就職決定率は、99.0%であり、前年度より、0.2ポイント減少している。

(2) 推薦・選考

新規卒業者の推薦・選択の時期並びに就職のための全国統一応募書類の採用については厳守されている。戸籍謄本の提出を求める企業は、各関係者の努力によってほとんどなくなったが、社用紙への記入や面接時に家族関係や親の職業を聞く違反質問が一部の企業で行われており、就職差別排除のため、さらにその啓発に努める必要がある。

(3) 実施事業

ア 高校生キャリア教育推進事業

望ましい勤労観や職業観を身に付けさせ、進路を主体的に選択できるようインターンシップを中心とした取組を推進し、就職率の向上を図った。

イ 新規高卒者面談会の開催

福岡県、福岡県教育委員会、福岡労働局、(財)福岡県雇用対策協会等の関係機関が連携し、新規高等学校卒業予定者の就職促進を目的にして、福岡県内4地区で求人者と就職を希望する卒業予定者を一堂に集め、企業説明及び面接を行う「新規高卒者就職面談会」を開催した。

・期 日 北九州会場 令和元年11月7日

福岡会場 令和元年 11 月 6 日

筑後会場 令和元年 11 月 20 日

筑豊会場 令和元年 11 月 8 日

- ・対象者 新規高等学校卒業予定者のうち就職未内定者

ウ 中学生の高等学校への体験入学

県立高等学校のうち令和元年度は 94 校において、中学生や保護者等に高等学校を開放し、実際の体験を通して、教育内容や特色についての理解を深めさせ、進路に対する目的意識を高めさせるとともに、中学生の進路希望学校・学科の選択決定能力の育成を図り進路指導の充実に資するために体験入学を実施した。

なお、中学生 44,481 人、中学校教員 615 人、保護者 14,876 人、その他 60 人、計 60,032 人の参加者があった。

エ 進路指導情報資料作成・配布

① 高等学校進学の手引き

中学校における生徒の進路選択の適正を期するため高校の入試と中学校の進路指導についての資料「県立高校を目指すみなさんへ」を作成し、県下の中学 3 年全員に配布し、進路指導の改善・充実に努めた。

また、県立高等学校に係る入学者選抜や学校案内等の各種情報をまとめて掲載したホームページ「福岡県立高校ナビ」を作成し、進路選択等に活用できるようにした。

② 学校案内「展望」

各県立高等学校・中高一貫教育校の概要や特色ある教育活動等をまとめたものであり、県立学校受検にあたっての基本的な資料として、また、転入学希望者の学校選択の参考資料として活用できるようにした。(福岡県教育委員会ホームページに掲載)

(4) 進路指導の改善・充実に取り組む

ア 進路指導主事等研修会

中学校及び高等学校の進路指導主事に対し、進路指導に必要な専門的知識を習得させ、その指導者としての資質の向上を図るとともに、進路指導の改善・充実に努め研修会を行った。

- ・福岡県中・特別支援学校新任進路指導主事研修会

平成 30 年 各教育事務所

- ・福岡県立学校等新任進路指導主事研修会

平成 31 年 4 月 18 日 福岡県教育センター

- ・福岡県立学校等進路指導主事研修会

令和 元年 5 月 23 日 福岡県教育センター

令和 元年 8 月 29 日 福岡県吉塚合同庁舎

- ・福岡県高等学校進路指導研究協議会総会

令和 元年 6 月 6 日 九州産業大学

6 へき地教育

本県の小・中学校のうち、へき地指定を受けている学校は 27 校であり、その級地別内訳は次のとおりである。(分校は 1 でカウントし、義務教育学校は小学校でカウント)

(令和元年 5 月 1 日現在)

学校種別	級 地 区 分							計
	特	準	1	2	3	4	5	
小学校	1	4	5	4	2	0	1	17
中学校	0	2	1	3	1	0	1	8
義務教育学校	0	0	2	0	0	0	0	2
計	1	6	8	7	3	0	2	27

これらのへき地学校における教育の振興充実のため、以下の事業が実施された。

(1) 第 68 回全国へき地教育研究大会(長野大会)

- ・主 催 文部科学省、長野県教育委員会、全国へき地教育研究連盟 他
- ・大会スローガン 「心のふるさと信州で 共に創ろう 未来を紡ぐ新たな学びを」
- ・期 日 令和元年 10 月 10 日～11 日

(2) 第 65 回九州地区へき地・小規模校教育研究連盟研究大会(福岡大会)

第 64 回福岡県へき地・小規模校教育研究大会

- ・主 催 福岡県教育委員会、福岡県へき地・小規模校教育研究連盟
- ・大会スローガン 「へき地・複式・小規模校の特色を生かした豊かな実践を福岡から発信しよう」
- ・期 日 令和元年 10 月 24 日～25 日

7 産業教育

(1) 職業教育担当教員の研修等

近年の技術革新の進展は、産業構造・就業構造に著しい変化をもたらしている。このような経済社会の急速な進展に対応し、高等学校における職業教育をより効果的なものにするためには、生徒の指導に直接あたる教員の資質向上に期するところが大きい。

特に、職業教育担当教員は、基礎・基本の重視はもとより実験・実習重視の視点から、その指導力が強く求められている。さらに技術革新の進展などの新しい時代に対応した教育内容の充実改善等の期待が大きい。

本県では、県教育委員会主催の各種研修会、職業教育担当教員の企業研修、大学等における 6 か月、1 年の長期派遣研修などを計画的に実施するとともに、文部科学省等主催の研修会等へも積極的に派遣している。

また、企業等において先端技術で活躍している社会人を特別講師として招聘し、最先端の知識や技術などを生徒に直接指導してもらう社会人特別講師招聘事業を実施している。

なお、令和元年度における産業教育関係研修会の実施状況及び派遣の主なものは次のとおりである。

ア 職業教育担当教員企業研修

学校名	教科	実施場所	研修期間	研修テーマ
折尾 高等学校	家庭	株式会社 QuantizeFukuoka Office&Atelier	令和元年12月17日 ～12月27日	オーダーメイドブランドにおける 製品デザインと縫製技術を学ぶ

イ 産業教育実習助手派遣研修

学校名	教科	実施場所	研修期間	研修テーマ
苅田工業 高等学校	工業	足利大学 大前キャンパス	令和元年8月19日 ～8月23日	教科「工業」及び工業科教育法に関する講義と実習

ウ 独立行政法人教員研修センター、文部科学省主催

講座及び講習会	種別	開催期間	会場	参加者
農業クラブ指導者養成講座	農業	令和元年8月7日 ～8月9日	国立オリンピック記念 青少年センター	1
家庭クラブ指導者養成講座	家庭	令和元年7月25日 ～7月26日	国立オリンピック記念 青少年センター	1

エ 県教育センター長期派遣研修

(ア) 主 催 県教育委員会

(イ) 研修期間 1年

(ウ) 種 別

- ・ 数学的概念や問題解決課程を構造化する生徒を育てる数学科学習指導 三つの振り返り活動を通して
- ・ 2年次担任団のチーム化を図る2年次主任の関わりの方途 研修旅行における代表者会議の運営を通して
- ・ 相手の思いや考えを尊重する生徒を育成する生徒指導の方途 英語科学習における対話・議論活動を通して
- ・ 農業生産者としてリスクマネジメントの考え方を身に付けた生徒を育成する「作物」の学習指導 GAPの取組を用いて、可視化して比較する活動を通して
- ・ 電磁気の減少を用いた知識を深める生徒を育てる科目「電気基礎」学習指導 直流モータとリニア電池の動く仕組みを可視化する活動を通して
- ・ ビジネスの場面を想定した情報システムのプログラムを改善することができる生徒を育てる科目「プログラミング」学習指導 思考を可視化する課題解決シートの活用を通して

(エ) 人 数 6人

(2) 福岡県高校生産業教育フェア

平成10年度、福岡市で、九州初の第8回全国産業教育フェア〈福岡大会〉を実施し、全国から約25万2千人の来場者を得て、成功裡に終了することができた。

平成11・12年度は、県内4地区、平成13年度は県内2地区、平成14年度以降は県内1地区において、福岡県産業教育フェアを実施した。平成5～17年度までは県教育委員会の単独事業として実施してきたが、平成18・19・20年度は県商工部の新規事業である「科学少年」育成事業（サイエンスワールド）の一環として名称を「福岡県高校生産業教育フェア」と改め実施し、平成21年度からは県教育委員会の単独事業として同名称で実施した。このフェアでは、県内の各専門高校生が学科の枠を超えて一堂に会し、交流と学習成果の公開等を行うことによって、生徒相互の啓発と意識の高揚を図るとともに、小・中学生及び県民一般に、産業教育についての理解と協力を促すことを目指している。フェアの開催を通して、各専門高校に活力を与え、産業界との連携を深めて、新しい時代に即した産業教育の活性化を図っている。

実施内容としては、①意見・体験・研究発表、②作品展示・生産物販売、③専門高校学科紹介、④実験・実習等の体験、⑤催し物（ファッションショー・郷土芸能等）、⑥得意技実演（珠算・フラッシュ暗算・エキシビジョン等）等があり、生徒の日頃の学習成果を発表する場として、また自信を培う機会として有意義に開催されている。今後は、より多くの県民の方を対象とした広報活動の工夫が考えられる。

(3) 社会人特別講師招聘事業

先端技術や地域の特色のある伝統文化など教員では得難い専門分野等に豊かな経験や高度で専門的な知識・技術を備えた社会人を講師として学校に招聘する制度は平成2年度から実施している。この制度の導入によって職業教育の充実、活性化を図るとともに、生徒の職業教育に対する興味・関心や目的意識の高揚が期待される。

〈資料〉

社会人特別講師招聘事業の実績

学 科	令和元年度実績		
	関係学校数	時間数	回数
農 業	7	77	33
商 業	7	38	22
水 産	1	9	2
家 庭	8	99	42
その他	13	221	105
合 計	36 実数28校	444	204

8 国際理解教育

(1) 外国語指導助手招致事業

ア 目 的

米国、カナダ、英国、オーストラリア、アイルランド等から外国語指導助手(ALT)を招致し、県教育委員会及び学校に配置し、地域レベルの国際交流の進展を図ると同時に小学校、中学校及び高等学校における外国語教育及び国際理解教育の改善・充実に資する。

また、研修会等において小学校教員や中・高等学校の英語教員の現職研修に従事し、当県における望ましい英語教育の発展・向上に資する。

イ 職 務

- ・外国語授業の補助・・・配置校及び訪問先の学校において担当教員の指示によりチーム・ティーチングを行う。
- ・国際理解教育の補助・・・配置校及び訪問先の学校において国際理解教育の補助を行う。
- ・現職研修・・・・・・・・・・研修会等において小学校教員や中・高等学校の英語教員の現職研修に従事する。
- ・そ の 他・・・・・・・・・・教材作成の補助及びスピーチコンテスト等への協力、特別活動及び課外活動への協力、地域における国際交流への協力を行う。

ウ 人員及び勤務場所

	人 数	勤 務 場 所
義 務 教 育 課	17 人	県教育庁、各教育事務所
高 校 教 育 課	73 人	県教育庁、県立学校 68 校

エ 活用状況

外国語指導助手の活用状況は、年々活発化している。

主な業務は、計画的に学校訪問などを行い、チーム・ティーチングをしたり、県教育センターや地域ごとの現職教育に従事したりすることなどである。児童・生徒に対して異文化や英語に対する興味・関心を高め、学習への動機づけを行うとともに教師の資質向上にも大いに役立っている。また、国際理解教育における「国際交流」のよい機会ともなっている。

(2)英語教育強化推進事業

ア 目 的

小学校英語教育の教科化に対応した英語力・指導力の高い中核教員の育成、配置及び各市町村における英語教育推進体制の整備、中学校英語教育の高度化に対応した英語力・指導力の高い英語教員の育成及び英語力の高い生徒の育成を行い、英語で積極的にコミュニケーションする態度を身に付け、グローバル社会で活躍する人材の育成に資するものとして、平成30年度から実施。

イ 小学校における英語教育の教科化への対応

- ① 英語力・指導力の高い教員の育成

小学校英語教育に係る中核教員の英語力・指導力向上を図る研修を拡充し、中核教員を県域全小学校に配置する。

② 市町村の英語教育推進体制整備

各市町村の1中学校区をモデル地区に指定し、国の中央研修を終了したエリアマネージャーが、モデル地区の小学校を巡回し小学校英語教育の体制整備を支援する。

ウ 中学校における英語教育の高度化への対応

① 英語力の高い生徒の育成

中学3年生を対象とした英検I B Aテストの実施や、中学生英語スピーチコンテストを実施する。

② 英語教員の英語力・指導力の向上

英語力向上研修の受講者に英語関係企業の英語指導スキルに学ぶ研修を実施する。

(3) グローバル人材育成強化事業

ア 目的

「グローバル人材育成強化校」を指定し、英語活動指導員(英語名 English Activity Supporter/略称 E A S)を配置することにより、生徒が英語でコミュニケーションを図る機会を確保し、論理的思考力、判断力、表現力に加え、実践的な英語力を身に付けたグローバル人材の育成を図る。

イ グローバル人材育成強化校の指定・英語活動指導員(E A S)の配置

グローバル人材育成強化校は、戸畑高校、東筑高校、宗像高校、福岡高校、城南高校、小郡高校、嘉穂高校、鞍手高校の8校とする。令和元年度については、英語活動指導員4名を下表のとおり配置した。

年度	地区	配置校	派遣校
元	福岡・筑豊地区	宗像高校	嘉穂高校
	福岡・北九州地区	城南高校	戸畑高校
	福岡・北九州地区	福岡高校	東筑高校
	筑後・筑豊地区	小郡高校	鞍手高校

ウ 英語活動指導員(E A S)の役割

英語活動指導員(E A S)は以下の①～③を行うことにより、グローバル人材育成強化校における生徒の論理的思考力、判断力及び表現力に加え、実践的な英語力を向上させる。

① 英語イマージョン教育の推進

外国語(英語)以外の授業においてティームティーチングを行い、生徒が母語で獲得した教科科目の知識・技能を活用して新しい内容について英語で理解・表現することで、当該教科科目の目標の達成に資する。

② 授業外における英語活動の指導・支援

ディベート大会やスピーチ大会に参加する生徒の指導や支援を行う。

③ 外国語（英語）の授業における指導・支援

外国語（英語）の授業においてティームティーチングを行い、生徒の英語コミュニケーション能力の育成を図る。

(4) 帰国・外国人児童生徒教育

学校教育における帰国・外国人児童生徒教育として次の四点を重視する。第一は、本人及び保護者への適応指導を充実することである。日本の学校生活に慣れ、安心して生活できるように、きめ細かな指導を行うことが必要である。また、帰国・外国人児童生徒やその保護者がいつでも相談できる体制をつくることが重要である。第二は、帰国児童生徒・外国人児童生徒の特性を生かす教育活動を推進することである。異文化での生活習慣や異文化で培った見方や考え方などをその児童生徒の特性と考え、その特性を学校教育全体で生かしていくことが重要である。第三は、日本語指導や学習指導を充実させることである。日本語の初期指導にあたっては、生活に根ざした言語の習得はもちろんのこと、その児童生徒の実態に応じた日本語指導計画や指導資料を作成したりして、授業に必要な基本的な学習言語の能力を身に付けさせることが必要である。学習指導にあたっては、日本語指導と一体となった学習指導を行うことはもちろんのこと、日本語の習得状況や学習経験に応じた学習指導計画を作成し、個に応じた指導を充実させることが必要である。第四は、地域と一体となった取組を推進することである。地域のボランティアを招聘したり、地域の外国人学校や国際交流のための施設、関係諸団体などと連携したりして、帰国・外国人児童生徒が尊重されるよう、教育活動を展開することが必要である。

9 統計教育

統計教育の普及・推進のため、福岡県情報統計教育研究協議会(事務局・太宰府市立太宰府西小学校)は、福岡県統計協会と協力して統計教育に関する諸行事を実施した。

(1) 研究会・講演会

統計指導者講習会(主催、総務省統計研究研修所)

・期日 令和元年7月29日～7月30日

・会場 総務省第2庁舎(東京都新宿区)

(2) 統計グラフ福岡県及び全国コンクール作品募集

福岡県コンクール応募総数(合計635点)

10 情報教育

今日我が国は、高度情報通信社会と言われ、コンピュータ等の情報機器及び情報通信ネットワークが様々な分野で活用され、日常生活に大きな変化をもたらしている。今後この傾向はさらに進み、情報機器及び情報通信ネットワークはますます発展するものと考えられる。

このような状況の中で、学習指導要領では、情報教育の体系的な実施と情報機器及び情報通信ネットワークによる学校教育の質的改善を新たに明確にし、急速に発展している高度情報通信社

会において、全ての児童生徒にコンピュータ及び情報通信ネットワーク等の情報手段を有効に活用し、情報化の進展に主体的に対応できる能力の育成を目指している。

具体的には、小学校では、コンピュータ及び情報通信ネットワークを各教科及び総合的な学習の時間等の中で活用し、児童にコンピュータ等の活用を通して、情報活用能力を育成すること、さらに中学校では、技術・家庭科の技術分野「D 情報に関する技術」が必修であるとともに、高等学校では、教科「情報」が必修となつている。学校における情報化を積極的に進め、児童生徒が情報化社会の進展に主体的に対応できる能力と態度を育成していく。

このような情報化に対応した教育を推進するためには、指導者である教師の情報リテラシーとICTを活用した指導力の向上がきわめて重要な要素となる。そのため、県としては情報教育に関する教師の情報リテラシーとICTを活用した指導力向上を目的として、各種の研修会を実施している。令和元年度の実施状況は下表のとおりである。

主 催	講 座 名	令和元年度 受講者数
県 教 育 委 員 会	県立学校等若年教員研修、 中堅教諭等資質向上研修、ICT副校長・教頭研修 福岡県プログラミング教育推進フォーラム:236人 プログラミング教育に関する研修 (管理職:289人、教諭等:449人)	2232人
県 教 育 セ ン タ ー	キャリアアップ講座	177人

11 男女共同参画教育

福岡県においては、平成13年10月に「福岡県男女共同参画推進条例」を制定し、第1次男女共同参画計画（平成13～17年度）、第2次男女共同参画計画（平成18～22年度）、第3次男女共同参画計画（平成23～27年度）を策定して、積極的な施策を展開しており、国の基本計画を踏まえ、平成28年3月には第4次福岡県男女共同参画計画を策定している。そこには「学校教育における男女共同参画の推進」として、①男女共同参画を推進する教育の実施と教職員等への理解促進、②男女共同参画の視点に立ったキャリア教育・進路指導の推進の2点が示されている。

県教育委員会では、上記のような国や県の動向を踏まえるとともに、学習指導要領に対応した内容となるよう、平成31年3月に「男女共同参画教育―指導の手引き―」を改訂し、学校教育の中で子供の男女平等意識の形成と自らの個性や能力を生かして多様な選択と生き方を実践する資質・能力を育てていくより実践的な教育活動を推進している。

男女共同参画教育は、男女が本質的な平等と人格の尊重を基盤とし、主体的に個性や能力を伸長し、自己表現を図りながら、対等なパートナーとして責任を分かち合える社会の形成を目指す教育である。

男女共同参画教育では、男女平等の意識を育てるとともに、一人一人の個性や能力を發揮させ、伸長させる教育・学習の充実を図ることが大切である。

そのためには、幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領の趣旨に則り、①豊かな心の育成、

②性差の正しい認識の育成、③自立する力の育成、④互いを認め、高め合う実践的態度の育成の四つの資質・能力を育てることが必要である。また、各学校段階では、子供の発達段階や実態に応じて学習内容を適切に設定することが必要である。

小・中学校では、各教科、道徳科、外国語活動（小学校）、総合的な学習の時間及び特別活動など、学校の教育活動全体を通して実施するものであり、それぞれの教科等のねらいを達成することを通して、男女共同参画教育が効果的に推進できるよう、男女共同参画教育の視点に立った教育課程を編成している。また、子供のよい点や学習に対する意欲や態度、進歩の状況等を評価することにより、子供が肯定的な自己理解を深め、自分のよさを発揮して主体的に生きることができるよう指導している。

12 環境教育

県においては、平成4年3月に「福岡県環境教育基本計画」を策定し、総合的な環境教育を推進している。平成7年3月には、「福岡県環境憲章」を設定し、行政、事業者、県民それぞれが日常生活や事業活動を見直し、役割分担しながら積極的に行動することを目指している。

学校教育における取組としては、平成6年1月に「環境教育指導の手引き（小学校・中学校編）」を作成して県下の全小中学校に配布して環境教育の指標としている。また、環境部との連携により福岡県環境白書や福岡県レッドデータブックを指定都市を除く市町村立小・中学校及び県立高等学校に配布し、その活用を呼びかけているところである。

さらに、平成17年度から、公益財団法人福岡県水源の森基金との連携により「水資源教育促進事業」を実施し、平成20年度からは、農林水産部との連携により「生き物調査の取組」を行っている。

この他にも、各学校において、充実した環境教育が行われるよう、以下のような取組を行っている。

- (1) 「環境教育副読本」「環境教育副読本資料編」（平成5年から毎年配布）の作成・配布
- (2) 「福岡県地球温暖化対策ワークブック」「福岡県地球温暖化対策ワークブック資料編」の作成（平成30年度から）
- (3) 「環境教育プログラム集」（平成22年3月発行）の作成・配布

13 科学教育推進事業

科学技術創造立国の実現を目指す我が国が、今後も科学技術の着実な発展を図るためには、子供たちの科学技術や理科に対する興味・関心を高め、豊かな科学的素養を身に付けることができるようにすることが重要である。そこで、県の事業として福岡県小・中学生科学作品展を開催し、科学教育の一層の充実を図る取組を推進している。また、平成24年度から高校生を対象として、「高校生科学技術コンテスト」を実施しており、平成25年度から中学生を対象として「科学の甲子園ジュニア」を開催している

14 特別支援教育

特別支援教育は、障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

また、知的な遅れのない発達障がいも含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。

県教育委員会では、「福岡県教育振興基本計画」（平成29年3月）に基づき、今後の特別支援教育に係る施策の推進のための指針となる「福岡県特別支援教育推進プラン」（平成29年4月）を策定した。

各学校においては、校内委員会の設置や特別支援教育コーディネーターの指名などの基本的な体制整備とともに、障がいのある幼児児童生徒一人一人のニーズに応じるための個別の教育支援計画や個別の指導計画に基づいた教育への質的な充実に向けて取り組んでいる。

(1) 障がいの重度・重複化、多様化への対応

ア 発達障がい児等教育継続支援事業（県）

【趣旨】

幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校、高等学校等において、発達障がいを含む障がいのある幼児児童生徒が、一貫した継続性のある支援を受けることができるようにする。

【事業の内容】

- 公立・私立の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校、高等学校等における専門家による巡回相談の実施
- 「保護者向けハンドブック」の作成・配布
- 「ふくおか就学サポートノート（引継ぎシート）」の提供

イ 特別支援学校医療的ケア体制整備事業（県）

【趣旨】

県立特別支援学校に通学する日常的に医療的ケアを必要とする幼児児童生徒に対し、看護師免許を有する者（看護職員）の配置等を行い、幼児児童生徒が安全に教育を受けられる環境を整備する。

【事業の内容】

- 学校における医療的ケアの体制整備（看護職員の配置と指導医の委嘱）
- 運営協議会の設置
- 看護職員、教員に対する研修の実施

(2) 特別支援学校生徒の職業自立の促進

ア 特別支援学校キャリア教育支援事業（県）

【趣旨】

望ましい勤労観や職業観を身に付けさせ、就業体験の機会を拡充するとともに、就職に必要な実践的な知識や技能、態度を養うことで進路未決定者を減少させ、就職希望率・就職決定率を向上させる。

【事業の内容】

- インターンシップの推進
 - ・ 障がいのある生徒一人一人に応じた職場開拓と障がい者雇用の理解啓発
 - ・ 生徒の不安感を軽減するための企業訪問による職場適応支援

- ・ ハローワークと連携した企業情報の収集及び各学校に対する情報伝達
- 就職学習会の実施
- 「技能見学会」（新雇用開発課共催）の実施
 - ・ インターンシップ先拡大のための企業と学校のネットワーク形成

イ 特別支援学校技能検定事業（県）

【趣旨】

県内特別支援学校生徒の自立と社会参加に向け、技能検定を通して、就労に必要な知識・技能・態度を身に付けさせるとともに、卒業後の社会生活・職業生活への意欲や自信を高め、就職希望率の上昇を目指す。

【事業の内容】

- 特別支援学校技能検定（プレ検定）の実施
- 指導書及び評価表の作成
- 指導者研修会の実施
- 運営協議会の設置

(3) インクルーシブ教育システムの構築

【趣旨】

早期からの教育相談・支援の必要性や地域の教育資源の組合せを活用した合理的配慮の提供及び、学校間における適切な情報の引継ぎについて、市町村や教員等への理解・啓発に主体的に取り組み、市町村における柔軟できめ細やかな対応ができる一貫した支援体制を構築する。

【事業の内容】

- 県実施
 - ・ インクルーシブ教育システム構築に向けた小・中学校管理職等研修会の開催
 - ・ インクルーシブ教育システム構築に係る教員向けの推進ガイドの作成・配布
- 指定地域実施
 - ・ 地域連携協議会の開催
 - ・ 特別支援教育に係る専門家（早期支援コーディネーター、合理的配慮コーディネーター、就労支援コーディネーター）の配置
 - ・ 相談支援ファイルの作成・活用・引継ぎ
 - ・ インクルーシブ教育システム構築に向けた啓発

(4) 高等学校等における特別支援教育の推進

ア 特別支援教育支援員の配置

【趣旨】

県立高等学校における特別支援教育の一層の充実を図るため、要支援生徒の介助や学習支援を行う支援員を配置して、学校生活における支援体制を整備する。

【事業の内容】

- 要支援生徒に対し、介助や学習支援を実施（県立高校7校）
- 障がいにより他者とのコミュニケーションに課題を持つ生徒に直接支援することで良好な人間関係づくりを援助する等、様々な障がいに応じた教育支援が可能

イ 高等学校等通級指導推進事業（県）

【趣旨】

県立高等学校及び中等教育学校後期課程に在籍する発達障がい等のある生徒を対象に、障がいの状態等に応じた特別の指導を行う通級指導教員を配置することで、高等学校等における通級による指導を推進する。

【事業の内容】

- 拠点校 4 校（ひびき高等学校、博多青松高等学校、明善高等学校、嘉穂東高等学校）の設置
- 通級による指導担当者の資質向上
 - ・ 年間 3 回の県教育委員会主催の専門研修、国立特別支援教育総合研究所への派遣、4 校合同での授業研修会の実施

第 2 節 付随的教育活動

1 福岡県教育文化奨学財団

(1) 奨学金等貸与状況

令和元年度の貸与額並びに貸与状況は次のとおりである。

高等学校入学支度金 2,011 人、奨学金 高等学校 11,452 人

区 分		国・公立、私立	貸 与 額		
高 等 学 校	支 度 金	国 ・ 公 立	50,000円		
		私 立	100,000円		
	奨 学 金	国 ・ 公 立	自 宅	月 額	18,000円
					15,000円
					10,000円
		私 立	自 宅外	月 額	23,000円
					20,000円
					15,000円
	私 立	自 宅	月 額	25,000円	
			15,000円		
		私 立	月 額	10,000円	
		私 立	月 額	30,000円	
		私 立	月 額	20,000円	
		私 立	月 額	15,000円	

※ 平成 23 年 4 月以降入学者から貸与月額選択制度を導入した。

第3章 教 職 員

第1節 教職員の人事管理

1 市町村立学校教職員定数と人事異動

(1) 教職員定数

令和元年度の条例定数は、表1のとおりである。

表1 令和元年度 市町村立学校教職員定数比較表

(人)

区 分		小 中 学 校			特 別 支 援 学 校		
		平成30年度 条 例 (a)	令和元年度 条 例 (b)	差 引 (b)－(a)	平成30年度 条 例 (c)	令和元年度 条 例 (d)	差 引 (d)－(c)
基 礎 定 数	校 長 及 び 教 員	14,092	14,393	301	205	202	△3
	養 護 教 員	687	688	1	4	4	0
	学 校 栄 養 職 員	217	221	4	2	2	0
	事 務 職 員	758	772	14	8	8	0
	寄 宿 舎 指 導 員	0	0	0	0	0	0
	計	15,754	16,074	320	219	216	△3
基 礎 外 定 数	校 長 及 び 教 員	51	50	△1	—	—	—
	養 護 教 員			0	—	—	—
	事 務 職 員			0	—	—	—
	計	51	50	△1	—	—	—
合 計		15,805	16,124	319	219	216	△3

(2) 教職員の異動状況

令和元年度末及び令和2年度当初における異動状況は表2のとおりであり、令和元年度末の退職者の状況は表3のとおりである。

表2 令和元年度末 市町村立学校教職員人事異動集計表

区 分	退 職	転 任	市郡間 交 流	他局等		休 職	復 職	採 用	校 長 新 任	副校長 新 任	教 頭 新 任	計
				転出	転入							
小 学 校	521	937	246	17	7	10	7	670	102	0	118	2,635
中 学 校	285	498	195	23	5	3	7	316	39	0	41	1,412
義務教育 学 校	1	61	3	1	0	0	0	6	3	0	3	78
特別支援 学 校	2	15	0	0	1	0	1	5	1	0	2	27
計	809	1,511	444	41	13	13	15	997	145	0	164	4,152

表3 令和元年度末 市町村立学校教職員退職状況

(人)

区 分	定年退職	早期退職	普通退職	計
30年度末(A)	538	166	76	780
令和元年度末(B)	512	128	83	723
差引(B)－(A)	△26	△38	7	△57

2 県立学校教職員定数と人事異動

(1) 教職員定数

平成30年度及び令和元年度における教職員の定数は表4のとおりである。

(2) 教職員の異動状況

令和元年度末及び令和2年度当初における異動状況は表5及び表6のとおりである。

令和2年度当初の教員採用状況については、表7のとおり新規採用者261名、他府県等から26名の計287名である。

表5 令和元年度末及び令和2年度当初人事異動状況

(人)

区 分	退 職							転 補 (昇任を含む)							新規採用	
	校長	副校長	教頭	主幹教諭	指導教諭	一般	計	校長	副校長	教頭	主幹教諭	指導教諭	一般	計		
高等学校等	15	3	2	11	4	182	217	40	19	63	47	16	383	568	187	
特別支援学校	3	1	0	0	1	50	55	8	4	10	11	3	54	90	100	
小計	18	4	2	11	5	232	272	48	23	73	58	19	437	658	287	
県立学校 事務職等	参事補給以上 18						17	35	参事補給以上 73					89	162	28
計	42			11	5	249	307	217			58	19	526	820	315	

※高等学校等及び特別支援学校における一般とは、教諭、養護教諭、実習助手、寄宿舎指導員のことをいう。

県立学校事務職等における一般とは、係長級以下の職員をいう。

表6 令和元年度末 県立学校教職員退職状況 (令和2年3月31日付退職)

(人)

区分	校長	副校長	教頭	主幹教諭	指導教諭	教諭	養護教諭	栄養教諭	実習助手	寄宿舎指導員	事務職員等	計
定年退職 ①	18	4		10	5	167	5	1	1	2	28	241
早期退職 ②			1	1		28		1		2	3	36
普通退職 ③						18					3	21
退職者計 (①+②+③)	18	4	1	11	5	213	5	2	1	4	34	298

表4

令和元年度 県立学校教職員条例定数比較表

区 分	中学校及び			高 等 学 校												特別支援学校			県立学校計		
	中等教育学校			全 日 制			定 時 制			通 信 制			計								
	R1年度	30年度	比 較	R1年度	30年度	比 較	R1年度	30年度	比 較	R1年度	30年度	比 較	R1年度	30年度	比 較	R1年度	30年度	比 較	R1年度	30年度	比 較
	条 例	条 例		条 例	条 例		条 例	条 例		条 例	条 例		条 例	条 例		条 例	条 例		条 例	条 例	
校 長	5	5	0	92	92	0	2	2	0				94	94	0	20	20	0	119	119	0
教 諭(員)	72	72	0	4,422	4,476	△ 54	344	349	△ 5	26	26	0	4,792	4,851	△ 59	1,573	1,559	14	6,437	6,482	△ 45
養護教諭	5	5	0	123	126	△ 3	21	21	0				144	147	△ 3	34	34	0	183	186	△ 3
栄養教諭																17	17	0	17	17	0
実習助手				336	337	△ 1	12	12	0				348	349	△ 1	34	36	△ 2	382	385	△ 3
寄宿舎指導員																162	162	0	162	162	0
教育職員計 (A)	82	82	0	4,973	5,031	△ 58	379	384	△ 5	26	26	0	5,378	5,441	△ 63	1,840	1,828	12	7,300	7,351	△ 51
学校栄養職員																					
事務職員	5	5	0	307	315	△ 8	31	31	0	4	4	0	342	350	△ 8	60	60	0	407	415	△ 8
学校司書				91	92	△ 1	4	4	0				95	96	△ 1				95	96	△ 1
技術職員				18	14	4							18	14	4				18	14	4
小 計 (B)	5	5	0	416	421	△ 5	35	35	0	4	4	0	455	460	△ 5	60	60	0	520	525	△ 5
その他の職員 (C)				230	226	4	4	4	0				234	230	4	34	34	0	268	264	4
総務企画課所管分計 (B+C)	5	5	0	646	647	△ 1	39	39	0	4	4	0	689	690	△ 1	94	94	0	788	789	△ 1
合 計 (A+B+C)	87	87	0	5,619	5,678	△ 59	418	423	△ 5	30	30	0	6,067	6,131	△ 64	1,934	1,922	12	8,088	8,140	△ 52

表7 令和2年度当初 県立学校教員等採用状況

(令和2年4月1日採用：人)

区 分	新 規	他府県等から	県内公立 高校等から	県内小・ 中学校から	計
国 語	17	2		1	20
地 歴（歴史）	14				14
地 歴（地理）	6				6
公 民	1		1		2
数 学	23	3	1		27
理 科（物理）	5	1			6
理 科（化学）	3	2	1		6
理 科（生物）	6	1			7
保 健 体 育	20	1			21
美 術	4				4
家 庭	10				10
農 業	8				8
工 業（機械）	7				7
商 業	4		1		5
情 報	2				2
英 語	24	1	1		26
福 祉	2				2
実 習 助 手	10	1			11
特 別 支 援	92	6	2		100
養 護 教 員	3				3
寄 宿 舎 指 導 員					
合 計	261	18	7	1	287

3 教職員の服務

「教職員の服務の適正化」を教育施策の一つとして掲げ、教職員に対する服務指導の徹底を図った。

また、「教職員月報メールマガジン」を発行し、教職員の服務管理等について必要な事項を解説するとともに、学校運営の適正化に役立つ情報・資料の提供に努めた。

4 分限・懲戒処分

令和元年度中に教職員に対して行った分限及び懲戒処分は次のとおりである。

事 件 別	分 限		懲 戒				
	免職	降任	免職	停職	減給	戒告	計
交通事故・交通違反	—	—	1	3	—	—	4
そ の 他	—	—	7	3	3	—	13
計	—	—	8	6	3	—	17

5 争訟事件

令和元年度中に終結した争訟事件は次のとおりである。

事件名(事件番号)	事件内容	裁判所名	原告	被告	判決(取下)年月日	判決内容	備考
香椎高校裁判 平成30年(ワ)第2680号	体育(ラグビー)の授業に出席していた原告(当時1年生)が同じく授業に出席していた生徒と接触し、顎関節及び歯牙脱臼の損傷を負った。このことについて、当時、指導をしていた教諭の安全配慮義務違反等の過失が原因であるとして、県に対し損害賠償請求の訴えを起こした事案。	福岡地方裁判所	元生徒	福岡県	令和元年 6月12日	取下げ	

6 免許と資格

(1) 教育職員免許

令和元年度における教育職員免許状の授与件数は次のとおりである。

令和元年度 免許状授与件数

種別	小学校	中学校	高等学校	特別支援	幼稚園	養護	栄養	計	再書交付換	合計
件数	1,496	1,324	1,723	545	3,132	250	151	8,621	1,671	10,292

また、上記授与件数のうち中学校及び高等学校の教科別授与件数は次のとおりである。

令和元年度 免許状授与件数

学校種別 \ 教科別	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	外国語	書道	保健体育	保健	看護	家庭	地理・歴史	公民
中学校	134	223	149	165	43	38	237		238			56		
高等学校	120		165	207	28	35	212	23	266		42	48	160	189

学校種別 \ 教科別	商船	農業	農業実習	工業	工業実習	商業	技術	職業実習	宗教	水産	工芸	情報	福祉	合計
中学校							39		2					1,324
高等学校	2	6		101		38			2	1	8	55	15	1,723

(2) 特別非常勤講師

免許状を要しない非常勤講師(以下「特別非常勤講師」という。)の制度は、学校教育の多様化に対応して、免許状は持たないが各種分野において優れた知識や技術を有する社会人を教育界に迎え入れるために、昭和63年教育職員免許法の改正により創設されたものである。

なお、令和元年度の届出件数は次のとおりである。

令和元年度 「特別非常勤講師」の届出状況

学校種	届出事項 (抜粋)	有する専門的な知識・ 技術の資格等	届出の件数
小学校	食に関する指導、英会話、稲作体験、ホタルの飼育、茶道・華道、漁業体験、日本舞踊、ダンス、和太鼓指導(小倉祇園太鼓)等	学校栄養職員、管理栄養士、塾講師、農家、北九州市自然サポーター、裏千家準教授、小笠原流一級保持者、漁師、日本舞踊師範、エアロビック講師、祇園太鼓伝承者等	73件
中学校	書道、茶道、オーラルコミュニケーション、聖書講義、調理実習、武道(剣道)等	書道講師、裏千家教授、ネイティブスピーカー、教会牧師、調理師、剣道有段者等	18件
高等学校	公衆衛生、農業経済学、英会話、中国語会話、茶道、介護福祉、病理学、小児看護学、自動車整備、製菓実習、手話等	獣医師、稲作経営者、塾講師、ネイティブスピーカー、裏千家准教授、介護福祉士、臨床検査技師、看護師、自動車整備士、製菓衛生師、手話通訳派遣登録員等	204件

特別支援 学校	臨床心理学、リハビリテーション医学、臨床応用実習、病理学、衛生・公衆衛生学、福祉に関する講義及び実習等	臨床心理士、はり師・きゅう師免許所持者、医師、大学教授等	15 件
------------	---	------------------------------	------

(3) 免許法認定講習

教育職員免許の取得に必要な単位を、大学において修得するのが困難な現職者のため免許法認定講習を開催しているが、令和元年度の実施状況は以下のとおりである。

令和元年度 福岡県教育職員免許法認定講習一覧表

※受講期間欄に会場名がないものはすべて福岡教育大会会場である。

区分	施行規則に規定する科目	開設科目		単 位	定 員	受講期間	講師等	取得できる 免許状の種類	受講対象者	主 催
		記号	開設科目							
各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目 (教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想)	C1	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	1	80	8/20.21	寺岡 聖豪	幼一種 小一種 中一種 高一種	小学校教員 中学校教員 高等学校教員	福岡県
	教育の基礎的理解に関する科目 (教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。))	D1	21世紀型学力を創造する学校改善と組織マネジメント ～“学び”と“協働”を創造する学校づくり～	1	80	8/22.23	鈴木 邦治	養護教諭 養教一種 栄養教諭一種 栄養教諭二種	養護教諭 養護助教諭 学校栄養職員	北九州市
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 (道徳の理論及び指導法)	D2	道徳の理論及び指導法	1	80	8/22.23	堺 正之	小一種 中一種 高一種	小学校教員 中学校教員 高等学校教員	福岡県
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 (特別活動の指導法)	C2	特別活動の指導法	1	80	8/20.21	脇田 哲郎			北九州市
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 (教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。))	D3	教育方法・技術論	1	80	8/22.23	樋口 祐介	幼一種 小一種 中一種 高一種 養教一種 栄養教諭一種 栄養教諭二種	小学校教員 中学校教員 高等学校教員 養護教諭 養護助教諭 学校栄養職員	北九州市
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 (生徒指導の理論及び方法)	B1	生徒指導	1	80	8/16.19	友清 由希子	小一種 中一種 高一種 小二種(隣接) 養教一種 栄養教諭一種 栄養教諭二種	小学校教員 中学校教員 高等学校教員 養護教諭 養護助教諭 学校栄養職員	福岡県
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 (教育相談(カウンセリング)に関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	D4	教育相談(カウンセリング)の理論及び方法	1	80	8/22.23	中島 義実	幼一種 小一種 中一種 高一種 小二種(隣接) 栄養教諭一種 栄養教諭二種	小学校教員 中学校教員 高等学校教員 学校栄養職員	福岡市
	各教科の指導法に関する科目 (音楽指導法)	C3	各教科の指導法に関する科目 (音楽指導法)	1	60	8/20.21	木村 次宏	小一種 中一種 高一種		北九州市
	各教科の指導法に関する科目 (体育指導法)	B2	体育科指導法	1	80	8/16.19	兄井 彰	小二種(隣接)	小学校教員 中学校教員 高等学校教員	福岡市
	教科・領域・養護に関する科目	教科	教科に関する専門的事項に関する科目 (音楽・声楽(合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。))	A1	音楽・音楽(声楽)	1	30	8/16.19	橋本 エリ子	小一種 中一種 高一種
領域	領域に関する専門的事項に関する科目	F1	領域及び保育内容の指導法に関する科目	1	40	8/5.6 中村学園大学	古相 正美 野中 千都	幼一種	幼稚園教員	福岡県
養護	養護に関する科目 (養護概説)	D5	養護概説	1	30	8/22.23	一期崎 直美	養一種	養護教諭 養護助教諭	福岡県

特別支援教育に関する科目	第一欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目	E1	特別支援教育の基礎理論	1	80	8/20.22	一木 薫 熊谷 亮	特支二種	特別支援学校に勤務している教員又は勤務しようとする教員	福岡県
	第二欄	特別支援教育領域に関する科目(視覚障害者) 「心理、生理及び病理」	B3	視覚障害者の心理、生理及び病理	1	80	8/16.19	中村 貴志			福岡市
		特別支援教育領域に関する科目(聴覚障害者) 「心理、生理及び病理」	D6	聴覚障害児の心理・生理・病理	1	80	8/22.23	相澤 宏充			福岡県
		特別支援教育領域に関する科目(知的障害者) 「心理、生理及び病理」及び「教育課程及び指導法」	D7	知的障害者教育概論	1	80	8/16.19 久留米大学	石丸 文敏			福岡県
		特別支援教育領域に関する科目(知的障害者) 「心理、生理及び病理」及び「教育課程及び指導法」	C5	知的障害者教育総論	1	80	8/20.21	藤金 倫徳			福岡県
		特別支援教育領域に関する科目(肢体不自由者) 「心理、生理及び病理」及び「教育課程及び指導法」	B4	肢体不自由児の心理・生理・病理及び教育課程と指導法	1	80	8/16.19	大平 壇 一木 薫			福岡市
		特別支援教育領域に関する科目(病弱者) 「心理、生理及び病理」及び「教育課程及び指導法」	C6	病弱児の教育・心理・生理及び教育課程と指導法	1	80	8/20.21	深津 美華恵			福岡市
	第三欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目 (重複・LD等)	B5	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目(重複・LD等)	1	200	8/16.19	中山 健			北九州市
				20	1,560						

第2節 教職員の健康管理

1 健康診断

令和元年度県立学校の健康診断の実施状況は次のとおりである。

(1) 教職員定期健康診断実施状況

(人)

学校区分	検査区分	在籍者	休職者等	実施者数 ※
中学校(中等教育学校を含む)		123	1	121
高等学校		6,004	87	5,863
特別支援学校		1,973	44	1,909
計		8,100	132	7,893

※ 胸部X線検査の実施者数

(2) 特別健康診断実施状況

種別	区分	一次検診 受診者数	二次検診 受診者数
調理作業に従事する職員に対する特別健康診断		0名	0名
振動工具取扱業務に従事する職員に対する特別健康診断		25名	0名
VDT作業に従事する職員に対する特別健康診断		386名	384名
重量物取扱業務に従事する職員に対する特別健康診断		23名 (職場調査1校)	—

2 教職員の休職状況(新規休職者数一覧)

(人)

学校種別	疾病区分 年度	結核性疾患			精神神経系疾患			その他の疾患			計		
		H29	H30	元	H29	H30	元	H29	H30	元	H29	H30	元
小学校		0	0	0	25	28	32	10	29	19	35	57	51
中学校		0	0	0	15	19	21	6	6	10	21	25	31
高等学校		0	0	0	15	13	20	9	10	9	24	23	29
特別支援学校		0	0	0	7	1	4	6	7	3	13	8	7
計		0	0	0	62	61	77	31	52	41	91	113	118

第3節 教職員の給与

1 給与改定

令和元年度分給与改定の主な概略は次のとおりとなっている。

ア 民間給与との較差に基づく給与改定

- ① 月例給…若年層の給料表の給料月額引き上げにより平均0.14%増（平成31年4月1日から適用）
- ② 期末・勤勉手当…4.45月分から4.5月分へ勤勉手当を0.05月分引上げ
（平成31年4月1日から適用）

支給期	改正前	改正後
6月期	2.225月	2.25月
12月期	2.225月	2.25月
計	4.45月	4.5月

- ③ 住居手当…支給対象となる家賃額の下限を12,000円から16,000円に引上げ
手当額の上限を27,000円から28,000円に引上げ
手当額が引下げとなる職員には、令和4年3月31日までの間、令和2年度は差額の2分の1、令和3年度は差額の4分の1を加算して支給（令和2年4月1日から適用）

イ 義務教育諸学校教員の給与の見直し

県内の地域に勤務する教育職給料表（三）適用職員の地域手当の支給割合を1.8%に見直し、あわせて、現行の給与水準を維持する経過措置を実施（令和2年1月1日から適用）

地域区分	改正前	改正後
福岡市	5.4%	1.8%
その他県内	5.0%	

2 退職手当

令和元年度の退職手当の支給状況は次のとおりである。

令和元年度 退職手当支給状況

(単位：人、円)

区 分	定年退職		定年前早期退職		普通退職		合 計	
	人員	金 額	人員	金 額	人員	金 額	人員	金 額
小 学 校	326	7,313,615,990	80	1,801,975,122	1,637	311,684,991	2,043	9,427,276,103
中 学 校	187	4,177,770,604	50	1,075,865,800	872	225,027,538	1,109	5,478,663,942
高等学校	205	4,529,601,875	20	414,621,961	810	189,441,580	1,035	5,133,665,416
特別支援 学 校	35	766,845,390	16	347,869,604	657	178,894,881	708	1,293,609,875
事 務 局	8	206,024,799	3	76,588,212	3	3,756,493	14	286,369,504
合 計	761	16,993,858,658	169	3,716,920,699	3,979	908,805,483	4,909	21,619,584,840

第4節 教職員の福利厚生

1 公務災害等補償

令和元年度における教職員の公務災害及び通勤災害の認定状況は次のとおりである。

(1) 令和元年度認定状況

職員区分	公務災害		通勤災害		計
	負傷	疾病	負傷	疾病	
義務教育 学校職員	93	2	8		103
上記以外 の教職員	40	2	5		47
事務局職員	1		1		2
計	134	4	14		152

(2) 公務災害原因別件数

原因別	件数
職務遂行中	118
合理的行為	1
準備行為又は後始末行為	3
出張又は赴任の期間中	12
出退勤途上	0
レクリエーション参加中	0
負傷に起因する疾病	2
公務に起因する疾病	2
設備の不完全又は管理上の不注意	0
公務上の負傷に起因する負傷	0
計	138

(3) 通勤災害の通勤用具別件数

用具	交通機関	乗用車	バイク	自転車	徒歩	計
件数	件	件	件	件	件	件
	0	(0) 8	2	2	(0) 2	(0) 14

() は第三者加害件数で内数

2 教職員住宅

昭和38年度から教職員住宅等の建設事業を進めてきたが、「福岡県行政システム大綱」を踏まえ平成14年度から教職員住宅の見直しを行っている。現在次表のとおり管理している。

住宅管理状況一覧

(令和2年3月31日現在)

名称	入居対象者	戸数
教職員住宅	事務局及び県立学校教職員	150戸

(使用廃止済住宅を除く。)

3 公立学校共済組合

(1) 短期経理

令和元年度における福岡支部の短期経理は、収入 22,261,036 千円、支出 22,293,622 千円となった。
なお、11,447,339 千円を本部へ回送した。

(2) 厚生年金保険経理

令和元年度の収入は、57,600,220 千円（組合員の保険料 20,737,584 千円、地方公共団体の負担金 29,778,873 千円、追加費用負担金 7,081,960 千円及び前年度以前分の収入等 1,803 千円）となった。

(3) 退職等年金経理

令和元年度の収入は、3,400,374 千円（組合員の掛金 1,700,136 千円、地方公共団体の負担金 1,700,140 千円及び前年度以前分の収入等 98 千円）となった。

(4) 経過的長期経理

令和元年度の収入は、752,010 千円（地方公共団体の負担金 25,296 千円、追加費用負担金 726,712 千円及び前期以前分の収入 2 千円）となった。

(5) 保健経理

保健福祉事業は、短期の掛金及び負担金のうち給料及び期末勤勉手当から 1.41/1000 を財源として、人間ドック等の健診事業や各種セミナーを実施し、組合員の健康増進を図った。

(6) 貸付経理

令和元年度の一般貸付け、住宅貸付け等の貸付けは、合計 268 件、534,043 千円であった。

(7) 宿泊経理

令和元年度における福岡支部 2 施設（福岡及び北九州宿泊所）の利用状況は、利用者数 256,340 人（宿泊外含む。）、収入 821,372 千円、支出 898,639 千円であった。

4 教職員の財産形成貯蓄

勤労者財産形成促進法に基づいて、昭和 59 年度から福岡県教職員の財産形成貯蓄制度を実施しているが、令和元年度の加入状況は次のとおりである。

教職員の財産形成貯蓄加入状況 (件数)

(令和 2 年 3 月 31 日現在)

貯蓄	年金	住宅	計
7,144	2,979	588	10,711

第4章 学校施設・設備

第1節 小・中学校の施設整備状況

1 保有面積

令和元年5月1日現在の小・中学校校舎、屋内運動場の構造別保有面積は、表1のとおりである。

表1 小・中学校保有面積及び構造比率の比較

年度別	学校種別	学校数	学級数	児童生徒数	区分	保有面積							
						校舎				屋内運動場			
						木造	鉄筋造	鉄骨その他造	計	木造	鉄筋造	鉄骨その他造	計
令和元年度	小学校	726	11,386	278,299	面積(m ²)	21,397	3,172,725	74,284	3,268,406	2,619	487,385	115,683	605,687
					比率(%)	0.66	97.07	2.27	100.00	0.43	80.47	19.10	100.00
	中学校	338	4,461	126,705	面積(m ²)	5,848	1,804,253	77,776	1,887,877	36	350,331	48,670	399,037
					比率(%)	0.31	95.57	4.12	100.00	0.01	87.79	12.20	100.00
平成30年度	小学校	729	11,290	277,644	面積(m ²)	21,960	3,177,613	75,100	3,274,673	2,629	486,355	117,091	606,075
					比率(%)	0.67	97.04	2.29	100.00	0.43	80.25	19.32	100.00
	中学校	337	4,391	126,285	面積(m ²)	6,184	1,805,765	72,912	1,884,861	36	345,538	48,931	394,505
					比率(%)	0.33	95.80	3.87	100.00	0.01	87.59	12.40	100.00
前年度に対する増減	令和元年度	△3	96	655	面積(m ²)	△563	△4,888	△816	△6,267	△10	1,030	△1,408	△388
	中学校	1	70	420	面積(m ²)	△336	△1,512	4,864	3,016	0	4,793	△261	4,532

2 文教施設整備等補助金

令和元年度に交付決定を受けた市町村立学校の施設整備等に係る補助金は表2のとおりである。

表 2-1 負担金（新增築事業）

	平成30年度		令和元年度	
	学校数	補助金額（千円）	学校数	補助金額（千円）
公立小学校校舎の新增築事業	3	151,909	6	251,923
公立中学校校舎の新增築事業	3	571,909	1	89,470
公立小学校屋内運動場の新增築事業	3	96,375	0	0
公立中学校屋内運動場の新增築事業	1	104,513	0	0
公立小中学校統合校舎等の新增築事業	4	648,637	6	1,955,639
公立特別支援学校（小中学部）の新增築事業	0	0	1	1,923
計	14	1,573,343	14	2,298,955

表 2-2 負担金及び補助金（災害復旧事業）

	平成30年度		令和元年度	
	学校数	補助金額（千円）	学校数	補助金額（千円）
災害復旧事業	6	94,551	7	71,223

表 2-3 交付金（学校施設環境改善交付金）

	平成30年度		令和元年度	
	市町村数	補助金額（千円）	市町村数	補助金額（千円）
危険改築、不適格改築、地震防災対策事業、大規模改造、特別支援学校建物の整備、公害防止工事等、屋外教育環境の整備、木の教育環境施設の整備、地域・学校連携施設の整備等	24	2,163,458	39	7,746,629

第2節 県立学校の施設・設備整備状況

1 校舎の維持、修繕

令和元年度における県立学校(中学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校)の校舎に係る維持、修繕については、屋根、壁、床、建具、電気、給排水、消防設備等の補修及びその他危険と思われる箇所の修繕を実施した。

2 校地の整備

県立学校の校地整備に係る用地取得については、令和元年度は、該当なし。

3 県立学校施設の整備

県立学校施設については、年次計画を策定し施設の充実を図ってきたところであるが、令和元年度は、当初予算にて高等学校では9,230,149千円、特別支援学校では1,406,139千円の予算が計上された。

今後は、平成30年3月に策定した「福岡県立学校施設長寿命化計画(個別施設計画)」に基づき、計画的な老朽化対策を実施していく。

第3節 産業教育施設整備及びその他の設備の整備状況

1 産業教育振興法によるもの

○ 高等学校産業教育設備整備事業

令和元年度における産業教育実習設備の整備は、表1のとおり実施した。

なお、特別装置を除く一般設備は国・地方税財政の三位一体改革により平成17年度から補助金が廃止され一般財源化された。また、特別装置にかかる補助金も平成25年度末をもって廃止となった。

表1 高等学校産業教育設備整備事業

(単位：千円)

設置者名	区分	学校数	総事業費	国庫補助金	設置者負担額	補助率
福岡県	一般設備	23校	80,844		80,844	
	計	23校	80,844		80,844	

2 理科教育振興法によるもの

理科教育振興のための設備は、政令で定められた基準に沿って整備しており、令和元年度は表2のとおり充実を図った。

表2 理科教育整備事業

(単位：千円)

区 分	学校数	総事業費	国庫補助金	設置者負担額	補助率
小 学 校	203校	40,871	19,714	21,157	1/2
中 学 校	127校	41,783	19,878	21,905	
義 務 教 育 学 校	1校	466	220	246	
高 等 学 校	81校	15,283	7,530	7,753	
特 別 支 援 学 校	14校	1,855	868	987	
計	426校	100,258	48,210	52,048	

3 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法によるもの

令和元年度における定時制高等学校等教育設備は、表3のとおり実施した。

なお、定時制高等学校等教育設備整備費については、国の三位一体の改革により平成17年度から補助金が廃止され一般財源化された。

表3 定時制及び通信教育整備事業

(単位：千円)

設置者名	区 分	総事業費	国庫補助金	設置者負担額	補助率
福岡県	定 時 制 高 等 学 校 等 教 育 設 備	1,149		1,149	
	計	1,149		1,149	

第5章 教育研究

第1節 福岡県教育センターの事業

1 概要

教育センターでは、設置目的に基づき、次の事業を行った。

(1) 調査研究事業

教育に関する専門的・技術的事項や先進的な事項について調査研究を行い、その成果の広報普及を行った。

(2) 研修事業

教職員の資質の向上を図るため、教職員の職能及び経験年数に応じた基本研修、教育実践上の課題解決に役立つ専門研修を行うとともに長期派遣研修員の指導を行った。

(3) 支援事業

授業づくりを中心に、学校の様々な教育課題についての相談対応や、教育情報の提供を行った。出前研修である「どこでもセミナー」では、指導主事が校内研修等に出向いて支援を行った。「派遣コンサルタント」では、指導主事を学校等に派遣し、授業づくりや学級づくりの指導・助言を行った。

また、生徒指導上の課題の解決と幼児児童生徒の心身の健全な発達や成長を図るための教育相談を行った。幼児児童生徒やその保護者、学校関係者に対する適切な支援を行った。

(4) 情報処理教育生徒実習事業

情報教育の充実を図るため、学習指導の一環として情報処理に関する生徒実習を行った。

(5) その他

大学と教育センターが連携し、それぞれが持つ教育資源の有効活用を図った。

教育資料を収集整理し、利用を促進した。

2 調査研究事業

本県の教育課題及び経営課題を解明するために必要となる「専門的・技術的事項」、今後の学校教育の方向性を示す「先進的な事項」について調査研究を行い、手引等の作成や教育センターにおける研修事業等に活用することを通して、調査研究の成果を普及・啓発し、本県における教育活動の充実を図った。

令和元年度調査研究主題については、福岡県教育センターホームページ(トップページ>研究>年度別一覧>令和元年度)に掲載している。

3 研修事業

(1) 長期派遣研修

福岡県教育公務員の長期にわたる研修に関する規則に基づいて、各地域の中核となる教員として備えるべき資質・能力を修得させ、学校教育に係る喫緊の課題に対応できる人材及び学校や地域における研修を推進する人材を育成した。

令和元年度は、県内の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校から派遣された40人が、

研修分野別に関係する班に配属され、担当指導主事より助言を受けながら、学校や地域における教育課題に関する主題を設定し、その解決を図るための方法を研究・研修した。

(2) 基本研修

職能及び経験年数に応じて、必要不可欠な専門的知識、技能等を習得させることにより、教職員としての資質の向上を図ることを目的として、各該当者が受講すべき必修の研修を次のとおり実施した。

令和元年度 基本研修実績(教育センター主管分)

	研修名	日数
経験年数に応じた研修	小・義務教育・特別支援学校若年教員研修1年目(3日程に分けて実施)	4
	中・義務教育・特別支援学校若年教員1年目研修	4
	県立学校等若年教員研修会1年目	10
	小・義務教育・特別支援学校中堅教諭等資質向上研修	4
	中・義務教育・特別支援学校中堅教諭等資質向上研修	4
	県立学校等中堅教諭等資質向上研修会	5
	小・中・義務教育・特別支援学校エキスパート教員研修	1
	県立学校等エキスパート教員研修会	1

	研修名	日数
職務内容に応じた研修	小・中・義務教育・特別支援学校新任教務主任研修	1
	中・義務教育・特別支援学校新任生徒指導主事研修	1
	小・中・義務教育・特別支援学校新任校内研修担当者研修	1
	中・義務教育・特別支援学校新任進路指導主事研修	1
	小・中・義務教育・特別支援学校新任学年主任研修	1
	県立学校等指導教員・教科指導員研修会	1
	県立学校等新任研修主任研修会	1
	県立学校等副校長・教頭研修会	2
	県立学校等校長研修会	1
	県立学校等新任校長研修会	1

(3) 専門研修(キャリアアップ講座)

教職員一人一人のキャリアに応じた教育実践上の課題解決能力の向上を図るために、職務遂行に必要な専門的知識・技能を習得することを目的として、93 講座の研修を行った。

研修区分

福岡県教職員育成指標のキャリアステージのキーワードを基に研修を構成する。

(基礎・基本／主体性・専門性／高度性・指導性／経営参画、指導・助言／校務運営、補佐・管理、学校経営)

- ・ 各教科の授業づくりに関する講座 (全 40 講座、定員 1,120 名、講座延日数 53 日)
- ・ 学級経営・学校経営に関する講座 (全 12 講座、定員 546 名、講座延日数 12 日)
- ・ 人権課題、人権教育の指導に関する講座 (全 3 講座、定員 136 名、講座延日数 4 日)
- ・ 生徒指導、保護者との関係に関する講座 (全 7 講座、定員 468 名、講座延日数 7 日)
- ・ 農業・工業・商業・家庭に関する講座 (全 6 講座、定員 75 名、講座延日数 10 日)
- ・ 校務処理、情報教育の指導に関する講座 (全 8 講座、定員 177 名、講座延日数 9 日)
- ・ 障がいのある子供の支援に関する講座 (全 7 講座、定員 441 名、講座延日数 10 日)
- ・ 学校事務に関する講座 (全 2 講座、定員 92 名、講座延日数 2 日)
- ・ その他 (講師を対象とした講座・大学公開講座) (全 8 講座、定員 213 名、講座延日数 12 日)

令和元年度 専門研修(キャリアアップ講座)実績

校種等	区分	講座数	定員(A)	講座延日数	申込者数(B)	受講決定者数	申込率(B)/(A)(%)
幼稚園					18	12	
小学校					3,968	1,490	
中学校					2,202	1,057	
高等学校					777	364	
中等教育学校					3	2	
特別支援学校					378	181	
その他					4	1	
合計		93	3,268	108	7,350	3,107	225

(4) 専門研修(ミドルリーダー養成講座)

学校及び地域において、ミドルリーダーとして活躍する人材を育成するために、各分野に関する専門的な力量かつ指導力の向上を図ることを目的として実施した。

令和元年度 専門研修(ミドルリーダー養成講座)受講実績

講座名	修了者数	講座日数
学校経営参画ミドルリーダー養成講座	37	6
生徒指導・教育相談ミドルリーダー養成講座	34	6
産業教育推進ミドルリーダー養成講座	10	4
特別支援教育ミドルリーダー養成講座		
特別支援教育スペシャリストコース	30	5
特別支援学校教諭免許状単位取得コース	30	16
計	141	37

(5) 福岡教師塾

現代的な経営課題や教育課題、自己の抱える諸問題に関する研修を通して、福岡県の教育をリードするための資質・能力の向上を目指し、学校経営に参画する人材を養成することを目的として実施した。

令和元年度 福岡教師塾 受講実績

講座名	修了者数	講座日数
福岡教師塾	61	8

4 支援事業

(1) 学校支援なんでも相談室

授業づくりや学校づくりの相談及び教育情報の提供を行った。

○来所相談・電話・メール相談（令和元年度実績 156 件）

○教育情報の提供

(2) 出前講座

「どこでもセミナー」（令和元年度実績 69 件）

当教育センター指導主事が県内どこへでも出向いて、セミナーを開催する出前研修を行った。

「派遣コンサルタント」（令和元年度実績 82 件）

各学校や教育団体の依頼を受けて、当教育センターから指導主事を派遣し、指導・助言を通じて授業づくりや学級づくりなどの課題解決の支援を行った。

(3) 教育相談

幼児児童生徒の心身の健全な発達や成長を図るため、教育・心理学の総合的観点から相談活動を行った。また、必要に応じて専門的・総合的な検査を実施し、特性に応じた支援を行うとともに、保護者及び教育関係職員に対する適切な支援を行った。

令和元年度 教育相談延べ件数

種別	区別	電 話 相 談	来 所 相 談	計
視 覚 障 が い		1	0	1
聴 覚 障 が い		0	0	0
言 語 障 が い		0	0	0
知 的 障 が い		3	0	3
情 緒 障 が い		0	0	0
発 達 障 が い		20	1	21
肢 体 不 自 由		0	0	0
病 弱		0	0	0
反 社 会		9	0	9
非 社 会		35	1	36
適 性		11	0	11
そ の 他		25	0	25
計		104	2	106

5 情報処理教育生徒実習

県内の高等学校の生徒に対し、教育センターにおいて教科における学習指導の一環としてコンピュータ等に係る情報処理に関する実習を行い、情報処理教育の充実を図るもの。

6 研究・研修についての広報普及

「福岡県教育センターメールマガジン」を発行し、ホームページへの掲載及び県立学校、教育事務所、市町村教育委員会等へ配信を行い、教育センターでの研究・研修の状況や全国の教育情報等を広く紹介した。併せて、義務教育課と共同運営している Facebook で、同様の情報を配信した。

教育センターでの調査研究及び研修の成果をまとめた研究紀要及び研修報告書を刊行し、実践・研究の参考資料に供した。

第4部 社会教育

第1節 現状と課題

1 現状と課題

一人一人がゆとりと潤いのある生活を実感し、充実した人生を送っていくためには、県民が生涯にわたって主体的に学習に取り組み、学習を通して多様な個性を発揮するとともに、県民自らが参画し様々な地域課題を解決することができるような社会教育の振興が求められている。しかし、現在、県民の多様化・高度化する学習ニーズ、貧困問題、財政問題など、社会教育にも関わりのある課題が生じている。今後は多様な学習機会提供機関のネットワークの実質化を図るとともに、県と市町村の関係、役割分担を明確にし、連携・協働による施策の方向を示すことが必要である。

また、少子化、都市化等の進展による生活の変化にともない、家庭や地域の教育力の低下が指摘されている。そのため、学校・家庭・地域が連携・協働した取組を行うとともに、学校教育と社会教育が課題を共有した一体的な取組をより一層推進し、学校外教育の充実を図っていく必要がある。

2 令和元年度の重点的取組状況と成果

(1) 学校・家庭・地域の連携強化の推進

子どもの基本的な生活習慣や学習習慣の定着は、子どもの生きる力を育むと共に学力向上の基盤をつくる上で欠くことのできないものであり、家庭の教育力の向上においての重要な要素となる。

そこで、社会教育主事や保育士、保健師などによる「家庭教育支援チーム」を組織し、学力の基盤となる基本的な生活習慣や学習習慣の確立のため、学習者のニーズ（基本的な生活習慣と子どもの成長・発達や朝食や睡眠と子どもの成長、スマートフォン等情報機器と子どもの学力等）に応じて講義・演習、相談業務等、学習機会や情報の提供を46市町村において286回実施し、9,579名の参加があった。さらに、ホームページ「ふくおか子育てパーク」により、子育てWEB講座、講座・イベント紹介、子育てグループ情報、コラム等の情報発信を行った。

また、県PTA連合会が実施する“新”家庭教育宣言事業の支援として、社会教育主事による取組の啓発や研修会等における家庭教育の向上に関する情報提供等を行った。

学校と地域が連携・協働した地域学校協働本部を設置し、地域人材の協力を得て、学校支援、学習支援・体験活動を実施することで、学力の向上に資することを目的とした地域学校協働活動事業を39市町村275教室で実施した。

また、学校だけが役割と責任を負うだけではなく、これまで以上に学校、家庭、地域が連携・協働することで、地域ぐるみで子どもを育てる体制を整えた。

(2) 子どもの体験活動の推進

子どもたちに、自律心や協調性、社会性、命を大切に作る心などを培い、社会を生き抜く力を育むためには、様々な体験活動が不可欠である。そこで、体験活動の充実を図るために、「通学合宿推進事業」を実施した。

この事業は、子どもたちに学校外の下校から登校までの生活の場を提供し、日常的な生活技術を習得させることを目的に実施した。異年齢の子どもたちが、地域の公民館等の施設に宿泊（3泊4日以上）し、炊事、洗濯、掃除、遊び、宿題等の日常生活を自分たちで行いながら学校に通うことで、日常の生活技術の習得はもとより、自主性や協調性を育む上で成果があった。

(3) 子どもの読書活動の推進

読書活動は、子どもがことばを学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かにしていく上で欠くことのできないものである。そこで、発達段階に応じた読書活動の取組を段階的・継続的に実施することで、読書習慣の定着と学校・家庭・地域における読書活動の充実を図るため、子どもの読書活動推進事業を実施した。

事業内容としては、県社会教育主事や市町村の読書ボランティア等からなる読書活動応援隊を活用した啓発事業、交流事業を行った。

啓発事業では、小学校低学年の子どもを持つ保護者を対象に読書活動応援隊が読書の重要性の啓発と読み聞かせや家庭での読書「うちどく」の手法を伝授し、家庭における読書環境の充実を図った。県下 45 市町村 145 校の小学校で実施した。

また、交流事業では、小・中学生を対象に市町村の公立図書館と学校図書館が連携・協力し、読書活動応援隊を活用して、家庭での読書「うちどく」や読み聞かせ、小学生読書リーダー、中学生読書活動サポーター養成、ビブリオバトル等、読書活動推進のための事業を県下 31 市町村で実施した。

第2節 社会教育委員

1 県社会教育委員の会議

県社会教育委員は、本県社会教育の振興方策や当面する諸問題について審議し、提言をまとめた。

令和元年12月21日以降は、福岡県教育振興審議会社会教育部会に移行し、部会の構成を見直した。

県社会教育委員の一覧について、詳細は福岡県ホームページ（トップページ＞教育・文化・スポーツ＞生涯教育・社会教育＞社会教育・文化＞福岡県社会教育委員・会議について）に掲載している。

2 社会教育委員の研修

市町村社会教育委員の職務の重要性にかんがみ、その資質の向上と活動を推進するために、県社会教育委員連絡協議会と共催で、新任者研修会、ブロック研修会及び県社会教育研究大会を実施し、社会教育の今日的課題や社会教育委員の果たすべき役割などについて研究協議した。

(1) 市町村社会教育委員新任者研修会

新たに委嘱された市町村社会教育委員等を対象に社会教育委員の具体的役割について、県立社会教育総合センターで実施した。（参加者 83 名）

(2) 市町村社会教育委員ブロック研修会

那珂川市、中間市、筑前町、田川市、行橋市の5会場でそれぞれの地域における活動成果や諸課題について研究討議をした。（参加者 418 名）

(3) 福岡県社会教育研究大会

県下の社会教育委員や社会教育・学校教育関係者等が一堂に会し、県立社会教育総合センターで1日の研修を行った。研究主題を「持続可能な地域づくりに向けた、社会教育の創造～人と人、人と学び、学びと学びをつなぐ活動を通して～」とし、実践報告や講演を通して社会教育委員等としての役割を再確認するとともに、持続可能な地域づくりの方途や求められる能力について学んだ。

（参加者 202 名）

第3節 社会教育主事

1 社会教育主事

(1) 市町村の社会教育主事設置状況

(令和元年5月1日現在)

人口別		区分 市町村数	設 置	未 設 置	社 会 教 育 主 事		
			市町村数	市町村数	専 任	兼 任	計
1万人以上	市	29	8	21	13	10	23
	町	22	5	17	1	4	5
1万人未満	町 村	9	0	9	0	0	0
計		60	13	47	14	14	28

(2) 県の社会教育主事設置状況

(令和元年5月1日現在)

区 分	社会教育課	教育事務所	県立社会 教育総合 センター	県立彦山 青年の家	県立少年 自然の家 「玄海の家」	計
人 数	5	23	11	9	3	51

※ 教育事務所駐在で、社会教育主事と知事部局事務主査の併任辞令の発令を受けている職員数：9(内数)

※ 教育事務所、社会教育施設において、この他に社会教育主事補の発令を受けている職員数：9(外数)

※ 他課や社会教育施設等において、事務主査・指導主事等の発令で社会教育関連事業を担う職員数
：4(外数)

(3) 教育事務所社会教育主事による市町村支援について

平成12年度から、旧来の派遣社会教育主事制度による市町村支援を改め、各教育事務所に社会教育主事を配置し、広域的に市町村支援を行う体制に移行した。

第4節 社会教育事業

1 青少年教育

(1) 青少年教育指導者研修

地域における青少年団体活動の充実や指導者育成のため、子ども会等の指導者を対象とした研修を次のとおり実施した。

令和元年度 青少年団体指導者研修一覧

地 区	期 日	会 場	参加人数
福 岡	7月6日～7日	県立社会教育総合センター	30
北九州	6月22日	遠賀コミュニティセンター	26
北筑後	6月16日	えーるピア久留米	56
南筑後	6月30日	大木町こっぼーっとホール	50
筑 豊	6月23日	ゆのうら体験の杜	30
京 築	6月16日	行橋市研修センターゆくトピア	39
全 県	10月19日～20日 11月16日～17日	県立少年自然の家「玄海の家」	36

(2) 研修事業

ア 青少年教育モデル事業

青少年等を対象として市町村、団体等が行う事業のモデル事業として、県立青少年教育施設のそれぞれの特性を生かした事業を行った。

事業一覧は福岡県立社会教育総合センター、福岡県立英彦山青年の家、福岡県立少年自然の家「玄海の家」要覧に掲載している。(いずれも令和2年6月発行)

2 成人教育

(1) 社会教育関係職員等研修

生涯学習・社会教育の振興に係る事業推進において、中核的役割を果たす職員として、必要な資質・能力の習得を図るための研修を体系的に行った。

事業実績は福岡県立社会教育総合センター要覧（令和2年6月発行）に掲載している。

(2) 家庭教育支援

ア 家庭教育充実事業

詳細は福岡県立社会教育総合センター要覧（令和2年6月発行）に掲載している。

イ ホームページ「ふくおか子育てパーク」の開設

詳細は福岡県立社会教育総合センター要覧（令和2年6月発行）に掲載している。

ウ みんなで育もう！ふくおかの子ども育成支援フォーラム

詳細は福岡県立社会教育総合センター要覧（令和2年6月発行）に掲載している。

(3) P T A関連事業

ア P T A指導者研修会

P T Aの指導者の養成を図るため、P T A指導者研修会を次表のとおり実施した。

令和元年度 P T A指導者研修会実施状況

研 修 会 名	期 日	会 場	参加者	主 な 研 修 内 容
県 P T A 連 合 会 会長、副会長研修会	4月21日	ピーポート甘木	700名	P T Aの会長・副会長を対象に、各職責に大切なもの・役割・心構え等について考える。
公立高等学校 P T A指導者研修会	10月25日	福岡 リーセントホテル	102校	高等学校P T A活動を充実発展させるための活動の在り方や指導者の役割を考える。
特別支援学校 P T A指導者研修会	10月8日	福岡県立社会教育 総合センター	99名	P T A幹部を対象に、組織の在り方や運営の方法など当面する諸問題を考える。

イ 優良P T Aの文部科学大臣表彰並びにP T A活動振興功労者表彰（5年に1回）

令和元年度表彰された優良P T Aについては文部科学省ホームページ（トップページ>会見・報道・お知らせ>報道発表>令和元年の報道発表>10月>令和元年度「優良P T A文部科学大臣表彰」被表彰団体の決定について）に掲載されている。

3 視聴覚教育

(1) 福岡県視聴覚ライブラリー

視聴覚教材の保管、利用及び普及等に資するため、県立社会教育総合センターに福岡県視聴覚ライブラリーを置いている。

ア 教材収集

地域活動、家庭教育、野外活動など社会教育で利用できる教材、国語、社会など学校教育で利用できる教材、その他様々な分野の視聴覚教材を収集している。

令和元年度末における視聴覚教材の保有本数は、16ミリフィルム1,471本、ビデオテープ2,505本、DVD884本、CD-ROM38本、その他(CD等)51本、合計4,949本となった。(福岡県視聴覚教育協会所有教材を含む)

イ 教材貸出し

小中学校、公民館などの公的機関や子ども会、婦人会などの社会教育関係団体をはじめ、学習グループ・団体に対し、視聴覚教材の貸出しを行った。

ウ 利用促進

視聴覚教材の利用に関する教材目録及びチラシを配布し、広報を行った。また、「視聴覚教育協会のホームページ」の情報更新を行い、視聴覚教材の一層の利用促進を図った。

エ 16ミリ映写機操作技術講習

映写機の使用方法やフィルムの取扱いについての講習を行い、視聴覚教材(16ミリフィルム映画)の利用及び普及を図った。

県内視聴覚センター・ライブラリー設置状況については福岡県視聴覚ライブラリーホームページ(トップページ>県内視聴覚センターご案内)に掲載している。

4 社会教育施設が実施する学習情報提供事業

詳細はふくおか社会教育ネットワークホームページに掲載している。

5 調査研究事業

詳細はふくおか社会教育ネットワークホームページに掲載している。

第5節 社会教育施設

1 公民館

(1) 公民館の設置状況（社会教育調査より）

市町村における公民館の設置状況は次のとおりである。

表1 指定都市・市・町村別公民館数（総数 310 館）

（平成 30 年 10 月 1 日現在、市町村数：60）

市町村 \ 館種	中央館	地区館	分館	総計	館なし (市町村数)
指定都市	0	147	3	150	1
その他の市	23	65	17	105	11
町村	25	19	11	55	0
総計	48	231	31	310	12

(2) 公民館連合会

詳細は福岡県公民館連合会ホームページ（トップページ>知る>県公連紹介）に掲載している。

2 図書館

公共図書館の設置状況については福岡県立図書館ホームページ（トップページ>（テーマ別サービス 2) 図書館員向け>福岡県公共図書館等協議会>令和元年度福岡県公共図書館等概況）に掲載している。

3 博物館

博物館の設置状況については教育便覧（令和元年度）（福岡県教育庁教育総務部総務企画課令和元年 8 月発行）に掲載している。

4 県立社会教育総合センター

令和元年度主催事業及び利用状況については福岡県立社会教育総合センター要覧（社会教育総合センター令和 2 年 6 月発行）及び福岡県立社会教育総合センターホームページに掲載している。

5 県立英彦山青年の家

令和元年度主催事業及び利用状況については福岡県立英彦山青年の家要覧（英彦山青年の家令和 2 年 6 月発行）及び福岡県立英彦山青年の家ホームページに掲載している。

6 県立少年自然の家「玄海の家」

令和元年度主催事業及び利用状況については福岡県立少年自然の家「玄海の家」要覧（玄海の家令和2年6月発行）及び福岡県立少年自然の家「玄海の家」ホームページに掲載している。

7 福岡県青少年科学館

令和元年度概要、主催事業、コスモシアター運営及び利用状況については福岡県青少年科学館要覧（青少年科学館令和2年6月発行）に掲載している。

8 県立ふれあいの家

平成2年度「ふれあいの家 北九州」（平成29年度廃止）、平成3年度「ふれあいの家 北筑後」（平成30年度廃止）、平成4年度「ふれあいの家 京築」（平成30年度廃止）、平成7年度「ふれあいの家 南筑後」を設置した。

令和元年度ふれあいの家 南筑後の利用者数は7,106人（延研修者数）である。

9 県立図書館

概況

福岡県立図書館は、福岡県の情報拠点として、県民の読書活動や、県民や県政の抱える課題の解決を支援する役割を有している。また、県内の図書館サービスの推進拠点としての役割を果たしている。

このため、以下の基本方針のもと、県民に役立ち、地域に貢献する図書館の実現に向けて努力している。

○基本方針（長期ビジョン）

福岡県立図書館は、本・図書館員の専門性を活用し、福岡県の人・学び・文化の発展に貢献します。

目標1：福岡県の文化を継承し、地域で活躍する人財を育てるお手伝いをします。

目標2：日々の暮らしや仕事の中での、課題解決のお手伝いをします。

目標3：読書の喜び、心の豊かさを育むお手伝いをします。

資料の収集、令和元年度主催事業、利用状況、福岡県立図書館協議会委員については図書館要覧（令和2年8月発行）に掲載している。

第5部 文化

第1節 現状と課題

1 現状と課題

少子高齢化やグローバル化の進展、情報技術の急速な進展など社会状況が大きく変化する中で、県民一人一人の自主性及び創造性が尊重され、多様な文化芸術の発展が図られるとともに、県民の主体的で多彩な文化芸術活動の展開により、豊かな県民生活と活力ある地域社会を創造することが重要になっている。また、子どもたちへの「心の教育」の重要性が指摘されており、次代を担う子どもたちに、優れた芸術に触れる機会を提供することが課題となっている。

一方、重要な史跡・建造物等の文化財を多く抱える本県の文化財保護については、都市周辺や農村部における土地利用の変更と景観の変容、所有者の世代交代に伴う保護に対する意識の変化、あるいは様々な自然災害の頻発など、文化財を取り巻く課題も多様化しており、その恒久的な保護策を講じることが年々厳しい状況となっている。また、伝統文化の分野では、技術者、伝承者、担い手の高齢化が進み、後継者の人材確保と育成が緊急な課題となっている。

2 令和元年度の重点的取組状況と成果

(1) 文化芸術については、「福岡県文化振興プラン」から平成29年3月に策定された「福岡県総合計画」に本県の文化振興の取組方針が引き継がれ、一層の推進を図っている。

なお、県の文化行政は、平成17年度以降、一般県民を対象とした芸術文化の振興業務を人づくり・県民生活部文化振興課（19年度までは生活労働部生活文化課、27年度までは新社会推進部県民文化スポーツ課）が、子どもを対象とした芸術文化の振興業務を教育庁社会教育課（19年度までは教育庁生涯学習課）が所管しており、子どもの文化普及事業については、次の事業を実施した。

【文化庁の事業】

- ① 文化芸術による子供育成総合事業（巡回公演事業）
- ② 文化芸術による子供育成総合事業（芸術家の派遣事業）

【県の事業】

- ① 芸術文化事業県費助成
- ② ふくおか県民文化祭「子ども文化事業」鑑賞・発表事業
- ③ ふくおか県民文化祭「子ども文化事業」芸術体験講座

【福岡県教育文化奨学財団の事業】

① 振興事業「舞台芸術感動体験事業」「特別支援学校等芸術鑑賞事業」

(2) 県立美術館については、平成 27 年 11 月に設置した「新・福岡県立美術館基本構想検討委員会」において、新しい美術館の整備に向けた基本的な方向性の検討を重ね、その結果として、平成 29 年 3 月に同委員会報告が取りまとめられ、教育長に提出された。また、新県立美術館基本構想の実現に全庁で取り組むため、平成 29 年度から設置に係る業務を人づくり・県民生活部文化振興課に移管した。

(3) 文化財の保存・活用を図るため、次のような事業を実施した。

- ・ 国指定文化財及び県指定文化財の保護事業に対する助成
- ・ 大規模遺跡総合整備事業（大宰府関連史跡の公有化事業に対する助成、重要伝統的建造物群保存地区の保存修理事業への助成、大宰府関連史跡の発掘調査及び修復・整備等）
- ・ 文化財保護指導委員による文化財の巡視
- ・ 道路建設等に伴う埋蔵文化財発掘調査の実施
- ・ 文化財指導者講習会
- ・ 銃砲刀剣類登録審査
- ・ 九州歴史資料館の運営

(4) 文化財の指定・解除等の状況は、次のとおりであった。

- ・ 国指定文化財
 - 重要文化財 指定 3 件、追加指定 1 件
 - 重要無形民俗文化財 指定 2 件
 - 特別史跡 追加指定 2 件
 - 史跡 指定 1 件、追加指定 5 件
 - 名勝 名称変更及び追加指定 1 件
- ・ 国登録文化財
 - 登録有形文化財（建造物） 登録 14 件、名称変更 1 件
- ・ 県指定文化財
 - 有形文化財 指定 1 件、追加指定 1 件
 - 無形民俗文化財 指定解除 2 件
 - 名勝 指定解除 1 件
 - 史跡 指定 2 件

第2節 子どもの文化普及事業

1 文化庁の事業

(1) 文化芸術による子供育成総合事業（巡回公演事業）

【事業趣旨】

学校において、優れた舞台芸術を鑑賞するとともに、芸術文化団体等による事前のワークショップや本番での共演で、本物の舞台芸術を身近に触れる機会を提供した。

【令和元年度採択状況】

31校

当該年度の採択校は文化庁ホームページに掲載。ただし、掲載は当該年度の翌年度まで。

（トップページ＞政策について＞芸術文化＞世界に羽ばたく新進芸術家等の人材育成＞文化芸術による子供育成総合事業）

(2) 文化芸術による子供育成総合事業（芸術家の派遣事業）

【事業趣旨】

学校の文化活動の活性化を図るため、優れた活動を行っている芸術家や伝統芸能の保持者等を学校に派遣し、講話、実技披露、実技指導等を行った。

【令和元年度採択状況】

29校

当該年度の採択校は文化庁ホームページに掲載。ただし、掲載は当該年度の翌年度まで。

（トップページ＞政策について＞芸術文化＞世界に羽ばたく新進芸術家等の人材育成＞文化芸術による子供育成総合事業）

2 県の事業

(1) 芸術文化事業県費助成

【事業趣旨】

本県の芸術文化の振興を図るために、芸術文化団体を助成した。

【助成団体】

（公財）古都大宰府保存協会、（一社）歴史と自然をまもる会、福岡県高等学校芸術・文化連盟、

（公社）福岡県美術協会、福岡県中学校文化連盟

(2) ふくおか県民文化祭「子ども文化事業」鑑賞・発表事業

【事業趣旨】

子どもたちに良質な舞台芸術を鑑賞する機会を提供することにより、芸術文化に親しむ豊かな心を育むとともに、芸術文化活動への参加意欲を喚起するために実施した。

【令和元年度採択状況】

詳細は当該年度分のみ「ふくおか県民文化祭 2019（記録集）」に掲載。

(3) ふくおか県民文化祭「子ども文化事業」芸術体験講座

【事業趣旨】

学校教育活動の中で、児童及び生徒に様々な伝統文化や芸術文化を体験させることを通して、豊かな人間性と多様な個性の育成を図るために実施した。

【実施方法】

芸術団体が企画した芸術体験プログラムを事前登録し、そのメニューを小中学校等に提示し、募集する。芸術体験講座事業実行委員会及び福岡県文化団体連合会事務局が実施する。

【令和元年度採択状況】

20校

詳細は当該年度分のみ「ふくおか県民文化祭 2019（記録集）」に掲載。

3 福岡県教育文化奨学財団の振興事業

(1) 舞台芸術感動体験事業

【事業趣旨】

小・中学生に最高の舞台における質の高い芸術の鑑賞を通して、調和のとれた情操の涵養と豊かな心の育成を図るために実施した。

【事業内容】

日 時：令和元年 10 月 23 日 11：00・13：45 2 回公演

会 場：アクロス福岡シンフォニーホール

内 容：九州交響楽団による演奏

【事業参加対象者】

県内の小学校 4～6 年生、中学校 1～3 年生、義務教育学校の 4～9 年生、中等教育学校前期課程の児童・生徒及び教職員等

【令和元年度採択状況】

16 校

(2) 特別支援学校等芸術鑑賞事業

【事業趣旨】

文化芸術に接する機会の少ない特別支援学校等の児童生徒に芸術鑑賞の機会を提供するため、県内芸術文化団体を特別支援学校に派遣して公演を実施した。

【令和元年度実施状況】

特別支援学校 8 校で、演劇、演芸、音楽等の公演を実施した。

4 その他の事業

(1) 福岡県高等学校芸術・文化連盟の主な活動

- 第 34 回福岡県高等学校総合文化祭の開催

令和元年 9 月 15 日～12 月 22 日の間に、福岡地区を中心に開催した。

- 第 43 回全国高等学校総合文化祭（佐賀大会）への参加

令和元年 7 月 27 日～8 月 1 日の間に、佐賀県で開催され、19 部門に参加した。

- 第 3 回全九州高等学校総合文化祭（宮崎大会）への参加

主に令和元年 12 月 12 日～12 月 15 日の間に、宮崎県で開催され、9 部門に参加した。

(2) 福岡県中学校文化連盟の主な活動

○ 第 17 回福岡県中学校総合文化祭筑前大会の開催

令和元年 12 月 1 日に、宗像市の宗像ユリックスにおいて開催した。

○ 第 9 回スチューデントミュージックフェスティバルの開催

令和元年 12 月 22 日に、大牟田市の大牟田文化会館において開催した。

○ 第 19 回全国中学校総合文化祭富山大会への参加

令和元年 8 月 22 日～23 日の間、富山県の富山県民会館及び富山県教育文化会館で開催された。

第 3 節 県立美術館の事業

福岡県立美術館協議会委員、概説、令和元年度主催美術展については美術館年報（令和 2 年 6 月発行）に掲載している。

第 4 節 文化財保護

1 文化財保護審議会

本県における文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、これらの事項に関して教育委員会に建議する附属機関として、文化財保護法及び福岡県文化財保護審議会条例に基づき、福岡県文化財保護審議会（以下「保護審」という。）を設置している。

平成 31 年 4 月 1 日現在、保護審は 10 名の委員及び 25 名の専門委員で構成されている。

なお、専門委員は、福岡県文化財保護審議会規則により「史跡部会」、「名勝・天然記念物部会」、「有形文化財部会」、「無形文化財及び民俗文化財部会」の 4 部会のいずれかに属することとされている。

福岡県文化財保護条例により、教育委員会が文化財の指定をするときは、あらかじめ保護審に諮問することとされている。令和元年度は、審議会 2 回、専門部会 4 回を開催した。

また、教育委員会から「福岡県におけるこれからの文化財保護行政の在り方について」を諮問し、企画委員会を設置して 3 回審議を行った。

2 文化財の指定

令和元年度の文化財の指定状況は次のとおりである。

[国指定文化財]

種別	名 称	市町村	指定年月日	備 考
有形文化財（彫刻）	木造阿弥陀如来立像 快成作	福岡市	令和元年 7 月 23 日	
有形文化財（古文書）	大宰府跡出土木簡	福岡市	令和元年 7 月 23 日	
有形文化財（古文書）	鷹尾神社大宮司家文書	柳川市	令和元年 7 月 23 日	追加指定
有形文化財（考古資料）	金錯銘大刀	福岡市	令和元年 7 月 23 日	
重要無形民俗文化財	博多松囃子	福岡市	令和 2 年 3 月 16 日	
重要無形民俗文化財	感応楽	豊前市	令和 2 年 3 月 16 日	
史跡	阿恵官衙遺跡	粕屋町	令和 2 年 3 月 10 日	
特別史跡	大野城跡	太宰府市	令和元年 10 月 16 日	追加指定
史跡	小郡官衙遺跡群 小郡官衙遺跡 上岩田遺跡	小郡市	令和元年 10 月 16 日	追加指定
特別史跡	水城跡	太宰府市 大野城市	令和 2 年 3 月 10 日	追加指定
史跡	元寇防塁	福岡市	令和 2 年 3 月 10 日	追加指定
史跡	釜塚古墳	糸島市	令和 2 年 3 月 10 日	追加指定
史跡	須玖岡本遺跡	春日市	令和 2 年 3 月 10 日	追加指定
史跡	御所山古墳	苅田町	令和 2 年 3 月 10 日	追加指定
名勝	英彦山庭園 旧座主院御本坊庭園 旧座主院御下屋庭園 旧政所坊庭園 旧亀石坊庭園 旧泉蔵坊庭園 旧顕揚坊庭園 英彦山神宮旅殿庭園	添田町	令和 2 年 3 月 10 日	名称変更 及び 追加指定

[登録有形文化財]

種別	名 称	市町村	告示年月日	備 考
登録有形文化財 (建造物)	料亭 満佐 主屋棟など 計 5 件	福岡市	令和元年 9 月 10 日	

種別	名 称	市町村	告示年月日	備 考
登録有形文化財 (建造物)	日本福音ルーテル久留米教会 礼拝堂など計2件	久留米市	令和元年 9月 10日	
登録有形文化財 (建造物)	小鳥神社本殿 など計7件	福岡市	令和元年 12月 5日	
登録有形文化財 (建造物)	旧三池炭鉱三川電鉄変電所 (信号電材株式会社本社)	大牟田市	令和元年 9月 10日	名称変更

[県指定文化財]

種 別	名 称	市町村	指定等年月日	備 考
有形文化財 (歴史資料)	依岳神社の棟札	宗像市	令和2年 3月 27日	
有形文化財 (建造物)	高祖神社 本殿・拝殿 附棟札	糸島市	令和2年 3月 27日	追加指定
無形民俗文化財	博多松ばやし	福岡市	令和2年 3月 16日	指定解除
無形民俗文化財	山田の感応楽	豊前市	令和2年 3月 16日	指定解除
史跡	皆見大塚古墳	みやこ町	令和元年 9月 13日	
史跡	城野遺跡	北九州市	令和2年 3月 27日	
名勝	英彦山頭揚坊庭園	添田町	令和2年 3月 10日	指定解除

指定文化財種目別件数一覧

(令和2年3月31日現在)

種 目	国指定文化財			県指定 文化財	市町村指定 文化財	合計	
	国宝	重要文化財	計				
有 形 文 化 財	建 造 物		40	40	55	134	229
	絵 画		16	16	22	58	96
	彫 刻		50	50	62	150	262
	工 芸 品	5	32	37	53	68	158
	書 跡・典 籍	1	14	15	1	33	49
	古 文 書	1	7	8	22	63	93

種 目	国指定文化財			県指定 文化財	市町村指定 文化財	合計	
	国宝	重要文化財	計				
歴史資料			0	5	43	48	
考古資料	6	35	41	105	212	358	
小 計	13	194	207	325	761	1,293	
無形文化財		3	3	8	8	19	
民俗 文化 財	有形民俗文化財		1	1	85	164	250
	無形民俗文化財		12	12	62	130	204
	小 計		13	13	147	294	454
記念 物	史 跡	5	91	96	80	220	396
	名 勝		8	8	5	9	22
	天然記念物	2	26	28	123	163	314
	小 計	7	125	132	208	392	732
合 計	20	335	355	688	1,455	2,498	
伝統的建造物群		5	5		5	10	
重要文化的景観		1	1			1	
登録有形文化財		168	168		21	189	
登録有形民俗文化財		1	1			1	
登録無形民俗文化財					13	13	
登録記念物		2	2			2	
記録作成		17	17	3		20	

注(1) 国宝 … 特別史跡、特別天然記念物を含む。

(2) 重要文化財 … 重要無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財、史跡、名勝、天然記念物を含む。

- (3) 地方公共団体が長期借用している国有品を含む。
- (4) 独立行政法人国立文化財機構が所有する有形文化財（美術工芸品）を除く。

3 文化財の管理

文化財の所有者又は管理者及び管理団体に対して、日常管理指導を行った。

4 大宰府関連史跡の環境整備事業等

史跡の保存・活用を図るため、調査の成果を踏まえて、大宰府関連史跡において、遺構の保存修理及び活用のため整備事業を継続的に実施している。

令和元年度は、特別史跡大野城跡増長天地区において環境整備事業を実施した。

5 文化財愛護思想の普及

(1) 文化財指導者講習会

- 期日・会場 令和2年3月9日 吉塚合同庁舎
- 対象 市町村文化財関係者、福岡県文化財保護指導委員、文化財ボランティア、教職員等
- テーマ 無形民俗文化財の調査と保存～祭り行事を中心に～
- 内容 報告1「福岡県祭り行事調査の概要と今後の取組」
講演 「民俗学における祭り・行事調査—その意義と実践—」
報告2「豊前地域の祭り行事」

※新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止

(2) 福岡県文化財担当職員研修会

- 期日・会場 令和元年10月25日 吉塚合同庁舎 603A 会議室
- 対象 県内文化財担当職員
- 内容 説明1 「文化財保護法の改正に伴う大綱・地域計画、保存活用計画等について」
説明2 「発掘調査現場の安全対策について」
説明3 「平成29年九州北部豪雨からの復興に係る発掘調査等の状況について」
説明4 「国・重要文化財の防火対策等について」

(3) 文化財防火デー

第66回文化財防火デー(令和2年1月26日)を中心に県機関5施設と53市町村で国・県指定等文化財の防火訓練や消防設備点検等を実施した。

(4) 九州地区民俗芸能大会

九州地区に伝承されている民俗芸能のうち価値の高いものを一般公開し、その鑑賞を通して民俗芸能の理解と知識を深め、無形民俗文化財としての保存・伝承を図るとともに、併せて上演芸能の記録を作成することを目的として昭和34年から、九州8県の持ち回りで毎年開催されている。

令和元年度は、都城市総合文化ホール中ホール（宮崎県都城市）において11月17日に開催され、福岡県からは稲童神楽（行橋市）が出演した。

(5) 文化財保護強調週間

令和元年度（第66回）文化財保護強調週間（令和元年11月1日～11月7日）の期間を中心に県及び県機関4施設と41市町村で文化財愛護思想の普及・啓発とその理解を得るための事業を実施した。

- 県内文化財関連イベント開催情報一覧の作成及び配布

(6) 文化財保護指導委員

ア 配置等

国・県指定文化財等の巡回調査及び埋蔵文化財の監視並びに地域住民に対する文化財愛護思想の普及を図るため、旧教育庁出張所の所管区域を単位として17名の委員を配置し、国庫補助事業として実施した。

イ 文化財保護指導委員会議

- 期日・会場 令和元年5月31日 福岡教育事務所
- 報告等 「平成30年度事業報告及び令和元年度事業説明」
「国・県指定文化財の新指定等について」
「文化財の分類及び視点について」
「文化財保護法の改正について」
「文化財全般に関する意見交換」

6 埋蔵文化財の発掘調査

各種開発事業によりやむを得ず破壊を受けるものを対象とした調査（記録保存）と遺跡の内容を把握する調査（保存目的）について下記のとおり実施し、件数は現地での発掘調査228件、整理作業162件である。

(1) 市町村実施の調査

- ・単独事業 65件（記録保存：調査33・整理30、保存目的：調査1・整理1）
- ・受託事業 198件（記録保存：調査124・整理74）
- ・国庫補助事業 110件（記録保存：調査34・整理46、保存目的：調査23・整理7）

(2) 県実施の調査

- ・ 単独事業 6 件（記録保存：調査 4、整理 2）
- ・ 受託事業 2 件（記録保存：調査 2）
- ・ 国庫補助事業 9 件（保存目的：調査 7・整理 2）

7 銃砲刀剣類の登録

銃砲刀剣類の登録の令和元年度の処理件数は、次のとおりである。

- (1) 登録件数 339 件
- (2) 登録証再交付件数 75 件
- (3) 登録証返納件数 157 件
- (4) 所有者変更届 1,539 件
- (5) 製作承認件数 82 件

8 文化財保護に対する助成

(1) 国庫補助事業

令和元年度には、次のような補助事業計 128 件が行われた。

- ア 建造物保存修理 7 件
- イ 防災・耐震対策重点強化（防災施設等） 1 件
- ウ 建造物耐震対策 1 件
- エ 美術工芸品保存修理 4 件
- オ 美術工芸品防災施設 1 件
- カ 地域活性化のための特色ある文化財調査・活用 2 件
- キ 史跡等保存活用計画策定 5 件
- ク 歴史生き生き！史跡等総合活用整備 32 件
- ケ 天然記念物緊急調査 1 件
- コ 天然記念物再生 1 件
- サ 発掘調査等 33 件
- シ 地域の特色ある埋蔵文化財活用 9 件
- ス 伝統的建造物群基盤強化 3 件（3 地区）
- セ 指定文化財管理（国有文化財管理） 2 件
- ソ 指定文化財管理 1 件
- タ 無形文化財（伝承）団体 1 件

チ 無形文化財（公開）	1 件
ツ 民俗文化財調査（祭り・行事を含む）	1 件
テ 民俗文化財伝承・活用等	2 件
ト 史跡等買上げ（直接買上げ）	10 件
ナ 史跡等買上げ（先行取得償還）	10 件

(2) 国指定文化財管理事業

令和元年度は、防災設備保守点検等 19 件、荒廃防止 4 件の計 23 件について行った。

(3) 県単独補助事業

令和元年度は、有形文化財、無形民俗文化財等の保存修理や天然記念物の樹勢回復、防災設備保守点検など 34 件について行った。

9 九州歴史資料館

令和元年度の事業については、「九州歴史資料館年報 令和元年度（2019）」（九州歴史資料館ホームページ＞刊行物＞年報・研究論集）に掲載している。

第6部 体育・スポーツ及び健康教育

第1節 現状と課題

1 現状と課題

(1) 体育・スポーツの振興について

現在、県教育委員会所管として学校体育の充実、競技スポーツの推進に努めている。

学校体育においては、児童生徒の体力の向上や生涯にわたって運動やスポーツに親しむ資質・能力の育成を図っているが、運動する子どもとそうでない子どもの二極化傾向が見られることや、昭和60年頃の体力のピーク時に比べると低い状況が見られることなどの課題があり、引き続き児童生徒の体力を向上させるとともに、自ら進んで運動やスポーツを継続的に行う児童生徒の育成に努める必要がある。

また、運動部活動については、スポーツの楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を経験する活動であることから、積極的に参加するよう奨励するとともに、生徒の能力・適性・興味・関心等に応じつつ、健康・安全に留意し、適切な活動が行われるよう配慮することが必要である。

競技スポーツの推進については、現在、国民体育大会男女総合成績常時8位以内入賞を目標として取り組んでおり、平成27年度までは、3年連続で「男女総合成績8位以内入賞」を達成することができた。平成30年度は再び「8位入賞」を果たしたが、令和元年度は、8位以内入賞を逃しており、今後も、県スポーツ協会や各競技団体等と連携し、競技力の向上に努める必要がある。

(2) 健康教育の充実について

近年、児童生徒を取り巻く生活環境の急激な変化を背景として、生活習慣の乱れ、アレルギー疾患、メンタルヘルスの問題、性に関する問題や薬物乱用等、様々な健康課題が生じており、学校における対応も多様化・複雑化している。また、大規模な自然災害や事件・事故等で被害に遭った子どもの心のケアや学校管理下における安全確保等の課題等、新たな対応を求められる課題も生じていることから、学校保健・学校安全を推進することができるよう、学校と家庭、地域が一体となって子どもの健康、安全に関する資質・能力を育成することが必要である。また、食に関する指導を充実させるとともに、学校給食における栄養管理及び衛生管理の徹底を図る必要がある。

2 令和元年度の重点的取組状況と成果

(1) 体育・スポーツの振興について

平成26年3月に「福岡県スポーツ推進計画」を策定し、様々な取組を進めてきた。この間、スポーツを取り巻く状況が大きく変化したことを踏まえ、平成30年12月に後期計画として見直し、「スポーツ立県福岡」の実現に向けて体育・スポーツの振興に努めている。

学校体育については、子どもの体力向上に関する事業を実施するとともに、県内全小中高校で各学校の実態に応じた計画的かつ継続的な「1校1取組」運動を位置付けた「体力向上プラン」を作成し、児童生徒の体力の向上及び生涯にわたって運動やスポーツを実施するための資質・能力の育成を図った。

また、運動の楽しさや心地よさを実感できる運動プログラムの実践を通して、体力とともに学ぶ意欲や向上心等を高める『『運動』を通した鍛ほめプロジェクト』を展開した。

競技スポーツの推進については、競技団体独自の発掘・育成・強化システムを構築している競技団体があり、今後も県体育協会や各競技団体等と連携して一貫指導システム構築の促進とともに、平成 29 年度からは将来有望なジュニアアスリートの育成強化、平成 30 年度からは国際的に活躍できる女性アスリートの育成強化に力を入れている。また、スポーツ医・科学領域に精通した指導者の養成に努め、国民体育大会「男女総合成績常時 8 位以内入賞」を達成できるよう取り組んでいる。その結果、平成 30 年度は各競技団体の計画的な強化が実り、再び 8 位入賞を果たすことができた。

(2) 健康教育の充実について

学校における健康教育を推進するために、保健主事研修会、薬物乱用等防止教育指導者養成研修会、食に関する指導者研修会、学校安全に関する研修会等、教職員等を対象とした各種研修会を開催した結果、健康教育に関する教員の資質・能力の向上を図ることができた。また、性や心の健康課題を抱える生徒とその保護者、教員等に対して医師による健康教育推進事業（性と心の健康相談）を行うことにより、学校・家庭・地域が連携した支援を行うことができた。がん教育については、がんに対する正しい理解とがん患者に対する正しい認識及び命の大切さに対する理解を深めるため、県立学校に外部講師を派遣するとともに、新学習指導要領に対応したがん教育の取組を推進するための教師用指導資料を作成した。食育の推進については、栄養教諭を中心とした食育推進体制の充実を図ることができた。

第2節 学校体育

1 学校体育指導者の研修

(1) 県内講習会等

学校における体育・スポーツ活動の充実を図るため、学校体育指導者を対象とした講習会等を開催し、今日的課題を究明するとともに、学校体育指導者の資質向上に努めた。

(2) 中央講習会等派遣

文部科学省（スポーツ庁）及び学校教育研究団体などが主催する講習会・研修会に学校体育指導者を派遣し、県内における中心的指導者の養成を図った。

第3節 スポーツの振興

1 競技スポーツ振興事業

令和元年に実施された第74回国民体育大会は、冬季国体（スケート・アイスホッケー・スキー）は北海道（釧路市・札幌市）で、本国体は茨城県において開催され、各地で熱戦が展開された。

本県から参加した720名の選手団はそれぞれの競技種目で健闘し、男女総合成績は第11位、女子総合成績は第10位という成績であった。

男女総合成績（点）

1位	茨城	2569
2位	東京	2217
3位	愛知	1789
4位	埼玉	1735
5位	神奈川	1643.5
6位	大阪	1552
7位	千葉	1470.5
8位	京都	1410
9位	北海道	1397.5
10位	福井	1391
11位	福岡	1337.5
12位	岡山	1267
13位	兵庫	1184.5
14位	三重	1181.5
15位	鹿児島	1151
16位	長野	1090
17位	静岡	1083.5
18位	栃木	1075.5
19位	岐阜	1060
20位	広島	1044.5

女子総合成績（点）

1位	茨城	1331
2位	東京	1286.5
3位	愛知	1043.5
4位	埼玉	997.5
5位	大阪	926
6位	京都	807.5
7位	千葉	801.5
8位	兵庫	787
9位	神奈川	771
10位	福岡	759.5
11位	福井	746.5
12位	鹿児島	683.5
13位	愛媛	666
14位	長野	655.5
15位	岡山	647
15位	広島	647
17位	北海道	636
18位	岐阜	633.5
19位	静岡	623
20位	三重	619

第74回国民体育大会競技別・種別獲得点一覧及び順位

競技名		参加点	男子		女子		獲得点	男女総合 順位	女子総合 順位		
			成年	少年	成年	少年					
1	スケート	10	15	8	22	21	76	10	9		
2	アイスホッケー	10	0	0	/	/	10	11	/		
3	スキー	10	0	0	0	0	10	22	18		
小計		30	15	8	22	21	96	/	/		
4	水泳	10	競泳	8	34.5	16	34	92.5	102.5	9	9
			飛込	0	0	0	0	0			
			水球	/	0	/	/	0			
			アーティスティックスイミング	/	/	/	0	0			
			オープンウォーター	0	/	0	/	0			
5	ボート	10	0	0	0	6.5	16.5	20	14		
6	セーリング	10	2	5	8	0	25	13	14		
7	カヌー	10	0	0	6	0	16	37	23		
8	陸上競技	10	27	40	13	28	118	1	8		
9	サッカー	10	0	0	20	/	30	13	5		
10	テニス	10	0	15	0	0	25	13	13		
11	ホッケー	10	0	0	20	0	30	15	9		
12	ボクシング	10	0	19.5	0	/	29.5	15	9		
13	バレーボール	10	6人制	0	17.5	0	0	17.5	38	15	18
			ビーチ	/	10.5	/	0	10.5			
14	体操	10	競技	0	0	0	0	10	23	19	
			新体操	/	/	/	0				
			トランポリン	0	/	0	/				0
15	バスケットボール	10	0	40	0	0	50	3	15		
16	レスリング	10	8	2.5	2.5	/	23	33	9		
17	ウエイトリフティング	10	8	20	9	/	47	18	11		
18	ハンドボール	10	12.5	0	0	40	62.5	3	2		
19	自転車	10	42	9	0	/	61	6	16		
20	ソフトテニス	10	0	0	0	0	10	20	15		
21	卓球	10	0	16.5	7.5	0	34	6	10		
22	軟式野球	10	0	/	/	/	10	9	/		
23	相撲	10	0	0	/	/	10	16	/		
24	馬術	10	0	0	0	/	10	38	24		
25	フェンシング	10	0	0	0	0	10	25	17		
26	柔道	10	0	30	40	/	80	2	1		
27	ソフトボール	10	0	0	0	0	10	21	15		
28	バドミントン	10	0	0	0	0	10	22	14		
29	弓道	10	0	0	0	0	10	31	21		
30	ライフル射撃	10	0	4	0	0	14	37	33		
31	剣道	10	0	35	21	30	96	2	2		
32	ラグビー	10	0	64	25	/	99	1	4		
33	スノーカライミング	10	0	0	9	0	19	23	10		
34	アーチェリー	10	12	0	0	0	22	14	16		
35	空手道	10	2.5	0	0	2.5	15	20	14		
36	クレー射撃	10	/	/	/	/	10	15	/		
37	なぎなた	10	/	/	0	0	10	21	21		
38	ボウリング	10	0	0	9.5	0	19.5	22	16		
39	ゴルフ	10	6	24	9	/	49	3	6		
40	トライアスロン	10	0	/	0	/	10	14	9		
小計		370	128	387	215.5	141	1241.5	/	/		
合計		400	143	395	237.5	162	1337.5	/	/		

2 スポーツ施設

(1) 県立学校体育施設開放事業

生涯スポーツの普及振興を図るため、県立学校の体育施設を学校教育に支障のない範囲において、地域住民の利用に供する事業である。

利用状況は次のとおりである。

	利 用 人 数	利 用 回 数	利用団体数
屋内体育施設 (体育館等)	32,804 人	1,299 回	56 団体
屋外体育施設 (グラウンド等)	50,178 人	1,249 回	128 団体
計	82,982 人	2,548 回	184 団体

(2) 県立スポーツ科学情報センター(愛称「アクション福岡」)

本県体育・スポーツの普及振興を図る中核的施設として平成7年6月に開館。「アクション福岡」の愛称で親しまれている。

各種アリーナ、トレーニング室、研修室及び宿泊室等のスポーツ施設の提供のほかに、指導者養成事業、健康体力相談を実施し、生涯スポーツの振興や学校体育活動に役立つさまざまな情報の収集・分析を行い提供している。

指定管理者としてアクション福岡マネジメントグループ(代表団体：公益財団法人福岡県スポーツ振興センター)が管理運営を行っている。

(3) 県立総合プール

水泳の普及・振興と県民の体位・体力の向上を図るため平成元年5月、福岡市博多区東平尾公園内に開館。指定管理者としてアクション福岡マネジメントグループ(代表団体：公益財団法人福岡県スポーツ振興センター)が管理運営を行っている。

(4) 福岡県馬術競技場

馬術競技の振興及び馬術技術の向上を図るため、平成元年3月、糟屋郡古賀町(現在の古賀市)に開場。指定管理者として福岡県馬術連盟が管理運営を行っている。

(5) 県立総合射撃場

散弾銃射撃、ライフル射撃等の普及振興及び射撃技術の向上を図るため、昭和61年から平成元年にかけて、筑紫野市に開場。指定管理者として公益財団法人福岡県スポーツ振興センターが管理運営を行っている。

(6) 久留米総合スポーツセンター

昭和49年全国高校総合体育大会の開催を契機に、福岡県と久留米市が共同で久留米総合スポーツセンターを開設。

福岡県の施設である陸上競技場、補助競技場、テニスコート、久留米市の施設である野球場、県市共同建設施設である久留米アリーナで現在は構成されており、指定管理者としてふくおかスポーツライフ創造パートナーズ(代表団体：美津濃株式会社)が管理運営を行っている。

(7) 利用状況

令和元年度の各施設の利用状況は次のとおりである。

令和元年度 体育施設利用状況（年間利用者数）

スポーツ科学情報センター

アリーナ、研修室等	256,139
宿泊施設	6,998
スポーツ医事・健康体力相談	775
トレーニング室	103,062
合 計	366,974

総合プール

プール	114,046
アイススケート	27,523
会議室等	1,838
合 計	143,407

久留米総合スポーツセンター

(県施設)		
	陸上競技場	4,100
	補助競技場	55,677
	テニスコート	50,430
小 計		110,207
(久留米市施設)		
	野球場	61,847
小 計		61,847
(県市共同建設施設) 久留米アリーナ		
	アリーナ	197,172
	トレーニング室	67,053
	武道場	68,083
	弓道場	13,701
小 計		346,009
合 計		518,063

総合射撃場

クレー、ライフル	5,397
----------	-------

馬術競技場

馬場馬術競技場	20
障害馬術競技場	2,198
覆い馬場	1,165
馬場(個人)	1,808
厩舎	2,615
会議室・研修室	655
合 計	8,461

第4節 健康教育

1 保健・安全・給食教育

(1) 研修会等の開催

学校保健、学校安全、学校給食の推進を図るため、公立学校の教職員並びに行政機関の職員を対象に表1に掲げる研修会等を開催し、指導者、担当者の資質向上に努めた。

表1 令和元年度 学校保健・学校安全・学校給食に関する研修会及び講習会

名 称	期 日	会 場	対象者・参加者数	内 容
福岡県学校健康教育研究大会	11月27日	福岡リーセントホテル	校長・保健主事・養護教諭・三師会、学校保健・学校安全・学校給食関係者 237人	優良学校及び功労者表彰・実践発表・講演
学校給食料理コンクール	10月17日	公益財団法人福岡県学校給食会	学校給食調理員 26チーム	食事内容の充実・調理技術の向上
食物アレルギー・アナフィラキシー対応研修会	12月17日	福岡県立ももち文化センター(ももちパレス)	小・中・高・特別支援学校の校(園)長、副校(園)長、教頭、教職員等 357人	学校等における食物アレルギーやアナフィラキシーへの対応の充実を図るための講演

(2) 学校保健・学校安全・学校給食優良学校・功労者の表彰

学校保健・学校安全・学校給食において、幼児児童生徒の健康づくりの推進に功績のあった個人や団体に対し、11月27日福岡県学校健康教育研究大会(於:福岡リーセントホテル)で次のとおり表彰を行った。

ア 学校保健・学校安全・学校給食優良学校

○学校保健優良学校

- | | |
|-------|------------------------|
| 特別優秀賞 | 古賀市立小野小学校
福岡市立春住小学校 |
| 優 秀 賞 | 築上町立小原小学校 |
| 優 良 賞 | 福岡県立宇美商業高等学校 |

○学校安全優良学校

- | | |
|-------|---------------------------|
| 優 秀 賞 | 大刀洗町立大刀洗小学校
小竹町立小竹北小学校 |
|-------|---------------------------|

○学校給食優良学校

- | | |
|-------|--------------------------------|
| 優 良 賞 | 北九州市立小倉総合特別支援学校
那珂川市立安德南小学校 |
| 奨 励 賞 | 北九州市立八幡小学校
北九州市立志井小学校 |

イ 学校保健・学校安全・学校給食功労者

○学校保健功労者

106名(学校医:56名、学校歯科医:21名、学校薬剤師10名)

その他学校保健に係る医療関係者（医師）：15名、教職員：4名）

○学校給食功労者

11名、1団体

(3) その他表彰

ア 文部科学大臣表彰

(7) 学校保健・学校安全

11月21日、埼玉県で開催された令和元年度全国学校保健・安全研究大会で次のとおり表彰された。

○学校保健の部

福岡市立飯倉中央小学校

学校医

岡田 象二郎

八女市立上妻小学校

学校歯科医

柳迫 正俊

福岡県立ひびき高等学校

学校薬剤師

白水 京子

○学校安全の部

該当なし

(イ) 学校給食

該当なし

(4) 県内公立学校の給食状況は、表2から表4のとおりである

表2 公立小学校給食状況

(平成30年5月1日現在)

番号	市町村名	学校数	完全給食		補食給食		ミルク給食		実施校計		未実施校		完全給食実施率	
			校数	児童数	校数	児童数	校数	児童数	校数	児童数	校数	児童数	校数	児童数
1	北九州市	132	132	47,548					132	47,548			100.0	100.0
2	福岡市	144	144	81,363					144	81,363			〃	〃
3	大牟田市	19	19	5,386					19	5,386			〃	〃
4	久留米市	46	46	16,775					46	16,775			〃	〃
5	直方市	11	11	3,145					11	3,145			〃	〃
6	飯塚市	19	19	6,800					19	6,800			〃	〃
7	田川市	9	9	2,604					9	2,604			〃	〃
8	柳川市	19	19	3,388					19	3,388			〃	〃
9	八女市	14	14	3,013					14	3,013			〃	〃
10	筑後市	12	11	2,837					11	2,837	1	14	〃	〃
11	大川市	8	8	1,472					8	1,472			〃	〃
12	行橋市	11	11	3,899					11	3,899			〃	〃
13	豊前市	10	10	1,266					10	1,266			〃	〃
14	中間市	6	6	1,925					6	1,925			〃	〃
15	小郡市	8	8	3,436					8	3,436			〃	〃
16	筑紫野市	11	11	6,194					11	6,194			〃	〃
17	春日市	12	12	7,416					12	7,416			〃	〃
18	大野城市	10	10	6,339					10	6,339			〃	〃
19	宗像市	14	14	5,514					14	5,514			〃	〃
20	太宰府市	7	7	4,397					7	4,397			〃	〃
21	古賀市	8	8	3,467					8	3,467			〃	〃
22	福津市	7	7	3,965					7	3,965			〃	〃
23	うきは市	9	9	1,561					9	1,561			〃	〃
24	宮若市	5	5	1,401					5	1,401			〃	〃
25	嘉麻市	8	8	1,811					8	1,811			〃	〃
26	朝倉市	11	11	2,643					11	2,643			〃	〃
27	みやま市	12	11	1,759					11	1,759			〃	〃
28	糸島市	17	16	5,740					16	5,740			〃	〃
	市計	599	596	237,064	0	0	0	0	596	237,064	1	14	100.0	100.0
29	筑紫郡	8	7	3,494			1	0	8	3,494			87.5	100.0
30	糟屋郡	27	27	16,472					27	16,472			100.0	〃
31	遠賀郡	16	16	4,935					16	4,935			〃	〃
32	鞍手郡	9	9	1,019					9	1,019			〃	〃
33	嘉穂郡	2	2	656					2	656			〃	〃
34	朝倉郡	5	5	1,739					5	1,739			〃	〃
35	三井郡	4	4	880					4	880			〃	〃
36	三潁郡	3	3	961					3	961			〃	〃
37	八女郡	3	3	1,160					3	1,160			〃	〃
38	田川郡	23	23	3,975					23	3,975			〃	〃
39	京都郡	17	17	3,041					17	3,041			〃	〃
40	築上郡	13	13	1,740					13	1,740			〃	〃
	郡計	130	129	40,072	0	0	1	0	130	40,072	0	0	99.2	〃
	総計	729	725	277,136	0	0	1	0	726	277,136	1	14	99.9	100.0

(注) 学校数には、休校中の2校を含む。

児童数には、食物アレルギー等により、学校給食を受ける予定のない児童数を含めていない。

未実施校1校は、隣接する児童福祉施設で調理された食事の提供を受けている学校である。

完全給食実施率は、給食実施校に占める完全給食実施校の割合である。

表3 公立中学校給食状況

(平成30年5月1日現在)

番号	市町村名	学校数	完全給食		補食給食		ミルク給食		実施校計		未実施校		完全給食実施率	
			校数	生徒数	校数	生徒数	校数	生徒数	校数	生徒数	校数	生徒数	校数	生徒数
1	北九州市	62	62	22,280					62	22,280			100.0	100.0
2	福岡市	69	69	35,115					69	35,115			〃	〃
3	大牟田市	8	8	2,373					8	2,373			〃	〃
4	久留米市	17	17	7,271					17	7,271			〃	〃
5	直方市	4	4	485					4	485			〃	〃
6	飯塚市	10	10	3,041					10	3,041			〃	〃
7	田川市	8	8	1,147					8	1,147			〃	〃
8	柳川市	6	6	1,653					6	1,653			〃	〃
9	八女市	9	9	1,267					9	1,267			〃	〃
10	筑後市	3	3	1,308					3	1,308			〃	〃
11	大川市	4	4	763					4	763			〃	〃
12	行橋市	6	6	1,724					6	1,724			〃	〃
13	豊前市	4	4	453					4	453			〃	〃
14	中間市	4	4	918					4	918			〃	〃
15	小郡市	5	5	1,689					5	1,689			〃	〃
16	筑紫野市	5	5	2,857					5	2,857			〃	〃
17	春日市	6	6	3,490					6	3,490			〃	〃
18	大野城市	5					5	2,741	5	2,741			0.0	0.0
19	宗像市	6	6	2,519					6	2,519			100.0	100.0
20	太宰府市	4					4	1,893	4	1,893			0.0	0.0
21	古賀市	3	3	1,595					3	1,595			100.0	100.0
22	福津市	3	3	1,548					3	1,548			〃	〃
23	うきは市	2	2	738					2	738			〃	〃
24	宮若市	2	2	683					2	683			〃	〃
25	嘉麻市	5	5	946					5	946			〃	〃
26	朝倉市	6	6	1,307					6	1,307			〃	〃
27	みやま市	4	4	905					4	905			〃	〃
28	糸島市	7	7	2,748					7	2,748			〃	〃
	市計	277	268	100,823	0	0	9	4,634	277	105,457			96.8	95.6
29	筑紫郡	4	3	1,577			1	7	4	1,584			75.0	99.6
30	糟屋郡	14	10	4,334			4	2,063	14	6,397			71.4	67.8
31	遠賀郡	7	7	2,414					7	2,414			100.0	100.0
32	鞍手郡	2	2	527					2	527			〃	〃
33	嘉穂郡	1	1	309					1	309			〃	〃
34	朝倉郡	3	3	806					3	806			〃	〃
35	三井郡	1	1	418					1	418			〃	〃
36	三潁郡	1	1	432					1	432			〃	〃
37	八女郡	1	1	502					1	502			〃	〃
38	田川郡	12	12	1,925					12	1,925			〃	〃
39	京都郡	6	6	1,350					6	1,350			〃	〃
40	築上郡	3	3	600					3	600			〃	〃
41	吉富町外一市中学校組合	1	1	319					1	319			〃	〃
	郡計	56	51	15,513	0	0	5	2,070	56	17,583	0	0	91.1	88.2
	県立計	4					4	1,160	4	1,160			0.0	0.0
	総計	337	319	116,336	0	0	18	7,864	337	124,200	0	0	94.7	93.7

(注) 生徒数には、食物アレルギー等により、学校給食を受ける予定のない生徒数を含めていない。

完全給食実施率は、給食実施校に占める完全給食実施校の割合である。

表 4 義務教育学校、中等教育学校（前期課程）、特別支援学校、夜間定時制高等学校学校給食状況
(平成 30 年 5 月 1 日現在)

区 分	完全給食		補食給食		ミルク給食		計	
	校数	児童生徒数	校数	児童生徒数	校数	児童生徒数	校数	児童生徒数
義務教育学校	2	220					2	220
中等教育学校 (前期課程)					1	321	1	321
特別支援学校	36	5,508					36	5,508
定時制高校	20	1,698					20	1,698
計	58	7,426			1	321	59	7,747

(5) 米飯給食の実施状況

昭和 51 年度から学校給食に米飯が取り入れられたが、その実施状況は表 5 のとおりである。

表 5 米飯給食実施状況

(平成 30 年 5 月 1 日現在)

区 分	完全給食校	米飯給食 実施校	実施率	完全給食 実施人員	米飯給食 実施人員	実施率
小学校	725	725	100%	277,136	277,136	100%
中学校	319	319	100%	116,336	116,336	100%
義務教育学校	2	2	100%	220	220	100%
特別支援学校	36	36	100%	5,508	5,508	100%
夜間定時制高校	20	20	100%	1,698	1,698	100%
計	1,102	1,102	100%	400,898	400,898	100%

(注) 実施率は完全給食実施校に対する比率である。

(6) 牛乳の飲用状況

学校給食用牛乳(200cc、300cc)の飲用状況は表 6 のとおりである。

表 6 学校給食用牛乳飲用状況

飲用本数 (千本)	区 分	価 格			
		国・県費 補助	地域間格差 補正額	保護者 負担金	計
75,582 (791)	紙	0 円	0.22 円	47.82 円	48.04 円
	ビン			49.82 円	50.04 円

(注) 1. 飲用本数は令和元年度の実績である。

2. () の数は、300cc の本数で内数である。

(7) 果汁の飲用状況

昭和 50 年度から小・中学校の児童生徒を対象に果汁(ミカンジュース 125cc)が取り入れられたが、その飲用状況は表 7 のとおりである。

表 7 集団給食用果汁飲用状況

飲用本数 (本)		価 格				計
		国庫補助	県費補助	団体特別 助成金	保護者 負担金	
939,777	125cc	0 円	0 円	7.70 円	34.30 円	42.00 円
	186cc	0 円	0 円	4.00 円	69.00 円	73.00 円

(注) 飲用本数は令和元年度の実績である。

(8) 栄養摂取量

本県では、年 3 回学校給食の実施内容の報告を求めているが、その平均摂取量は、表 8 のとおりである。

学校給食に供する食物の栄養内容の基準は、全国的な平均値を示したものであるため、適用に当たっては、児童生徒の実態並びに地域の実情等に配慮し弾力的に運用することとされている。

学校給食の食事内容については、各教科等における指導内容と関連させる、地場産物や郷土料理を取り入れる等、食に関する指導に学校給食を活用できるよう配慮することが望まれる。

表 8 令和元年度 学校給食栄養摂取量

区分	県平均		参考：文部科学省基準 (平成 30 年 8 月 1 日改正)	
	小学生	中学生	児童 (8~9 歳) の場合	生徒 (12~14 歳) の場合
エネルギー(kcal)	625	779	650	830
たんぱく質 (g) (学校給食による摂取 エネルギー全体に占 める割合)	24.5 (15.7%)	29.8 (15.3%)	学校給食による摂取エネルギー 全体の 13~20%	
脂質 (g) (学校給食による摂取 エネルギー全体に占 める割合)	20.3 (29.2%)	24.5 (28.3%)	学校給食による摂取エネルギー 全体の 20~30%	
食塩相当量(g)	2.4	3.0	2 未満	2.5 未満
カルシウム(mg)	349	393	350	450
マグネシウム(mg)	95	117	50	120
鉄(mg)	2.9	3.6	3	4
ビタミンA (μgRAE)	343	416	200	300
ビタミンB1(mg)	0.48	0.59	0.4	0.5
ビタミンB2(mg)	0.53	0.61	0.4	0.6
ビタミンC (mg)	29	35	20	30
食物繊維(g)	4.7	5.9	5 以上	6.5 以上

(9) 学校給食費

学校給食費は、各市町村が学校給食摂取基準に定められた栄養量、食品構成、食材等の仕入れ方法等を慎重に検討して適正な給食費を決定している。

各市町村別の学校給食費は表9のとおりである。

表9 完全給食実施校における給食費の平均月額(保護者負担額のみ)

(平成30年5月1日現在)

設置者	小学校	中学校	設置者	小学校	中学校
北九州市	3,204	3,787	新宮町	4,330	5,160
福岡市	4,200	5,000	久山町	4,320	
大牟田市	3,900	4,700	粕屋町	3,884	4,621
久留米市	4,100	4,600	芦屋町	4,100	4,800
直方市	4,400	4,910	水巻町	4,100	4,800
飯塚市	4,010	4,830	岡垣町	4,100	4,800
田川市	4,000	4,640	遠賀町	4,100	4,800
柳川市	3,900	4,600	小竹町	4,000	4,500
八女市	4,300	5,000	鞍手町	4,500	5,000
筑後市	4,200	4,900	桂川町	3,800	4,600
大川市	4,000	4,700	筑前町	3,800	4,400
行橋市	4,200	5,020	東峰村	3,000	3,700
豊前市	4,460	5,000	大刀洗町	3,600	4,100
中間市	3,900	4,800	大木町	3,700	4,400
小郡市	4,200	4,900	広川町	4,200	4,900
筑紫野市	4,300	5,100	香春町	4,300	4,800
春日市	4,400	5,137	添田町	4,000	4,700
大野城市	4,350		糸田町	4,100	4,700
宗像市	4,160	4,680	川崎町	3,600	4,200
太宰府市	4,400		大任町	4,000	4,600
古賀市	4,190	4,730	赤村	3,300	3,600
福津市	4,262	4,841	福智町	4,300	4,900
うきは市	3,900	4,800	苅田町	4,000	4,800
宮若市	4,000	4,500	みやこ町	4,190	5,010
嘉麻市	3,600	4,476	吉富町	4,500	
朝倉市	3,800	4,400	上毛町	4,500	5,000
みやま市	4,000	4,900	築上町	4,204	4,300
糸島市	4,200	5,000	吉富町外一市中学校組合		5,009
那珂川市	4,400	5,200			
宇美町	4,302	5,139			
篠栗町	4,255	4,855			
志免町	4,299	5,193			
須恵町	4,325		県平均	3,967	4,632

(注) 県平均は、学校数により加重平均を行い算出した額である。

(10) 栄養教諭・学校栄養職員の配置状況

令和元年5月1日現在における県内（政令市を除く）の栄養教諭及び学校栄養職員の配置は次のとおりである。

（栄養教諭）

県教育委員会	2名	小学校	143名
中学校	44名	特別支援学校	17名
			計206名

（学校栄養職員）※栄養士代理職員を含む

県教育委員会	0名	小学校	31名
中学校	9名	特別支援学校	0名
			計40名

(11) 食育推進事業

学校給食の意義やねらい等についての理解を深めるとともに、家庭における食生活の改善や子供たちの望ましい食習慣を形成するため、表 10 に掲げる食育推進事業を実施した。

表 10 令和元年度 食育推進事業実施状況

事業名	対象者	目的・事業内容	実施状況
「朝食いきいきシート」の配布	小学校、特別支援学校 小学部 4～6 年生児童	<p>【目的】望ましい朝食摂取について児童や保護者の意識を高めるとともに、児童が自分自身の食生活を振り返ることで、栄養バランスのよい朝食摂取の習慣化を図る。</p> <p>【事業内容】朝食を食べることの効果、栄養バランスを考えて朝食を食べること、自分の朝食摂取の状況を振り返ること等について掲載したシートを対象児童に配布。</p>	配布数：79,431 枚
子どもが作る「ふくおか弁当の日」の推進	小・中学校、特別支援学校、高等学校 児童生徒	<p>【目的】子供が弁当を作ることをとおして、食べ物やそれらを作ってくれる人への感謝の心を養い、自己肯定感を育むこと等を目指す。</p> <p>【事業内容】</p> <p>①学校全体又は学年等で「弁当の日」を設定するなどし、発達段階に応じて家庭や地域の協力を得ながら児童生徒自ら弁当を作り、給食時間や学校行事等において皆で会食する取組を各学校で実施。</p> <p>②「ふくおか弁当の日」の取組の充実を図るため、教職員、保護者等に対する研修会を開催。</p>	<p>①実施校数：431 校</p> <p>②新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止（例年 2 月実施、参加者数約 70 人）</p>
福岡県学校給食レシピコンクール	中学校、特別支援学校 中学部生徒	<p>【目的】学校給食の意義や県産品への理解を深めるとともに、食に関する興味関心を高め、家庭・地域における食生活の改善や子供の望ましい食習慣の形成に寄与する。</p> <p>【事業内容】中学生から県産品を用いた学校給食レシピを募集し、優秀な作品を表彰。</p>	応募数：1,020 点
学校給食フェア	小学生、中学生及び保護者、学校関係者等	<p>【目的】学校給食についての理解を深めるとともに、「食」に関する興味、関心を高め、家庭における食生活の改善や望ましい食習慣の形成に寄与する。</p> <p>【事業内容】親子等で参加する料理教室、学校給食クイズラリー等</p>	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止（例年 3 月上旬実施、参加者数約 500 人）
P T A 学校給食教室	小・中学校、特別支援学校 児童生徒の保護者	<p>【目的】学校給食の意義、役割、現状等について理解と認識を深め、家庭における食生活の改善並びに子供たちの望ましい食習慣の形成に寄与する。</p> <p>【事業内容】学校給食に関する説明、学校給食献立の調理実習</p>	6 か所で実施 参加者：合計 154 人

2 健康増進特別事業

国の「へき地児童生徒援助費等補助金(保健管理費)」の交付を受けて、令和元年度は次のとおり実施した。

事業名	実施市町村数	実施学校数	補助対象経費	補助金
へき地学校心臓検診	1	7校	108千円	34千円
医師等派遣	3	10校	4,950千円	564千円

3 健康教育推進事業(性と心の健康相談)

青少年の健康に関する現代的課題へ対応するため、令和元年度は次のとおり県立高等学校において、生徒、教職員及び保護者に対して専門医による性及び精神保健に関する相談事業を実施した。

令和元年度 健康教育推進事業

事業名	実施学校数
性に関する相談事業	85校
心に関する相談事業	90校

4 性に関する指導の推進

近年、性情報の氾濫など、子どもたちを取り巻く社会環境が大きく変化しているため、子どもたちが性に関して適切に理解し、行動することができるようにすることが課題となっている。また、若年層の性感染症や望まない妊娠・出産も問題となっていることから、学校における性に関する指導の充実を図るため、下記の事業を実施した。

事業名	事業内容
性に関する指導推進事業	性に関する指導の実践研究校を指定し研究を進めるとともに、公立中学校及び県立特別支援学校に対して専門家(医師等)を派遣する事業を実施した。
指導主事研修会	指導主事を対象に、学校における性に関する指導の考え方、進め方について研修を実施した。
若年教員研修(養護教諭)	若年教員研修対象の養護教諭を対象に、性に関する指導の考え方、進め方についての講義・演習を実施した。

第5節 児童生徒の健康管理及び環境衛生

1 県立学校児童生徒心電図検査実施状況

県立学校児童生徒心電図検査実施状況

区分	年度	平成30年度	令和元年度
検査対象者		24,813名	24,339名
心電図収録者数		24,692名	24,159名
収録実施率		99.5%	99.3%
要精密検査者数		1,314名	1,132名
対収録者数比率		5.3%	4.7%
受診票回収数		1,089名	914名
受診票回収率		82.9%	80.7%

2 感染症(インフルエンザ様疾患)

令和元年度の発生状況は、次のとおりであった。ウイルス型は、主としてAH1型、AH3型、B型であった。

令和元年度 インフルエンザ様疾患による学級閉鎖等状況(北九州市、福岡市、久留米市、大牟田市を除く)
(参考：福岡県インフルエンザ様疾患発生報告調査2019/2020)

学校種別	区分	休校数	学年閉鎖数	学級閉鎖数	患者数	欠席者数
保育所・幼稚園		1	7	16	296	295
小学校		2	66	158	3,297	3,018
中学校		0	10	32	618	535
高等学校		1	0	5	65	59
その他		0	2	1	37	37
計		4	85	212	4,313	3,944

年度別流行状況

年度	区分	患者数	欠席者数	学級閉鎖数	学年閉鎖数	休校数	ウイルス型
平成29年度		15,322	13,727	520	265	11	AH1型・AH3型・B型
平成30年度		6,736	6,140	309	132	4	AH1型・AH3型・B型
令和元年度		4,313	3,944	212	85	4	AH1型・AH3型・B型

3 学校環境衛生

学校における環境衛生検査及び事後措置については、学校保健安全法に規定されており、具体的には、文部科学省が示している「学校環境衛生基準」に基づいて実施される。

県立学校のプールの水質検査について、(公社)福岡県薬剤師会に委託し、残留塩素、水素イオン濃度、大腸菌、一般細菌、過マンガン酸カリウム消費量、濁度及び総トリハロメタンの項目について実施した。

第6節 福岡県体育研究所の事業

体育研究所の主な事業は次に掲げるとおりである。

- I 体育・スポーツ及び健康教育に関する専門的及び技術的事項についての研究及び調査に関すること。
- II 体育関係指導者及び養護教諭の研修に関すること。
- III 体育・スポーツ及び健康教育に関する資料の収集、作成及び活用に関すること。
- IV その他教育委員会が必要と認める事業

1 調査研究事業

(1) 研究の目的

「鍛ほめ福岡メソッド」を基盤とした活動について実践的に研究し、その分析・検証結果を基に、より効果的な「鍛ほめ福岡メソッド」の確立に資するとともに、県内の学校への普及・定着を図る。

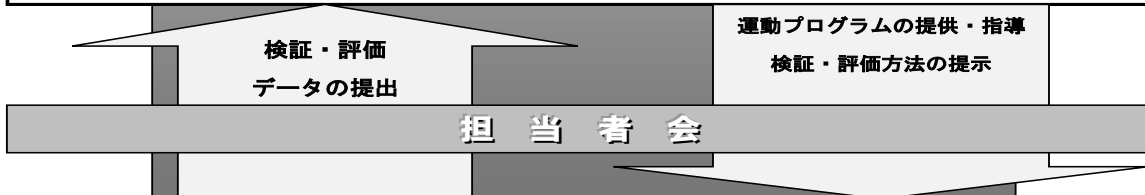
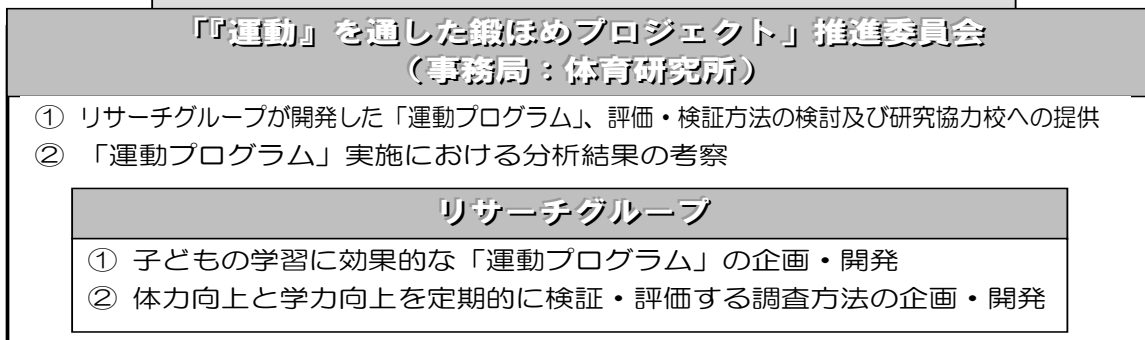
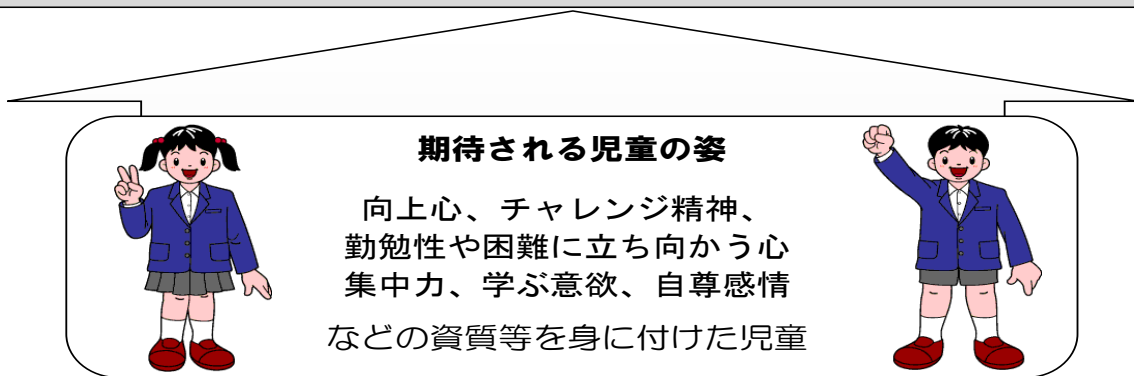
(2) 研究主題

「運動」を通じた鍛ほめプロジェクト

(3) 具体的な研究内容

- ① 各教育事務所を通じて研究協力校（小学校6校）を指定する。
- ② 学識者によるリサーチグループ及び推進委員会を構成し、各研究協力校が取り組む運動プログラム等の実践及びそのデータの集約など研究協力校の円滑な実践研究に対する総合的な支援を行う。
- ③ 各研究校の実践研究をまとめリーフレットを作成し、県内のすべての学校に配布するとともに、各研修会においてその成果を発信する。

体力向上（体力テスト平均点上昇）・学力向上（学力テスト平均点上昇）



2 研修事業

(1) 長期派遣研修

ア 長期派遣研修員

「福岡県教育公務員の長期にわたる研修に関する規則」に基づき、体育研究所における長期派遣研修員として小・中・高等学校から3人が派遣され、次の研修を行った。

- ・今日的課題などからの研究主題による研修
- ・個人別の研究課題に基づいた研修
- ・専門研修（短期研修）講座の受講

イ 研修報告会

研修成果の報告会を次のとおり行った。

- ・期 日 令和2年2月14日（金）
- ・会 場 福岡県立スポーツ科学情報センター（アクション福岡）
- ・参加者 県内の小・中・高・特別支援学校の教職員
県・市町村教育委員会、教育事務所の職員等 238名

(2) 専門研修（短期研修）

学校体育現場における教育実践上の課題解決及び体育・スポーツ関係職員の資質向上を目的として、令和元年度は23講座を実施した。

(3) 専門研修（断続研修）講座

① 保健体育研修講座

年間12日間の研修を通して、学校体育全般に関する専門性を培い、指導者を養成する。

- ・受講生：11名（小5名、中2名、高3名、特支1名）
- ・日 数：12日間（5/14～2/21）

② 養護教諭研修講座

年間12日間の研修を通して、養護教諭の職務に関する専門性を培い、指導者を養成する。

- ・受講生：6名（小3名、中2名、高1名）
- ・日 数：12日間（5/15～2/18）

第7節 付随的健康教育活動

1 福岡県学校保健会

福岡県学校保健会は、児童生徒及び教職員の健康管理及び健康教育に関する調査研究並びに普及進展を図り、学校保健施策に寄与することを目的とした各種の事業を実施している。

期 日	事 業 名	場 所	摘 要
8月23日	アレルギー 講習会	パピヨン24 ガスホール	○行政説明 ○実践発表 ○講演 「学校におけるアレルギー疾患対応 食物アレルギーを中心に」 大阪はびきの医療センター小児科 主任部長 亀田 誠 氏
9月4日 10月7日	へき地学校 巡回保健指導	田川郡添田町 〃	添田町立落合小学校（眼 科） 〃 津野小学校（ 〃 ）
10月18日	理事会	福岡リーセント ホテル	令和元年度福岡県学校保健功労者の選考について 平成30年度事業報告及び決算について 令和元年度事業計画及び予算について その他

期 日	事 業 名	場 所	摘 要
11月21日～22日	令和元年度 全国学校保健 ・安全研究大 会及び全国学 校保健中央大 会	埼玉県	○学校保健・学校安全・学校安全ボランティア活動 の功労者に対する文部科学大臣表彰 ○記念講演 「子供のインターネット利用と健康」 埼玉大学 教育学部 教授 戸部 秀之 氏 ○課題別研究協議会
11月27日	福岡県学校健 康教育研究大 会	福岡リーセント ホテル	○学校保健・学校安全・学校給食優良学校及び功労 者の表彰 ○特別講演 「学校における保健教育の推進」 文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課 健康教育調査官 松崎 美枝 氏 ○実践発表 学校保健功労者、優良学校（学校保健）
3月16日	理事会	書面開催	令和元年度事業報告及び予算執行状況 令和2年度事業計画及び予算について その他
同 上	評議員会	書面開催	令和元年度事業報告及び予算執行状況 令和2年度事業計画及び予算について その他

第7部 人権教育

第1節 現状と課題

県教育委員会は、同和問題を人権問題の重要な柱と位置づけ、児童生徒の学力と進路の保障及び基本的な人権尊重の精神の育成という課題を解決するために、国の「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」、「人権教育・啓発に関する基本計画」等の趣旨を踏まえ、「福岡県人権教育・啓発基本指針」に基づき、人権教育の推進を図り、県民一人一人が相互の人権を尊重する社会の確立を目指して、様々な施策を実施してきた。さらに、人権教育の更なる充実を図るため、「福岡県人権教育推進プラン」及び「人権教育指導者用手引きⅠ」を作成し、人権教育の方向性や取組を示した。また、学校における人権教育の具体的な指導資料として「人権教育指導者用手引きⅡ」を作成し、人権尊重の学校づくりを推進してきた。平成27年には「人権教育資料Ⅲ」を作成し、人権教育を通じて育てたい資質・能力を位置付けた教科等の授業づくりについて工夫・改善を進めてきた。

しかしながら、人権を取り巻く状況は大きく変化している。そのような状況を踏まえ、「福岡県人権教育・啓発基本指針」が改定され、人権教育に関して、次のような現状と課題が示された。

- 学校においては、同和問題や障がいに関する差別発言や、インターネット上の差別的な書き込み、いじめの問題、規範意識や社会性が身につけていない子どもの問題等が明らかになっている。
- スマートフォン等の普及により、インターネット上に掲載されている人権問題に関する不確かな情報や、差別を助長する表現等の有害な情報に児童生徒が日常的に触れる機会の問題がある。
- 同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人に対する偏見や差別に加え、インターネットによる人権侵害、性的指向や性自認を理由とする偏見や差別、外国人に対するヘイトスピーチなどの問題が顕在化している。

したがって、このような課題解決を図るために、以下のような重点的取組を行っている。

(1) 教職員研修の充実

教職員が確かな人権意識を体得するとともに児童生徒への効果的な指導を図っていくために、人権教育に係る福岡県教職員指導力等達成目標（平成31年1月策定）を活用し、管理職をはじめとして、経験年数・職務に応じた研修会を実施している。また、人権教育の潮流及び教育改革の動向を踏まえた人権教育を推進するために、人権教育研修会資料集（平成31年4月作成）を活用している。

(2) 人権教育に係る研究指定校等における研究実践

国の「人権教育研究指定校事業」を活用し、新たな人権課題について児童生徒の理解を促す授業モデルを開発する実践的な研究を進めているとともに、国の「人権教育総合推進地域事業」を活用し、学校、家庭、地域が一体となった人権教育の総合的な取組を行っている。

(3) 学習教材の効果的な活用促進

児童生徒の人権に関する知的理解を深め、豊かな人権感覚を育成するために、人権教育教材『か

がやき』『あおぞら』『あおぞら2』の積極的な活用を促進し、指導方法・内容の工夫改善を図っている。

(4) 社会教育における人権教育の充実

人権問題の解決のためには、人権教育・啓発を積極的に推進していかなければならない。そのため、学習資料の発行や「人権教育コーディネーター養成講座」等の研修会の開催を通じ、情報提供や指導者の育成・資質向上を図る市町村への支援を行っている。

(5) 地域の教育環境の整備・充実

同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決を図るためには、地域住民に対する学習の機会を提供することが必要であり、「社会参加促進支援事業」の実施によって、市町村における取組を支援している。

上記のような取組によって、学校教育においては、指導内容・方法等の工夫改善が積極的に行われ、学力の向上や人権尊重の精神の育成が進められている。社会教育においては、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」や、「福岡県人権教育・啓発基本指針」についての理解が広がるとともに、学習内容・方法の工夫改善が図られている。

第2節 学校教育における人権教育

学校教育では、すべての児童生徒の実態を正しく把握し、児童生徒一人一人の持つ無限の可能性を伸ばし、人権尊重の精神の育成を目指す教育活動を推進していくことが大切である。

県教育委員会は、同和問題をはじめとする人権問題の解決に当たって、教育の果たす役割の重要性を認識し、諸法規等に則り、「福岡県人権教育・啓発基本指針」に基づき具体的施策の実施に努めている。

1 教職員研修事業(学校教育関係)

(1) 本庁主管研修会

○ 幼稚園関係

番号	名称	期日	会場	参加者数	研修内容
1	国公立私立幼稚園長・職員人権教育研修会	7/31	吉塚合同庁舎	167	○説明「人権教育の推進について」 ○講演「自尊と自律を育む教育とは」

○ 県立学校関係

番号	名称	期日	会場	参加者数	研修内容
1	県立学校等校長人権教育研修会	4/16	吉塚合同庁舎	119	○説明「『福岡県部落差別の解消の推進に関する条例』及び『人権教育に係る福岡県教職員指導力等達成目標』について」 ○講演「『部落差別の解消の推進に関する法律』と『福岡県部落差別の解消の推進に関する条例』の意義と活用について」 ○説明「学校教育における人権教育の推進について」
2	県立学校等副校長・教頭人権教育研修会	4/24	吉塚合同庁舎	191	○講義「人権教育推進上の課題と副校長・教頭の役割」 ○協議「学校における人権教育の推進のために」
3	県立学校等新規採用教員等人権教育研修会	5/30	県人権啓発情報センター	324	○講演「若者の立場からみえる部落差別」 ○講義「福岡県の人権教育推進の概要」 ○協議「人権尊重精神の育成を図るために」
4	第1回県立学校等人権教育担当者研修会	6/14	県教育センター	149	○講義「教職員の人権尊重理念の理解・体得について」 ○講義「学校教育における人権教育推進上の課題について」 ○協議「学校における人権教育の効果的な推進について」
5	第2回県立学校等人権教育担当者研修会	10/8	県教育センター	149	○講義「学校における個人権課題に関する指導の工夫・改善について」 ○協議「人権尊重精神の育成に向けて」
6	県立学校等新任教務主任・同学年主任・同学部主事人権教育研修会	6/11	県教育センター	166	○講義「学校における人権教育推進上の課題と主任・主事の役割」 ○演習「学校における人権教育推進のために」
7	県立学校等新任生徒指導主事・同進路指導主事人権教育研修会	6/19	県教育センター	103	○講義「学校における人権教育推進上の課題と主任・主事の役割」 ○演習「学校における人権教育推進のために」
8	県立学校等新任保健主事・同研修主任人権教育研修会	6/28	県教育センター	132	○講義「学校における人権教育推進上の課題と主任・主事の役割」 ○演習「学校における人権教育推進のために」
9	県立学校等新規採用常勤講師研修会	4/15	県教育センター	196	○講義「教職員の人権尊重理念の理解・体得」 ○講義「人権教育の推進について」

○ 人権教育実践交流会等事業関係

番号	名称	回	期日	会場	参加者数	研修内容
1	福岡県人権教育研修会	第1回	7/26	福岡市民会館	1,003	○説明「人権教育教材『かがやき』『あおぞら』『あおぞら2』の活用について」 ○講演「児童生徒の人権尊重精神の育成について」
		第2回	10/30	福岡県立浮羽究真館高等学校	154	○学力と進路の保障のための授業公開と全体会における指導助言
		第3回	11/18	県立社会教育総合センター	286	○講演「ネットに現れる人権問題～解決のために、マジョリティのさらなる力添えをめざして～」 ○分散会
		人権教育基礎講座	8/23	福岡市民会館	864	○講義「人権教育推進の基本的な視点について」 ○講義「人権課題を自分事として捉えるために～部落差別の解消に向けて～」
2	人権教育指導者養成連続講座	第1回	5/10	吉塚合同庁舎	34	○開講行事、オリエンテーション ○講義「学ぶ、つながる、未来を創る ～同和教育、人権教育が果たす役割～」 ○協議「これからの人権教育の効果的な進め方」
		第2回	6/7	吉塚合同庁舎	34	○説明「学校としての組織的な取組の推進について」 ○講義「指導内容と指導方法の工夫・改善」
		第3回	7/31	県人権啓発情報センター	33	○講義「家庭・地域・関係機関及び校種間の連携について」 ○協議「人権が尊重される学校づくりの推進について」 ○施設見学
		第4回	9/19	古賀市海津木苑吉塚合同庁舎	35	○講義「快適な住みよいまちをめざして『古賀市し尿処理施設』」 ○施設見学・説明 ○協議「指導内容と指導方法の工夫・改善」
		第5回	10/25	吉塚合同庁舎	35	○講義「人権が尊重される社会をめざして」 ○研究協議
		第6回	12/5	吉塚合同庁舎	35	○講義「社会力で、つなぐ・かわる まちのふうけいー子どもと協働で描く学びー」 ○研究協議
		第7回	1/16	福岡県庁	32	○演習「人権教育推進の具体的な取組について」 ○演習「人権教育指導者としての今後の取組について」 ○閉講行事

(2) 各教育事務所主管研修会

	名 称	期日	会 場	参加者数	研 修 内 容
福岡教育事務所	市町立小・中学校新規採用教職員研修(初任研対象外)	4/1	福岡県立福岡高等学校	55	○講義「福岡県の人権・同和教育の重点」
	市町立小・中学校副校長・教頭研修会	12/6	福岡教育事務所	191	○講話「私たちの周りにおける人権課題～学校現場でできること～」
	市町立小・中学校校長人権教育研修会	4/19	福岡教育事務所	171	○説明「人権教育の推進について」
		11/29	福岡教育事務所	174	○講話「子どもの生活学び～保幼小接続・在住外国人問題」
	市町立小・中学校臨時的任用職員対象研修会	4/23 5/24	福岡教育事務所九州産業大学	164	○講義「人権教育の基本的な考え方」
	市町立小・中学校事務職員研修会	9/17	福岡教育事務所	206	○講義「人権尊重の視点に立った学校づくりにむけて」
	市町立小・中学校人権教育担当者研修会	小学校 5/16 中学校 5/9	福岡教育事務所	小学校 118 中学校 58	○講義「人権教育の意義と担当者の役割」 ○実践発表「一人一人の人権が尊重される学校づくりの実際」 ○演習「人権教育推進のための見通し」
		小学校 9/10 中学校 9/4	福岡教育事務所	小学校 118 中学校 59	○講義・協議「一人一人の人権が尊重される学校づくりの推進について」 ○演習「一人一人の人権が尊重される授業づくりの具体～人権教育学習教材集「あおぞら2」の活用について～」
	第2回福岡県人権教育研修会	9/11	宗像市立城山中学校	35	○公開授業 ○協議「児童生徒の人権が尊重される学校づくり(学習活動づくり・人間関係づくり・環境づくり)」
		9/25	志免町立志免東小学校	29	
		10/9	久山町立久山中学校	27	
		11/6	那珂川市立那珂川南中学校	40	
		11/12	糸島市立長糸小学校	25	
11/14		筑紫野市立二日市東小学校	34		

	名 称	期日	会 場	参加者数	研 修 内 容
北九州教育事務所	幼稚園・保育所(園)・認定こども園人権教育研修会	7/29	鞍手町中央公民館	39	○説明「人権教育の現状と課題」 ○演習「子どもの育ちに必要なこと」 ○講話「子どもの人権問題と家庭、関係機関等との協働」
	市町立小・中学校若年教員研修 1 年目(授業研修)	6/5	宮若市立 宮田北小学校 中間市立 中間南小学校 遠賀町立 遠賀中学校	17 23 22	○公開授業、協議 ○指導助言「人権が尊重される学校づくり」
		9/18 10/9	直方市立 下境小学校 芦屋町立 芦屋東小学校 直方市立 直方第二中学校	17 23 22	○公開授業、協議 ○指導助言「人権が尊重される環境づくり」
	市町立小・中学校校内研修担当者研修	5/13	北九州教育事務所	66	○講義「人権が尊重される授業づくり」
	市町立小・中学校教務主任研修	5/7	北九州教育事務所	67	○講義「人権教育の組織的な推進」
	市町立小・中学校臨時的任用教員研修会	5/22	北九州教育事務所	33	○講義「人権を尊重した児童生徒との関わり」
		9/11	北九州教育事務所	43	○講義「人権を尊重した児童生徒との関わり」
	市町立小・中学校教頭研修会	4/24	北九州教育事務所	65	○説明「人権・同和教育室の方策」
	市町立小・中学校教頭人権教育研修会	9/6	北九州教育事務所	65	○説明・協議「人権課題に対する組織的な取組と教頭の役割」 ○講話「寝た子はネットで起こされる!?～ネット時代の部落差別、人権教育～」
	市町立小・中学校校長研修会	4/15	北九州教育事務所	66	○説明「人権・同和教育室の方策」
	市町立小・中学校校長人権教育研修会、人権教育担当者研修会①	6/24	鞍手町中央公民館	132	○説明「人権尊重の視点からの学校づくり」 ○実践発表「本校の人権教育の実際」 ○講話「人権尊重の視点からの学校づくり」
	市町立小・中学校人権教育担当者研修会②	10/21	北九州教育事務所	66	○説明「個別的な人権課題に対する取組の推進」 ○実践発表「人権尊重精神の育成に向けた取組」 ○協議「人権教育における『あおぞら2』の効果的な活用」
	人権教育研修会②	11/12	直方市立 中泉小学校	72	○公開授業 ○協議「人権感覚を育てる授業づくり～人権教育を通じて育てたい資質・能力を位置付けた教科等の授業づくり～」
	市町立小・中学校事務職員研修会	9/19	北九州教育事務所	73	○講義・演習「人権・同和問題研修～体験的参加型研修プログラム『悪意のない言葉から生まれる差別について』～」

	名 称	期日	会 場	参加者数	研 修 内 容
北 筑 後 教 育 事 務 所	市町村立小・中学校若 年教員研修（1年目）	4/1	久留米市立 久留米商業高等学校	170	○講話「人権・同和教育の動向と具体的な推進」
	市町村立小・中学校教 務主任研修	11/11	北筑後教育事務所	38	○講話「人権・同和教育の推進における教務主任 の役割」
	市町村立小・中学校教 頭研修会	5/8	北筑後教育事務所	160	○講話「平成31年度人権・同和教育の推進」
		1/27	北筑後教育事務所	54	○講話「令和2年度人権・同和教育の推進」
	市町村立小・中学校校 長研修会	4/24	北筑後教育事務所	160	○講話「平成31年度人権・同和教育の推進」
		1/22	北筑後教育事務所	54	○講話「令和2年度人権・同和教育の推進」
	市町村立小・中学校臨 時的任用教員研修会	5/28 5/29	北筑後教育事務所	139	○講話「人権・同和教育の動向と具体的な推進」
	人権教育ワークショップ	7/25	小郡市総合福祉センター 「あすてらす」	51	○演習「子どもを見る眼を磨こう」 ○講話「人権教育に期待するもの」
		8/7	朝倉市甘木地域センター 「フリアス甘木」	37	○講話「個別の人権課題に関する授業づくりのポイント」 ○演習・協議「個別の人権課題に関する授業づくり」
	管内小・中・特別支援 学校校長、人権・同和 教育担当者研修会①	6/3	小郡市文化会館	256	○説明「人権・同和教育の効果的な推進」 ○講演「人権尊重の理念に立つ学校の実現～学び でつながる学習集団づくり～」
	管内小・中・特別支援 学校校長、人権・同和 教育担当者研修会②	7/4	朝倉市立 十文字中学校	37	○公開授業 ○協議「人権尊重の精神の育成と学力・進路の保 障に向けた授業改善」
		10/8	うきは市立 大石小学校	25	
		10/8	東峰村立 東峰中学校	21	
		10/9	小郡市立 立石小学校	59	
10/17		朝倉市立 金川小学校	38		
10/16		久留米市立 長門石小学校	53		
10/23		久留米市立 三瀧中学校	40		
	10/28	久留米市立 善道寺小学校	55		

	名 称	期 日	会 場	参加者数	研 修 内 容
南筑後教育事務所	市町立小・中・特別支援学校新規採用の現職教員等研修	4/ 1	南筑後教育事務所	10	○講義「人権・同和教育の動向と具体的な推進について」
	市町立小・中・特別支援学校臨時的任用教員等教職研修会	5/14 5/29 6/19	南筑後教育事務所	225	○講義「児童生徒の人権を尊重した教育活動の在り方」
	市町立小・中・特別支援学校新任生徒指導主事研修主幹教諭・生徒指導主事研修会	6/11	南筑後教育事務所	126	○講義「人権・同和教育の推進における生徒指導主事等の役割」
	市町立小・中・特別支援学校校長研修会	5/8	南筑後教育事務所	126	○説明「人権・同和教育室事業と本年度の重点」
	市町立小・中・特別支援学校副校長・教頭研修会	6/27	南筑後教育事務所	126	○講義「人権・同和教育の推進と取組の重点」
	人権・同和教育セミナー	7/29 午前	南筑後教育事務所	54	○講話「子どもたちの育ちを支えるために」
		7/29 午後	南筑後教育事務所	41	○説明「八女市における人権・同和教育の推進について」 ○模擬授業 ○協議・演習「『あおぞら2』を活用した9年間の指導計画づくり」
	市町立小・中・特別支援学校校長、人権・同和教育担当者合同研修会	6/17	まいピア高田	252	○講話「同和教育、人権教育が果たす役割」 ○実践発表「本校における人権・同和教育の推進について」 ○説明「人権・同和教育の推進と取組の重点」
	市町立小・中・特別支援学校人権・同和教育担当者研修会	7/12	八女市立立花中学校	55	○説明「本校の人権・同和教育の取組について」 ○公開授業 ○協議「人権教育を通じて育てたい資質・能力を位置付けた授業づくりの工夫」
9/20		柳川市立六合小学校	69		

	名 称	期日	会 場	参加者数	研 修 内 容
筑豊教育事務所	市町村立小・中学校 長研修会	4/16	筑豊教育事務所	103	○講話「人権・同和教育の課題と人権が尊重される学校づくりの推進」
	市町村立小・中学校 副校長・教頭研修会	6/20	筑豊教育事務所	97	○説明「人権・同和教育の課題と人権が尊重される学校づくりの推進」
	市町村立人権・同和 教育担当者研修会	5/7	筑豊教育事務所	96	○講義「人権・同和教育の推進と担当者の役割」 ○実践発表「人権教育指導者連続講座で学んだことと学校における人権教育の取組」 ○協議「個別的な人権課題に関する学習の充実」
	市町村立小・中学校 長及び人権・同和教育 担当者研修会	6/19	穎田交流センター 別館	197	○説明「本県における人権・同和教育の推進」 ○講話「自尊感情をはぐくむ学校づくり」
	市町村立小・中学校 新規採用現職教員 等採用時研修	4/2	筑豊教育事務所	5	○講義「人権・同和教育の推進」
	市町村立小・中学校 臨時的任用教員等 研修会（講師研修 会）	8/23	なつき文化ホール	243	○講義「人権・同和教育の推進」
	第 2 回福岡県人権 教育研修会	11/1	飯塚市立 飯塚第一中学校	52	○公開授業 ○協議「人権尊重精神を育む授業づくりの在り方」「学力と進路を保障する授業づくりの在り方」
		11/13	飯塚市立 上穂波小学校	77	
	人権教育を進める ための指導力アッ プ講座	8/22	筑豊教育事務所	52	○講義「児童生徒理解を深め、一人一人を大切に した支援を行うための家庭との連携」 ○演習「学校と家庭との連携が生み出すもの」
		1/21	筑豊教育事務所	47	○講義「性の多様性と人権」 ○演習「性の多様性を認め合う児童生徒を育て る環境づくり」
筑豊教育事務所管 内市町村立学校事 務職員研修会	9/11	筑豊教育事務所	105	○講義「人権に関する知的理解から人権意識 へ」	

	名 称	期日	会 場	参加者数	研 修 内 容	
京 築 教 育 事 務 所	市町(学校組合)立小・中学校若年教員研修対象外新規採用教員研修	4/3	京築教育事務所	9	○講義「学校における人権教育」	
	市町(学校組合)立小・中学校教頭人権教育研修会	9/6	京築教育事務所	63	○説明「管内における人権教育の推進について」 ○講話「人権教育の視点に立った学校づくり～困り感を持った子どもたちへのかかわり～」	
	市町(学校組合)立小・中学校校長研修会	4/17	京築教育事務所	71	○説明「人権・同和教育室の施策」	
	市町(学校組合)立小・中学校校長人権研修会	6/3	京築教育事務所	69	○講義「学校における人権教育の推進」 ○講話「人権が尊重された学校づくり」	
	市町(学校組合)立小・中学校臨時的任用教員等研修会	8/22	京築教育事務所	113	○講義「学校における人権教育」	
	市町(学校組合)立小・中学校事務職員研修会	9/25	京築教育事務所	73	○講義「個別の人権課題の解決に向けて」	
	特別研修会 「個別的な人権課題」に関する基礎講座		7/29	京築教育事務所	42	○講義・演習Ⅰ「被差別部落の歴史」
					40	○講義・演習Ⅱ「同和問題と授業実践」
			8/21	京築教育事務所	18	○講義・演習Ⅲ「外国人の人権への理解」
					38	○講義・演習Ⅳ「性的マイノリティの人権問題」
	市町(学校組合)立小・中学校人権教育担当者等研修会		5/29	京築教育事務所	71	○講義・協議「人権教育担当者の役割」 ○協議「学校における人権教育の推進」
			1/15	京築教育事務所	71	○講義・協議「人権教育の推進に向けて」 ○実践発表「人権が尊重された学校づくりに向けた取組」
	市町(学校組合)立小・中学校若年教員研修1年目授業研修	通年	各小・中学校	73	○授業研修 ○研修会における指導・助言	

第3節 社会教育における人権教育

一人一人が幸福を実感できる社会を実現するためには、自他をかけがえのない存在として尊重し、自己の個性や創造性の伸長を図りつつ、社会参加や自己実現を可能にする社会的な環境や条件の整備が求められる。このため、人権尊重の精神の確立とすべての人々の共生に向けて、人権教育・啓発を創意工夫し、粘り強く展開していくことが必要である。県では、「福岡県人権教育・啓発基本指針」に基づき社会教育における人権教育の推進に努めている。

1 県費補助事業

○社会参加促進支援事業

(過去5年間の状況)

事業 年度	対象事業数	補助率
平成27年度	28	1/10
平成28年度	27	1/10
平成29年度	23	1/10
平成30年度	24	1/10
令和元年度	24	1/10

2 職員研修事業（社会教育関係）

(1) 本庁主管研修会

番号	名称	期日	会場	参加者数	研修内容
1	教育庁人権・同和問題啓発推進員研修会	4/5	吉塚合同庁舎 801 会議室	23	○説明Ⅰ「人権・同和問題啓発推進員の役割について」 ○説明Ⅱ「人権侵害事象（差別事象）の報告について」
		7/4	人権啓発情報センター 筑紫野市	21	○研修Ⅰ「喫緊の個別の人権課題について」 ○研修Ⅱ特別展説明及び見学 ○研修Ⅲ「差別事象を通して学ぶこと～教育行政として果たすべき役割～」
2	同和問題啓発強調月間教育庁職員研修	7/5	県立図書館	305	○人権感覚を身に付ける ○人権問題について考える ○第47回特別展の説明・見学 「“My story” s～部落につながる「私」たちから見える景色～」
		7/9 7/10 7/11	県人権啓発情報センター		
3	福岡県市町村社会人権・同和教育担当初任者研修会	5/10	県人権啓発情報センター	43	○説明「本県における人権教育推進上の課題について」 ○実践報告①「人権教育・啓発の担当者として」 ○実践報告②「参加体験型学習の実際」
4	福岡県市町村社会人権・同和教育担当部課長研修会	5/31	県人権啓発情報センター	64	○講演「出会いと表現～あることをないことにしない～」
5	部課長会世話人研修会	4/9	福岡県庁	7	○協議「福岡県市町村社会人権・同和教育担当部課長研修会申合せ事項について」 ○研修及び協議「平成31年度福岡県市町村社会人権・同和教育担当部課長研修会の開催について」
		1/16		10	○研修及び協議「令和元年度福岡県市町村社会人権・同和教育担当部課長研修会の成果と課題及び来年度の事業計画について」
6	人権教育コーディネーター養成講座	8/2	県立社会教育総合センター 県人権啓発情報センター	12	○「人権教育・啓発入門」 ○「出会いのワークショップ①②」
		9/12		14	○「学習プログラムの手法について」 ○「学習プログラムの展開について話し合う」
		9/13		11	○「学習プログラムの展開について検討する①」 ○「学習プログラムの展開について検討する②」
		10/25		12	○「学習プログラムの展開について検討する③」 ○「学習プログラムの展開について検討する④」
		1/9		13	○「学習プログラムの発表①②」 ○「まとめ」
7	第3回福岡県人権教育研修会	11/18	県立社会教育総合センター	286	○講演「ネットに現れる人権問題～解決のために、マジョリティのさらなる力添えをめざして～」 ○分散会A「全国で唯一となる女子少年専用更生保護施設で女子少年を受け入れ、支援を行っている工藤さん、松永さんの姿から学ぶ」 ○分散会B「外国にルーツのある子どもたちのつながりや活動を支援している三木さんの姿から学ぶ」 ○分散会C「ろう LGBTQ の現状や、つながりを大切にしたコミュニティづくりに取り組む野村さんの姿から学ぶ」

(2) 各教育事務所主管研修会

	名 称	期日	会 場	参加者数	研 修 内 容
福岡教育事務所	市町教育委員会社会教育関係職員等人権教育研修会	6/7	吉塚合同庁舎	16	○実践発表演習「人権教育コーディネーター養成講座受講者によるワークショップ（普通について考える）」 ○演習「人権啓発ビデオを活用した人権啓発について」
	市町立小・中学校PTA役員等人権教育研修会	7/5	吉塚合同庁舎	152	○講話「多様な性～性同一性障がいについて～」
	市町教育委員会教育委員等人権教育研修会	8/27	吉塚合同庁舎	34	○講話「『チーム学校』として学校や地域の在り方～学校が求めることは、学校に求められること～」
	市町教育委員会学校教育・社会教育担当部課長等人権教育研修会	10/1	吉塚合同庁舎	23	○講話「児童生徒のために学校・家庭・地域でできること」
北九州教育事務所	北九州教育事務所職員人権教育研修会	5/30	北九州教育事務所	29	○説明「福岡県部落差別の解消の推進に関する条例」 ○DVD視聴「ともに生きる私たちの未来」
		7/5	北九州教育事務所	32	○講義「ハンセン病患者・回復者等の人権問題」 ○DVD視聴「壁をこえて～ハンセン病問題・菊池恵楓園の歴史に学ぶ～」
		9月	北九州教育事務所	33	○「人権の視点から業務の進め方を考える」（班、室での協議）
		12/13	北九州教育事務所	31	○講義「北朝鮮当局による拉致被害者等の人権問題」 ○DVD視聴「北朝鮮による日本人拉致問題啓発アニメめぐみ」
	市町教育委員会教育委員人権教育研修会	11/11	北九州教育事務所	41	○説明「人権教育の現状と課題」

	名 称	期日	会 場	参加者数	研 修 内 容
北筑後教育事務所	北筑後教育事務所職員人権教育研修会	6/17	北筑後教育事務所	28	○講話「福岡県部落差別の解消の推進に関する条例について」
		7/17	うきは市人権啓発センター 他	28	○講話「地域における部落差別の解消のための取組について」 ○講話及びフィールドワーク「うきは市における被差別部落の役割」
		10/21	北筑後教育事務所	28	○講話「格差と貧困を乗り越える教育～気になる子ども達の背景を捉えることから～」 ※市町村教育委員会連絡協議会研修会と兼ねて開催。参加者数は教育委員を除く
	生涯学習・社会教育・スポーツ担当関係課及び人権・同和教育担当部課（室）長等会議	5/10	北筑後教育事務所	37	○説明「令和元年度北筑後教育事務所人権・同和教育室事業等について」 ○分科会「人権・同和教育の推進について」
	市町村教育委員会連絡協議会研修会	10/21	北筑後教育事務所	28	○講話「格差と貧困を乗り越える教育～気になる子ども達の背景を捉えることから～」
	北筑後教育事務所社会教育関係団体リーダー人権教育研修会	9/10	北筑後教育事務所	69	○DVD視聴・協議「人権啓発ビデオ『あなたに伝えたいこと』」 ○講話「差別の現実に深く学ぶ」
	南筑後・北筑後教育事務所管内地域活動指導員人権教育研修会	11/21	南筑後教育事務所	38	○協議「各市町村における地域活動指導員の取組」（グループ交流） ○講話「部落差別解消推進法が施行された～部落差別に関する基本認識を深める～」
	市町村立小・中・特別支援学校PTA人権教育研修会	6/24	北筑後教育事務所	257	○説明「自他を大切に子どもを育てるために」 ○講演「私と部落問題とのかかわりを通して、今思うこと」
南筑後・北筑後教育事務所管内社会人権・同和教育担当者研修会	10/28	南筑後教育事務所	16	○演習「部落差別解消に向けて、みなさんはどう取り組みますか？」 ○講話「夜間中学の現状と課題」	

	名 称	期 日	会 場	参加者数	研 修 内 容
南筑後教育事務所	南筑後教育事務所職員人権・同和教育研修会	4/20	南筑後教育事務所	5	○講話「人権・同和問題の解決に向けて」
		5/17	南筑後教育事務所	33	○講話「ガイジ発言に見る障がい者差別について」
		7/17	南筑後教育事務所	21	○講話「部落差別を問うー反差別・共感・連帯に向けてー」
		1/22	南筑後教育事務所	32	○講話「各課・室における今後の人権・同和教育の推進に向けて」
		10/8 10/9 10/15	八女市総合庁舎 筑後農林事務所	38	○講話「行政のための性的少数者の人権入門」 ○説明「2019年度人権基本講座」 ※人権・同和問題八女・筑後地区職場合同研修会に分かれて参加
	南筑後地区地域活動指導員連絡会	6/19	広川町 産業展示会館	26	○講話「人権課題を自分のこととして」
	市町社会教育主管課長・係長会議	4/24	南筑後教育事務所	46	○説明「本年度の社会人権・同和教育の推進について」
	市町社会人権・同和教育担当部課長・係長等合同研修会	5/22	南筑後教育事務所	13	○講話「部落差別解消のための教育・啓発の在り方を求めて」 ○情報交換「各市町における取組についての情報交換」
	南筑後地区市町公民館職員等研修会	5/16	南筑後教育事務所	55	○演習「人権課題を自分のこととして」
	市町社会教育関係団体リーダー人権・同和教育研修会	9/11	筑後市中央公民館	53	○講話「ヘイトスピーチを身近に感じて～在日朝鮮人の体験から～」
南筑後地区社会教育委員交流会	9/12	南筑後教育事務所	42	○演習「誰もが安心して高齢者になれる社会」	
市町教育委員会社会人権・同和教育研修会	5/29	大牟田市 中央地区公民館 宮原坑跡周辺	11	○フィールドワーク 「大牟田市フィールドワーク」	

	名 称	期日	会 場	参加者数	研 修 内 容
南筑後教育事務所	南筑後・北筑後教育事務所管内地域活動指導員人権教育研修会	11/21	南筑後教育事務所	38	○協議「各市町村における地域活動指導員の取組」（グループ交流） ○講話「部落差別解消推進法が施行された～部落差別に関する基本認識を深める～」
	南筑後・北筑後教育事務所管内社会人権・同和教育担当者研修会	10/28	南筑後教育事務所	16	○演習「部落差別解消に向けて、みなさんはどう取り組みますか？」 ○講話「夜間中学の現状と課題」
筑豊教育事務所	筑豊教育事務所職員人権・同和教育研修会	7/16	筑豊教育事務所	35	○講演「産炭地筑豊の現状と今後の展望～部落差別解消推進法の制定をふまえて～」
		2/13	筑豊教育事務所	42	○講義「人権が尊重される社会をめざして」
	市町村教育委員会社会教育・生涯学習関係課長及び館長等研修会	5/8	筑豊教育事務所	16	○講義「豊かな人権感覚の育成を目指して～今日的課題から見えてくるものを通して～」
	市町村教育委員等人権・同和教育研修会	9/6	香春町民センター	63	○講演「すべての人の学びを支える社会づくりのために」
	市町村教育委員会体験活動プログラム研修会・地域活動指導員等研修会	6/14	筑豊教育事務所	27	○講義「子どもたちの人権を大切にしたい体験活動」
京築教育事務所	京築地区社会人権教育担当者等会議	4/19	豊前市役所	16	○研修「人権啓発ビデオの活用について」 ○協議「京築地区各市町の取組について」
		11/6	京築教育事務所	12	○研修「性的少数者の人権課題について」 ○協議「京築地区各市町の人権教育及び啓発の取組について」
		3/6	行橋市	14	○協議 ・令和元年度の事業総括について ・令和2年度の研修計画について ○体験的参加型学習の演習（紙上報告）

	名 称	期日	会 場	参加 者数	研 修 内 容
京 築 教 育 事 務 所	市町（学校組合）教育委員会教育委員 等人権教育研修会	10/25	京都ホテル	27	○講話「すべての人の学びを支える社会づくりのために」
	京築地区社会教育 関係等人権教育研修会	9/27	京築教育事務所	15	○講義「人権教育・啓発の現状」 ○講話「性的少数者の人権課題の理解について」

3 その他の事業

- (1) 人権教育 DVD を各教育事務所人権・同和教育室（福岡教育事務所を除く）、県視聴覚ライブラリー及び本庁人権・同和教育課に配置し、各市町村・学校及び関係諸団体に貸し出している。
- (2) 福岡県は、毎年7月を「同和問題啓発強調月間」と設定するとともに、12月の「人権週間」と合わせて、啓発活動を実施している。
- (3) 人権教育指導者向け学習資料「KARA FULL」を発行し、各市町村・学校・社会教育施設等に配布し、活用を促している。